

平成20年11月26日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 堀 岡 敏 喜 | 2 番 | 炭 竈 ふく代 |
| 3 番 | 山 口 敏 子 | 4 番 | 小坂井 実   |
| 5 番 | 佐 藤 高 清 | 6 番 | 佐 藤 博   |
| 7 番 | 武 田 正 樹 | 8 番 | 立 松 新 治 |
| 9 番 | 山 本 芳 照 | 10番 | 杉 浦 敏   |
| 11番 | 安 井 光 子 | 12番 | 三 宮 十五郎 |
| 13番 | 渡 邊 昶   | 14番 | 伊 藤 正 信 |
| 15番 | 三 浦 義 美 | 16番 | 中 山 金 一 |
| 17番 | 黒 宮 喜四美 | 18番 | 大 原 功   |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 2 番 | 炭 竈 ふく代 | 3 番 | 山 口 敏 子 |
|-----|---------|-----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

|                              |         |                          |         |
|------------------------------|---------|--------------------------|---------|
| 市 長                          | 服 部 彰 文 | 副 市 長                    | 加 藤 恒 夫 |
| 教 育 長                        | 大 木 博 雄 | 総 務 部 長                  | 下 里 博 昭 |
| 民 生 部 長 兼<br>福 祉 事 務 所 長     | 平 野 雄 二 | 開 発 部 長                  | 早 川 誠   |
| 十 四 山 支 所 長                  | 横 井 昌 明 | 会 計 管 理 者 長<br>兼 会 計 課 長 | 村 上 勝 美 |
| 総 務 部 次 長<br>兼 税 務 課 長       | 若 山 孝 司 | 民 生 部 次 長<br>兼 環 境 課 長   | 久 野 一 美 |
| 開 発 部 次 長<br>兼 都 市 計 画 課 長   | 伊 藤 敏 之 | 教 育 部 次 長                | 高 橋 忠   |
| 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長         | 加 藤 重 幸 | 総 務 課 長                  | 佐 藤 勝 義 |
| 人 事 秘 書 課 長                  | 村 瀬 美 樹 | 企 画 政 策 課 長              | 伊 藤 邦 夫 |
| 防 災 安 全 課 長                  | 服 部 正 治 | 市 民 課 長                  | 山 田 進   |
| 保 険 年 金 課 長                  | 佐 野 隆   | 健 康 推 進 課 長              | 渡 辺 安 彦 |
| 福 祉 課 長                      | 前 野 幸 代 | 介 護 高 齢 課 長              | 佐 野 隆   |
| 児 童 課 長                      | 山 田 英 夫 | 総 合 福 祉 セ ン タ ー<br>所 長   | 伊 藤 薫   |
| 十 四 山 総 合 福 祉<br>セ ン タ ー 所 長 | 鯖 戸 善 弘 | 農 政 課 長                  | 石 川 敏 彦 |

|        |      |      |      |
|--------|------|------|------|
| 商工労政課長 | 服部保巳 | 土木課長 | 三輪眞士 |
| 下水道課長  | 橋村正則 | 教育課長 | 服部忠昭 |
| 社会教育課長 | 水野進  | 図書館長 | 伊藤秀泰 |

5．本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |    |      |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 佐藤忠  | 書記 | 柴田寿文 |
| 書記     | 岩田繁樹 |    |      |

6．議事日程

|              |                                |
|--------------|--------------------------------|
| 日程第1         | 会議録署名議員の指名                     |
| 日程第2         | 会期の報告                          |
| 日程第3         | 諸般の報告                          |
| 日程第4 同意第8号   | 監査委員の選任について                    |
| 日程第5 議案第52号  | 平成20年度弥富市一般会計補正予算（第4号）         |
| 日程第6 議案第53号  | 平成20年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第7 議案第54号  | 弥富市税条例の一部を改正する条例の一部改正について      |
| 日程第8 議案第55号  | 弥富市国民健康保険条例の一部改正について           |
| 日程第9 議案第56号  | 弥富市障害者医療費支給条例等の一部改正について        |
| 日程第10 議案第57号 | 平成20年度弥富市一般会計補正予算（第5号）         |
| 日程第11 議案第58号 | 平成20年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）   |
| 日程第12 議案第59号 | 平成20年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）     |
| 日程第13 議案第60号 | 平成20年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第14 議案第61号 | 平成20年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）     |
| 日程第15 議案第62号 | 平成20年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）  |
| 日程第16 議案第63号 | 平成20年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  |

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開会

- 議長（黒宮喜四美君） ただいまより平成20年第4回弥富市議会定例会を開会します。  
これより会議に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。  
会議規則第81条の規定により、炭竈ふく代議員と山口敏子議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。  
第4回弥富市議会定例会の会期を本日から12月19日までの24日間としたいと思いますが、  
御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。  
よって、会期は本日から12月19日までの24日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第3、諸般の報告をします。  
地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果報告書が提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願いします。  
以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 同意第8号 監査委員の選任について

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第4、同意第8号を議題とします。  
服部市長に提案理由の説明を求めます。  
服部市長。  
○市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。  
平成20年第4回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。  
議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中を御出席賜りまして、厚く御礼を申し上げます。  
本定例会におけます、まず初めに御提案申し上げ、御審議いただきます議案は、同意1件

でございます、その概要につきまして御説明申し上げます。

同意第 8 号監査委員の選任につきましては、佐藤博巳氏が平成20年12月19日任期満了のため、その後任者として弥富市鰯浦町上六181番地の 1、片岡明氏を選任したいので、地方自治法第196条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（黒宮喜四美君） これより質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 5 議案第52号 平成20年度弥富市一般会計補正予算（第 4 号）

日程第 6 議案第53号 平成20年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

- 議長（黒宮喜四美君） この際、日程第 5、議案第52号及び日程第 6、議案第53号、以上 2 件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

- 市長（服部彰文君） 次に御提案申し上げ御審議いただきます議案は、予算関係議案 2 件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第52号平成20年度弥富市一般会計補正予算（第 4 号）につきましては、農業集落排水事業特別会計繰出金を計上し、歳入歳出予算の総額を129億1,433万1,000円とするものでございます。

次に、議案第53号平成20年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、十四山東部地区処理場建設用地購入費を計上し、歳入歳出予算の総額を 8 億 9,400万円とするものであります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（黒宮喜四美君） 議案は説明を省略させ、これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案２件は原案どおり可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、本案２件は原案どおり可決決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 7 議案第54号 弥富市税条例の一部を改正する条例の一部改正について

日程第 8 議案第55号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について

日程第 9 議案第56号 弥富市障害者医療費支給条例等の一部改正について

日程第10 議案第57号 平成20年度弥富市一般会計補正予算（第 5 号）

日程第11 議案第58号 平成20年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第12 議案第59号 平成20年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）

日程第13 議案第60号 平成20年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第14 議案第61号 平成20年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第15 議案第62号 平成20年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第16 議案第63号 平成20年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

- 議長（黒宮喜四美君） この際、日程第 7、議案第54号から日程第16、議案第63号まで、以上10件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

- 市長（服部彰文君） 次に御提案申し上げ御審議いただきます議案は、条例議案 3 件、予算関係議案 7 件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第54号弥富市税条例の一部を改正する条例の一部改正につきましては、愛知県県税条例の一部改正に伴い、寄附金税額控除の対象を県と合わせるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第55号弥富市国民健康保険条例の一部改正につきましては、産科医療補償制度の創設に伴い出産育児一時金の支給額を改めるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第56号弥富市障害者医療費支給条例等の一部改正につきましては、中国残留邦

人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い、３本の条例をまとめて、その一部を改正するものであります。

次に、議案第57号平成20年度弥富市一般会計補正予算（第５号）につきましては、歳入歳出それぞれ4,726万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を129億6,159万3,000円とするものであります。

歳出の主な内容といたしましては、総務費におきましては、十四山支所に図書コーナーを設けるための工事請負費3,780万円であります。

民生費におきましては、保育所臨時職員賃金1,050万円、子ども医療助成費2,000万円、前年度生活保護費の額の精算に伴う国への返還金1,105万9,000円であります。

衛生費におきましては、麻しん等個別予防接種委託料840万円であります。

消防費におきましては、十四山支所改修に伴い、高度通信システム機器の設置場所変更のための工事請負費120万円であります。

教育費におきましては、鍋田支所の２階を適応指導支援室に改修するための工事請負費600万円、弥富北中学校駐輪場増設工事請負費2,000万円、十四山支所図書コーナーに置く児童図書購入費400万円、図書購入費500万円であります。

また、各款共通で人件費につきましては、当初予算編成時において配属予定の職員に支給する給料等で精算した額と、実際に配属した職員に支給する給料等の額の差額を補正するものでございます。

これらに対し、主な歳入といたしましては、地方税等減収補てん臨時交付金782万5,000円、財政調整基金繰入金１億263万9,000円等を増額計上いたす一方、地方特例交付金で4,452万4,000円、普通交付税2,113万2,000円を減額いたすものでございます。

次に、議案第58号平成20年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）につきましては、保険給付費、後期高齢者支援金等、老人保健拠出金等の増減額を計上し、歳入歳出の予算の総額を40億6,989万1,000円とするものであります。

次に、議案第59号平成20年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第１号）につきましては、土地開発基金に属する土地の売り払い収入895万2,000円を歳入に計上し、同額の土地開発基金繰出金を歳出に計上し、歳入歳出予算の総額を３億205万2,000円とするものであります。

次に、議案第60号平成20年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）につきましては、管路施設測量調査設計業務委託料、管路工事請負費、処理施設工事請負費等を減額計上し、歳入歳出予算の総額を７億6,167万3,000円とするものであります。

次に、議案第61号平成20年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第３号）につきましては、保険事業勘定において、介護保険事務処理システム改修委託料を増額計上し、歳入歳出予算の総額を17億8,502万8,000円とするものであります。

次に、議案第62号平成20年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、人件費の調整を行い、歳入歳出予算の総額を10億2,511万8,000円とするものであります。

次に、議案第63号平成20年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、後期高齢者医療保険料賦課収納システム改修委託料を増額計上し、歳入歳出予算の総額を3億2,745万円とするものであります。

以上、提案いたします議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係課長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 議案は関係課長に説明させ、補正予算は説明を省略させます。

まず、税務課長。

- 総務部次長兼税務課長（若山孝司君） それでは、弥富市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

2枚めくっていただきまして、3枚目に改正要点がございます。これをごらん願います。弥富市税条例の一部を改正する条例の一部改正要点をごらん願います。

第33条の7、寄附金税額控除の規定でございますが、20年度の地方税法の一部改正により、個人住民税における寄附金税制の拡充がされ、地方公共団体（県・市町村）の条例により控除対象寄附金を指定する仕組みの導入がされました。これらの地方税法の一部改正につきましては、5月の臨時議会で市の税条例を改正し、御承認をいただいたところでございますが、個人住民税につきましては、市において県民税と市民税を一括して徴収をいたしますので、今般、愛知県税条例が一部改正され、控除対象寄附金が指定されますので、これに合わせ、平成21年4月1日から施行予定の改正条例を一部改正することをお願いするものでございます。この改正により、第33条の7第1項1号から12号までの規定が第33条の7第1項1号から7号までとなり、第33条の7第1項3号から7号までが控除対象寄附金として指定され、愛知県の指定する内容と同様となりまして、21年度の個人住民税の寄附金税額控除の対象となっておりまして、

下の表をごらんいただきたいと思います。第33条の7、第3号につきましては、名古屋大学、県立大学を初めとする国立大学法人、公立大学法人等でございます。

続きまして、33条の7、4号につきましては、財団法人県がん研究振興会を初めとする旧民法の公益法人でございます。学校法人につきましては、私立高校、大学等でございます。社会福祉法人につきましては、弥富福祉会、弥富市社会福祉協議会等を初めとする社会福祉法人でございます。県更生保護協会を初めとする更生保護法人が33条の7、4号でございます。

33条の 7、 5 号につきましては該当がございません。

33条の 7、 6 号につきましては、認定 N P O 法人の 3 法人でございます。

33条の 7、 7 号につきましては該当がございません。

附則、この条例は、公布の日から施行をいたします。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 次に、保険年金課長。

○保険年金課長（佐野 隆君） それでは、御説明させていただきます。

議案第55号弥富市国民健康保険条例の一部改正についてでございますが、議案書をはねていただきまして、弥富市国民健康保険条例の一部を改正する条例ということで、第 4 条第 1 項でございますが、これは出産育児一時金の額を定める規定でございますが、これを「35万円」から「38万円」に改めるものでございます。

附則といたしまして、 1 . この条例は、平成21年 1 月 1 日から施行する。

2 といたしまして、平成20年12月31日以前の出産に係る出産育児一時金につきましては、なお従前の例によるということでございます。

続きまして、議案第56号でございますが、弥富市障害者医療費支給条例等の一部改正について御説明させていただきます。

議案書をはねていただきますと、三つの条例を改正するものでございまして、第 1 条は弥富市障害者医療費支給条例の一部改正、第 2 条は弥富市母子家庭等医療費支給条例の一部改正、第 3 条は弥富市精神障害者医療費支給条例の一部改正ということで、3 条例を変えます。

内容といたしましては、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条に規定する支援給付を受ける者を各医療対象受給者から除外するものであります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、改正後の弥富市障害者医療費支給条例、弥富市母子家庭等医療費支給条例及び弥富市精神障害者医療費支給条例の規定は、平成20年 4 月 1 日から適用するものであります。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） お諮りします。

本案10件は継続議会で審議したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、本案10件は継続議会で審議することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時19分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 黒 宮 喜四美

同 議員 炭 竈 ふく代

同 議員 山 口 敏 子



平成20年12月 8 日

午前10時00分開議

於 議 場

1．出席議員は次のとおりである（17名）

1 番 堀 岡 敏 喜  
3 番 山 口 敏 子  
6 番 佐 藤 博  
8 番 立 松 新 治  
10番 杉 浦 敏  
12番 三 宮 十五郎  
14番 伊 藤 正 信  
16番 中 山 金 一  
18番 大 原 功

2 番 炭 竈 ふく代  
5 番 佐 藤 高 清  
7 番 武 田 正 樹  
9 番 山 本 芳 照  
11番 安 井 光 子  
13番 渡 邊 昶  
15番 三 浦 義 美  
17番 黒 宮 喜四美

2．欠席議員は次のとおりである（1名）

4 番 小坂井 実

3．会議録署名議員

5 番 佐 藤 高 清

6 番 佐 藤 博

4．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

市 長 服 部 彰 文  
教 育 長 大 木 博 雄  
民 生 部 長 兼  
福 祉 事 務 所 長 平 野 雄 二  
十 四 山 支 所 長 横 井 昌 明  
総 務 部 次 長  
兼 税 務 課 長 若 山 孝 司  
開 発 部 次 長  
兼 都 市 計 画 課 長 伊 藤 敏 之  
監 査 委 員 長  
事 務 局 長 加 藤 重 幸  
人 事 秘 書 課 長 村 瀬 美 樹  
防 災 安 全 課 長 服 部 正 治  
保 険 年 金 課 長 佐 野 隆  
福 祉 課 長 前 野 幸 代  
児 童 課 長 山 田 英 夫

副 市 長 加 藤 恒 夫  
総 務 部 長 下 里 博 昭  
開 発 部 長 早 川 誠  
会 計 管 理 者 長  
兼 会 計 課 長 村 上 勝 美  
民 生 部 次 長  
兼 環 境 課 長 久 野 一 美  
教 育 部 次 長 高 橋 忠  
総 務 課 長 佐 藤 勝 義  
企 画 政 策 課 長 伊 藤 邦 夫  
市 民 課 長 山 田 進  
健 康 推 進 課 長 渡 辺 安 彦  
介 護 高 齢 課 長 佐 野 隆  
総 合 福 祉 セ ン タ ー  
所 長 伊 藤 薫

|                   |         |         |         |
|-------------------|---------|---------|---------|
| 十四山総合福祉<br>センター所長 | 鯖 戸 善 弘 | 農 政 課 長 | 石 川 敏 彦 |
| 商工労政課長            | 服 部 保 巳 | 土 木 課 長 | 三 輪 眞 士 |
| 下 水 道 課 長         | 橋 村 正 則 | 教 育 課 長 | 服 部 忠 昭 |
| 社会教育課長            | 水 野 進   | 図 書 館 長 | 伊 藤 秀 泰 |

5．本会議に職務のため出席した者の職氏名

|             |       |         |   |         |
|-------------|-------|---------|---|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 佐 藤 忠 | 書       | 記 | 柴 田 寿 文 |
| 書           | 記     | 岩 田 繁 樹 |   |         |

6．議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（黒宮喜四美君） おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（黒宮喜四美君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、佐藤高清議員と佐藤博議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（黒宮喜四美君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず安井光子議員、お願いします。

○11番（安井光子君） 皆さん、おはようございます。

トップバッターを承りまして、一般質問をさせていただきます。

私は、大きく分けて図書館の問題、子育て支援の問題、この二つについて一般質問を行います。

まず1番目、子供たち、市民により親しまれる図書館・学校図書館にするための質問に入ります。

今回の一般質問でこの問題を取り上げました理由は、12月補正予算に計上されている十四山支所に開設予定の図書室、図書コーナーといいますか、これに対する住民の期待、要望が大変強いことから、市の図書館行政全般についてお尋ねをいたします。

まず一つ目、市の図書館サービスの充実についてでございます。

一つ目、市図書館の蔵書と視聴覚資料等について。

蔵書などは多いが古い本が多い、新しい本が少ない、視聴覚資料も少ないとか、近隣町村に比べて本が見つらいなどの意見がございます。それで私は、近隣の市と町の図書館と比較してみました。蔵書数は、弥富市は一般児童とかA V、雑誌などを含めると合計が約16万2,000点でございます。人口1人当たりの冊数で比べてみました。弥富市は人口1人当たり3.7冊、愛西市は2.5冊、蟹江町は3.8冊でございます。弥富市は、蟹江町に続いて冊数としては多い方でございます。それから、図書館費と備品購入費、これも一般児童、A Vとか逐次刊行物、これの比較をしてみました。図書館費全体について見ますと、弥富市は約1,950万円、愛西市は5,200万円、蟹江町は4,100万円でございます。人口1人当たりに換算しますと、愛西市は弥富市の1.8倍、蟹江町は2.5倍の図書館費がついております。それで備品購入費を調

べてみますと、弥富市は約500万円、愛西市は1,200万円、蟹江町も約1,200万円でございます。人口1人あたりにしますと、弥富市は113円、愛西市は180円、蟹江町は322円、愛西市は弥富市の1.6倍、蟹江町は2.8倍の予算がついております。弥富市の図書館費の推移を見てみますと、18年度、19年度、20年は予算でございますが、比べますと若干ずつ弥富市でも図書館費はふえております。図書購入費についても18年度から19年度は56万5,000円ふえております。20年度は5万4,000円ふえているという状況でございます。それで、弥富市の図書費とか図書館費、備品購入費について先ほどの比較から見ますと、蟹江町とか愛西市に比べると非常に低いものになっております。

国の方の法律はどのようになっているか見てみますと、1950年に日本の図書館法というのでできました。第1条では、この法律は、社会教育法に基づいて図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とすると定めております。2005年には文字・活字文化振興法、これは図書館法と同じ理念に基づいた法律でございますが、その第7条の2項に、国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕ができるよう、司書の充実などの人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備、その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする、国と地方自治体に図書館振興の義務を課しております。

弥富市でも充実のために御努力はいただいていると思いますが、市の図書館の現状は、今申し上げました図書館法や文字・活字文化振興法の理念から見てみますと、大分おくらしているのではないかと思います。いかがでしょうか。

それで、まず質問です。市の図書館の現状をどう認識しておられるのでしょうか。数字で今お示ししました問題についてお答えをいただきたいと思います。

そして、図書館法の基本理念に立ち返って、資料の充実、人的体制の整備、これは司書の配置等でございますが、議論を尽くしていただき、御検討をいただいて、予算措置をしていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 図書館長。

○図書館長（伊藤秀泰君） 今の安井議員の問いにお答えをさせていただきます。

現在、弥富市の図書館の蔵書等は、図書資料の一般書は11万3,580冊、児童書は4万2,205冊、視聴覚資料は4,371点、雑誌は32点を所蔵しており、一人でも多くの方々に利用していただいております。今後はできるだけ充実を図っていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 何かお答えが一般的なお答えでございますので、充実していきたい

というそのお気持ちはわかりますが、図書館の充実というのは、地方自治体が文化とか教育にどれだけ力を入れているか、将来を担う人をつくっていく、子供たちを育てていく、こういうことに非常に大事な一つの指標であると思います。来年度予算には、ぜひこの予算の増額をしていただきたいと考えます。

次に移ります。次は、司書の充実など人的体制の整備について質問をいたします。

図書館を支える要素は、施設、資料と職員と言われております。この三つの要素の重要さの比重については、施設が1、資料が2、職員7の割合になるという言い方がされておりますが、とりわけ職員が重要だということではないでしょうか。

ことし6月、図書館法の一部改正を審議する衆議院文部科学委員会の参考人の質疑で、新聞に出ておりましたが、予算に限界があるので既存施設の連携で図書館の充実を図れないかという質問に対して、慶応大学の系賀参考人は、「妙案はない。与えられた資源を有効に活用するには司書の配置が必要である」と答えておられます。図書館を生かすも殺すも職員に負うところが大きい、司書の役割が非常に重要だと言われております。

図書館法第13条、教育委員会が必要と認める専門職員、事務職員及び技術職員を置くがございます。先ほどと同じように、弥富市、愛西市、蟹江町の司書の配置職員の数を調べてみました。弥富市は正職員が5名、臨時職員が2名だそうでございます。そのうち正職員でも臨時職員でも司書は一人もおられないということでございます。愛西市は正職員が5名、このうち司書の免許を持った方が2名おられます。臨時職員は6名です。蟹江町は正職員が5名、このうち司書が3名おられます。臨時職員は7名、7名の現職の方の中でも2名、司書補の方がおられるそうでございます。

図書館法でも、先ほど申しました文字・活字文化振興法でも、司書が必要であるということとを強調しているにもかかわらず、市はなぜ司書を置かないのでしょうか。近隣の市町は、職員も司書も弥富市より充実しております。弥富市も職員をふやして司書を置くべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 図書館長。

○図書館長（伊藤秀泰君） では、今の質問にお答えをさせていただきます。

図書館の司書の職員については、現在職員の中ではおりませんけど、市全体では数名の司書の資格を持っている方が見えます。これは人事異動等でよその課へ行って、いろいろと指揮をいただいているところでございます。また、今後については図書館の職員の方へ配置していただけるようお願いしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 質問の前に、先ほど館長が申されました蔵書の数について、多少私

が申し上げましたのと食い違う点がございますが、私が申し上げましたのは平成19年度の蔵書、その他の数でございしますので、お断りしておきます。

では、今、館長からお答えいただきましたが、図書館に司書を置くのは、専門職を置かなければならないと図書館法にこのように書いてございます。それで、弥富市が図書館に対していかに、こんなことを申し上げると申しわけないと思うんですが、図書館の役割、理念についていかに認識されていないか、このあらわれではないかと思います。ほかの部署の職員には司書の資格の方がいるというお答えでございましたが、図書館には専門職の司書を置かなければならないというふうになっているんですね。だから、今後ぜひこれは改めていただいて、人事異動であちらへかわったり、こちらへかわったりというものではなくて、必ず図書館の充実のためには司書を専門職として置いていただきたい、このように思いますが、市長、これについてお答えをお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 安井議員にお答え申し上げます。

近隣市町村のさまざまなデータ分析をしていただいておりますが、私どもも今回十四山支所の公共施設の有効利用という形の中で、図書の分室を設けていこうということを皆様に御決定いただき、また今回の補正で、その中の蔵書等においてお認めをいただくということで進めさせていただいております。

そうした形の中において、人の問題、運営等におきましては、今後開設するまでに十分協議をして、少しでも充実した図書館という形の中で、あるいは図書分室という形の中でやっていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） では、次の問題に移ります。弥富市図書館の開館日と時間についてでございます。

夏・冬休みを除いて月・火が休館日になっております。他の市町村を見ますと、休館日は月曜日のみでございます。弥富市もぜひ火曜日は開館してほしいという市民の要望にこたえていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

それからもう一つ、開館時間の問題でございしますが、水・木・金は9時から19時、夜7時まででございます。これについては、働いておられる方から非常にありがたいという声もいただいております。土・日の9時から17時までを、できましたら18時までに延長していただきたいと思いますが、この点についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 図書館長。

○図書館長（伊藤秀泰君） お答えさせていただきます。

今、安井議員の方から言われましたように、図書館の運営は月曜日・火曜日・祝日は休館

日となっておりますが、夏休み・冬休みの期間中は火曜日も開館しており、平日の時間帯は9時から午後7時まで、土曜日・日曜日・火曜日は午前9時から午後5時までを開館しており、利便性を高めているところでございますけど、火曜日の開館ということでございますが、次年度の4月、十四山の図書コーナー等の開館に合わせまして、今後火曜日・祝日等の開館の検討を今しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 今、火曜日の開館については御検討中ということでございましたが、ぜひ時間的な問題、土・日の18時までの延長についても、先ほど申し上げましたように、弥富市の図書館は職員の数が非常に少ないものとなっております。火曜日の開館にあわせてぜひ職員の増員、そして司書を置いていただきたい、これを求めておきます。

次の問題に移ります。市外在住者への貸し出しについてでございます。

弥富市の場合、館外貸し出しは市内在住、在勤、在学者と愛西市、蟹江町、飛島村在住者となっているようでございます。弥富市立図書館条例施行規則第7条の4では、市内在住、在勤、在学者以外の人には館長が適当と認める者となっております。市民に愛され、親しまれ、近隣市町村の人々にも開かれた図書館であることを施行規則にきちんと明記すべきではないかと考えます。愛西市、蟹江町、飛島村の在住者の方も館外貸し出しができる、これを明記すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 図書館長。

○図書館長（伊藤秀泰君） では、お答えをさせていただきます。

今後は幅広く皆さんに利用していただけるよう、規則の一部改正等を考えております。これも、十四山支所の絡みと一緒に検討していきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 次に、学校図書館の充実について質問をいたします。

学校図書館は、学校図書館法により、その第1条で、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もって学校教育を充実することを目的とすると、皆さんも御存じのようにうたわれております。市としても学校図書館の充実には御努力はいただいていると思ひます。

まず一つ目、平成5年3月の初等中等教育局長通知、学校図書館図書標準の基準から見ますと、市内小・中学校の蔵書冊数は充足していますでしょうか。基準よりも低い蔵書の学校はないでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 教育課長。

○教育課長（服部忠昭君） それでは、安井議員の御質問にお答えします。

文部科学省は、平成5年に学校図書館の図書基準を定め、学校の規模に応じた蔵書数を定めています。また、平成19年度からは新学校図書館図書整備5ヵ年計画をスタートさせ、公立の義務教育諸学校に対し、図書整備費の交付税措置をしております。しかし、全国の多くの学校では、この図書標準冊数を満たしてはおりません。弥富市の市内10小・中学校につきましても、ほとんどの学校で蔵書冊数は図書標準に達しております。2校のみが標準冊数には達していませんけど、小学校としましてはすべて国の基準に達しております。中学校につきましても、一部の学校は満たしていませんけど、今年度中に1校については満たす予定をしております。もう1校につきましても、順次計画的に蔵書を計画していきたいと思っております。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） ぜひ文科省が定めている基準にせめて達成できるように御努力をいただきたいと思います。一日も早くすべての学校が豊かな蔵書の中で勉強できるようにしていただきたいと思います。

次の問題に移ります。

小・中学校の図書購入費を見てみますと、平成18年度には約470万円、19年度は440万円、19年度は18年度より24万5,000円少なくなっております。20年度の予算から見ますと500万円弱でございます。これは19年度に比べますと63万円ぐらいふえております。ぜひ計画的に蔵書の本数をふやしていただくようお願いしたいと思います。

小規模校では、年間20万円前後の費用では百科事典や図鑑などを買った後、あとの本は買えないなどの声も聞いております。

学校では、図書に関して、朝10分から15分間、朝の読書タイムを持ったりして、気持ちを落ち着かせて授業に臨んでいく取り組みが、学校によっては数年間継続して行われているようでございます。子供たちは本に親しみ、よく本を読むようになったとか、心穏やかに授業に取り組めるようになったという成果も生まれていると聞いております。学校図書館は知の宝庫です。みずから考え、主体的に判断をし、行動できる力を備えた子供を育てる、子供の可能性を伸ばしていくのが学校図書館です。弥富市の将来を担う子供たちのために、未来への投資である学校図書館費用をぜひ増額していただきたいと思います。

それから、学校図書館法第5条では、司書を置かなければならないとなっていたのですが、図書館法の附則特例で司書教諭を置かないことができる、このように変わりました。また97年には附則の一部改正で、12学級以上は司書教諭を置くことになりました。司書教諭は、現在授業を兼務して学校図書館の仕事に専念することは極めて困難である、時間がないというお話を聞いております。市としても、附則の司書教諭設置の特例を撤廃して、各学校に専門の司書教諭を置けるよう、国・県に予算的な措置も含めて働きかけていただきた

いと思います。この2点について質問をいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 教育課長。

○教育課長（服部忠昭君） それでは、まず財政の関係でございますけど、図書館費の増額の関係でございますけど、財政上の問題もございますが、今後も蔵書の冊数、内容を充実させていくことが重要かと思っております。そのためには行政だけではなく、保護者の方に図書の寄贈等もお願いすることの一つの方法かと考えております。

次の図書館司書の設置の関係でございますけど、現在市では、全小・中学校に図書館の整理をする事務の方を10校で3名の方をお願いしておりますので、図書館の司書教諭ではございませんけど、図書の充実等に努めておりますので、御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 今、お話がございましたように、弥富市では図書の補修とか、整理のために3名の方が各学校を回ってそれに当たっておられるということを聞いています。学校サイドでは非常に助かっているというお声も聞いておりますが、これは事務的な問題でございまして、学校司書教諭の設置というのは、子供たちの読書欲を高めるとか、教育文化的な水準を高めていくためにも今後非常に重要だと考えます。市長、ぜひ国や県に司書教諭を設置することを働きかけていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 安井議員にお答え申し上げます。

さまざまな教育環境の中で、学校等における図書の役割というのは非常に大きいものがあるかと思っております。そういった形の中で、先ほど担当課長が申し述べましたように、今後は大変財政が厳しい状況ではございますが、小学生あるいは中学生の教育上欠かすことができないという中において、さらに充実を求めて頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 司書教諭の特例の撤廃とか、司書教諭を置けるように、この働きかけについてはお答えがございましたが、強く要望をしておきます。

次の問題に移ります。十四山支所に開設予定の分館といいますか、分室といいますか、図書コーナーの問題についてでございます。

今回の補正予算で、十四山支所の管理委託料とか、整備工事請負費、図書購入費、児童図書とかAV購入費、臨時職員の賃金、合わせて5,175万円が計上されております。どのような内容・規模、例えば蔵書の数とか、視聴覚資料、職員の数とか、開館時間について等、全体的な内容をお知らせいただきたいと思います。

それから、次の質問もあわせてさせていただきます。

住民の意見、声を取り入れた内容にしてくださいということで、私は住民のすべての方にはできませんでしたが、アンケートで十四山支所の図書コーナーについて、皆さんの御要望を伺ってみました。

開館日は、月曜日以外は9時から夜6時まで開いてほしいとか、本は家庭にあるものを寄贈させてほしい、それから種類別表示などは大きく見やすいように、年寄りもよく見えるようにしてほしいとか、一般書と児童書のコーナーを分けてほしい、雑誌はできるだけ多くしてほしい、住民が気楽に入れる図書館にしてほしい、コピー機があると非常にありがたいとか、こういう御要望がたくさん寄せられました。この住民の要望をできるだけ取り入れて分館を設置していただきたいと思いますのですが、この2点についてお答えをよろしく願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 図書館長。

○図書館長（伊藤秀泰君） では、安井議員にお答えをさせていただきます。

十四山支所の1階の約237平米を図書コーナーとして利用していきたいと考えております。内容としては、一般書、児童書、絵本、紙芝居を合計4,800冊程度、逐次刊行物、これは新聞等でございます。雑誌を50誌ほど、それから視聴覚資料150点の所蔵を考えております。ほかに閲覧、談話、視聴覚コーナーを設置し、一人でも多くの方に憩いの場として喜んでいただけるように配慮したいと思います。図書コーナーの開設については、来年の4月を予定しております。弥富市の図書館との連携を取りながら、火曜日から日曜日までの午前9時から午後5時までを考えて、利用していただきたいと思いますと考えております。

二つ目の質問では、いろいろと要望等の意見をお聞きしましたが、市民がいつでも自由に本に親しめるように進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 今のお答えに対して、3点ほど質問をいたします。

視聴覚資料も置かれるということでございましたが、ビデオデッキなど何台備えられるのでしょうか。

それから、開館時間が9時から5時までということでございますが、働く人たちが5時までですと見ることはできません。だから、せめて6時まで延長していただくことはできないのでしょうか。

それから、職員はどのように配置される予定でしょうか。これについて質問をいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 図書館長。

○図書館長（伊藤秀泰君） まず、一つ目の視聴覚機材ですけど、今はビデオというのはなくなってきておりますので、CDとかDVDの方2台を見ていただけるように設置をしていき

たいなということを今考えております。

時間の問題でございますけど、今の図書館の方は4月から7時までやっておりますので、この辺のところについては市の方へ来ていただくといったようなことも、今後十分検討していきたいと思っております。それから、職員についてもできるだけの人数で対処していきたいと。毎日やろうと思えば最低2名から3名の人数が要るのではないかなということは予測されますけど。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 時間についてでございますが、私が皆さんにお願いしたアンケートの中では、十四山地区の皆さんは弥富市の図書館へおいでいただくよりも、飛島とか蟹江が近いもんですから、また蔵書も充実していますので、実際にはそちらの方へ足が向いているという方が多いんです。だから、本当に支所に図書コーナーができるということは、身近にできて本当に喜んでおられるわけでございます。なかなかこちらは交通の便も悪いし、駐車場も少ないし、だから来にくいということを言ってみえるんですね。時間的にもぜひもう少し、もう1時間ぐらい延ばしていただく、そして皆さんが他の町村の図書館じゃなくて、弥富市の分室を大いに利用できるように御配慮をいただきたいと思います。

これについてお答えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 安井議員にお答え申し上げます。

十四山の図書の分館におきましては、来年の4月開設を目標にこれから準備を進めてまいりるわけでございますが、御質問の時間帯でございますけれども、当初は9時から5時までという形の中で、一応利用状況等を今後見させていただきたいというふうに考えておりますので、夏時間等もございます。そういったことも含めて当初は5時までという形の中で、それから利用状況をかんがみながら検討していきたいと思っております。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） では、次の問題に移ります。少子化対策と子育て支援についてでございます。

まず一つ目、妊産婦健診の無料化拡大についてでございます。私は、9月議会でもこの問題を取り上げ、市長から妊婦健診の無料化を来年度から、5回から7回に引き上げるという御回答をいただいているのでございますが、今回また取り上げることにいたしました。

その理由は、麻生内閣が追加経済対策、これは10月30日に発表しておりますが、妊婦健診の14回無料化を盛り込んでおります。妊婦が費用の心配をせずに、必要な健診を受けられるよう、国庫補助制度を新たにつくって、公費負担をふやすと言っております。弥富市でもぜひ14回を無料として、安心して妊婦が母体と胎児の健康を守れるよう支援していただきたい

と思います。あわせて、お産後の母体の健康を守る上で産婦健診は欠かすことができません。県下では、4自治体の実施していると聞いております。妊産婦健診は、自治体が補助している分を除くと全額自費で支払わなければなりません。1回の健診で5,000円から1万円、検査があるとそれ以上かかります。今の経済危機、不況の中でお金がなくて医者にも行けず、出産する病院がないという悲劇も起こっておりますし、起こりかねない、これから大変深刻な状況でございます。

少子化がますます進む中、妊産婦健診14回プラス2回は国の制度としてつくるよう要請していただきたいと思います。しかしながら、このような経済の状況からして、当面産婦健診の2回は市の負担で、子育て支援に力を注いでいる市として実現していただきたいと思います。ですが、いかがでしょうか。

- 議長（黒宮喜四美君） 健康推進課長。
- 健康推進課長（渡辺安彦君） お答えをさせていただきます。

妊婦健診につきましては、さきの9月議会で安井議員の質問にお答えをさせていただいておりますとおり、来年から7回受けていただくようにということで考えております。それで、ことし10月30日に発表されました政府の追加経済対策におきまして、妊婦健診の無料化に向けた取り組みの推進が盛り込まれたわけですが、財政措置につきましては、補助金または地方交付税等2本立てで今検討がされておまして、今後国の動向を見守っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

なお、産婦健診につきましては、妊婦健診を今優先させていただいておりますので、現在は考えておりません。以上です。

- 議長（黒宮喜四美君） 安井議員。
- 11番（安井光子君） 妊婦健診の14回、これは麻生総理も公約というか、追加経済対策ではっきりと言っていることでございます。補助金とか予算的な措置についてはいろいろ問題もございますが、ぜひ子育て支援、今の経済状況を考えますれば、弥富市では国の経済対策が通れば、愛知県のほかの自治体では恐らく14回まで無料化が実現してくると思います。弥富市も、ほかの市町村に先駆けて、ぜひ14回無料化の実現をしていただきたいと思います。市長、いかがでしょうか。
- 議長（黒宮喜四美君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） 安井議員の御指摘のとおり、妊産婦の健診、あるいは少子化対策という形の中で、政府は2次の補正予算で約2,500億の予算計上をしていきたいというふうに言われております。そういった状況がもっともっと早く通るといいわけでございますが、来年の1月の通常国会の方で御提案されるということを聞いておりますので、その動向を見きわめながら、しっかりと対応していきたいと思っております。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） ぜひ実現の方向でお力添えをいただきたいと思います。

次の問題に移ります。白鳥保育所の開所時間を朝7時30分にしてくださいという問題です。

現在、朝8時からになっております。以前から要望が出ていたのでございますが、私は7時45分に門の前に立ちました。8時前後には5人ほどの保護者が子供さんを連れてみえました。あるお母さんは、「私は国道1号線の向こう側に住んでいます。仕事で毎朝8時8分の近鉄に乗らないと仕事が間に合いません。8時を待って子供を預け、県道は毎朝渋滞しているので、県道を通ったのでは間に合わない。わき道を迂回して、佐古木駅の北に駐車場を借りて、電車に飛び乗って行く毎日です。どうか7時30分から預けられるようにしてください」、「このような切実な声をいただきました。ほかの人たちも8時では職場に間に合いません。7時半から預かれるようにしてくださいと訴えてこられました。このように何人かの希望者がいますので、開所時間の繰り上げをぜひ実現してください。

それとあわせて、ほかの保育所でも希望があれば開所時間の繰り上げ、また保育時間の延長を御検討いただきたいと思います。特に、現在働く人の雇用情勢が厳しくなっております。ぜひ子育て支援の一環として、この問題の実現をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 児童課長。

○児童課長（山田英夫君） それではお答え申し上げます。

現在、保育所の保育時間につきましては、通常は平日午前8時から午後4時までが保育時間となっております。土曜日につきましては午前8時から12時までとなっております。南部、桜、弥生保育所につきましては、朝7時半から実施しているところでございます。平成21年度から、十四山保育所も同様に朝7時半から実施することにしております。ひので、西部、白鳥、大藤、栄南保育所につきましては、議員がおっしゃるとおり、現在朝8時からとなっております。それから夜の延長保育の時間でございますが、南部、桜、弥生、白鳥保育所につきましては午後7時まで、十四山保育所につきましては午後6時45分まで、大藤、栄南、西部保育所につきましては午後6時までとなっております。平成21年度からは十四山保育所につきましては、平日は午後7時まで、ひので保育所につきましても平日は午後6時まで保育時間を延長することとしております。

さらなる保育時間の延長ということでございますが、先ほど5人ほど見えますとおっしゃって見ましたが、これにつきましては、次世代育成支援行動計画のアンケートをこれから実施しようと考えておりますので、利用者のニーズ等も調査をして検討していきたいと思っております。

さらには職員の勤務体制もございますし、市内の保育所間もちょっとばらばらという、保

育所間の条件整備などもあわせて考慮して、適切な運営に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 特に白鳥保育所の開所時間については、お話を聞いてみますと、待ったなしの状況でございます。ぜひ朝7時半からの実現を強く要望しておきたいと思います。皆さんの御意見を聞いてから、アンケートをとってからということでございましたが、1日も早く実現をしていただきたいと思います。

では、次の問題に移ります。

保育所は希望があれば6ヵ月児から預かってください。あるお母さんから、地方から出てきているので近くに親戚や知り合いもいません。民間の会社に勤めているので、子供が生まれてから8ヵ月も休めません。公立の保育所だから、せめて6ヵ月から預かってもらえないだろうか、このような御相談を受けました。しかし、8ヵ月から預かるという規定だからだめでした。合併前、十四山の保育所は、希望者は6ヵ月から預かってもらえました。しかし、合併後、弥富市に右へ倣えになりました。やむなく他市の私立の保育園に連れていかれる方もございます。なぜ弥富市は8ヵ月からしか受け入れないのでしょうか。希望者も、お話を聞いてみますとございます。どうしてできないのか、お答えいただきたいと思います。

次の問題もあわせて質問させていただきます。

十四山保育所の通所バスの存続についてでございます。

弥富市と十四山村の合併したときの合併協定では、3年以内に見直すとなっております。どうなるんだろうという不安、ぜひ存続してほしい、どうしても存続をしてほしいという声ばかりでございます。現在、バスを利用している園児は、3歳児以上約140名だそうでございます。二つの小学校区に一つの保育所でございます。地域も広く、車のない人や乗れない人は送り迎えができなくなります。バスが廃止になったら本当に困ります。ぜひ通所バスを続けていただくようにとの住民、市民の希望でございます。

この2点についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 児童課長。

○児童課長（山田英夫君） それではまず1点目に、6ヵ月児からの受け入れをということでございますが、現在、乳児の受け入れにつきましては、南部、桜、白鳥、弥生、十四山保育所では議員のおっしゃるとおり8ヵ月児から受け入れを実施しております。西部、ひので、大藤、栄南保育所につきましては、満10ヵ月児から受け入れを実施しているところでございます。家庭の諸事情等いろいろあるかと思いますが、やはり生後間もない乳児の育児につきましては、親子の触れ合いの場である家庭での育児が大切な時期であると思っております。ただ、保育所間での8ヵ月と10ヵ月という受け入れ月数の違いがございますが、その辺は考

慮しなければならないと思いますが、基本的には現状のとおり進めてまいりたいと考えております。

それから、十四山保育所の通所バスの存続の件でございますが、十四山保育所の送迎用の保育バスの運行につきましては、1台で運行しております。現在、十四山地区内を3コースに分けておりまして、平日の朝は午前8時からおおむね午前9時ちょっと過ぎごろまで、夕方につきましては午後3時から午後4時ちょっと過ぎごろまで、それぞれ1時間ちょっと超えた程度で児童の送迎をさせていただいております。

今後の保育バスの存続でございますが、議員がおっしゃるとおり、合併協議会の中で3年間を目途として調整するということになっておりましたので、検討した結果、さらに3年間を目途として引き続き継続するということにいたしました。

なお、保育バスは弥富地区内では実施しておりませんので、地理的な条件、それから弥富市全体としての不公平感がないようにしなければならないというふうにも考えておりますので、将来的には3年後になると思いますが、検討をしなければならないと思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 保育園の生まれて6ヵ月児からの受け入れでございますが、先ほど申し上げましたように、今特に何遍も申しておりますが、経済的な事情も大変厳しいものになっております。親子の触れ合い、これは本当に大きな問題でございますが、経済的な事情で働かなければならない若い方が共働きでふえております。だから、今の状況にあわせても、ぜひ6ヵ月から受け入れができるように御検討をいただきたいと思っております。これは要望としてお聞きいただきたいと思っております。

これをもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（黒宮喜四美君） 1時間近くなりますので、ここで11時10分まで休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に大原功議員、お願いします。

○18番（大原 功君） 中学校の跡地に小学校を建設するということでありますので、この質問について聞かせていただきます。これは大木教育長の方がよくわかると思いますので、教育長にお願いいたします。

9月議会では学校建設特別委員会というのが設置されましたが、市側はこの問題について

どのように進んでおりますか、お聞きいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 大木教育長。

○教育長（大木博雄君） 用地測量、それからボーリング調査の補正をいただきまして、発注をさせていただき、現在、測量等の作業中でございます。その後、今回12月議会で特別委員会をお願いしております。プロポーザル方式で行おうと思っておりますが、その審査委員さんとして委員さんからお1人お願いしたいということや、それから今後の基本設計までの進め方について御協議いただくということで考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 進めていくということなので、もしわかったら県の方に何どきに何回行かれたかということと、国の方については、国会議員なり担当者なりに何回、何どに行かれたかということがわかれば教えてください。

○議長（黒宮喜四美君） 教育長。

○教育長（大木博雄君） 桜小学校がマンモス化しておりまして分離校が要ということで、国、県の方へ市長、それから教育委員長等もお邪魔をいたしました。6月4日に文部科学副大臣、衆議院議員 江崎鐵磨氏、それから翌5日に衆議院議員の海部氏、参議院議員の鈴木政二さんといったところへお邪魔をさせていただきました。なお、愛知県知事の方につきましては7月3日、それと教育長の方にもお邪魔をさせていただきました。あとそれぞれ管内といいますか、県議会議員につきましては市長の方から直接お会いして、お願いをさせていただいております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そういうふうに進めていただきたいと思うので、学校についてはよろしくお願いいたします。

次に市長のことでありますが、まず市長が、福寿会、商工会、民生委員、教育委員会というところについては招待旅行なのか公務で行っておるのか、ここをお伺いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 大原議員にお答え申し上げます。

福寿会、商工会、民生委員、あるいは教育委員という形のさまざまな団体があるわけですが、こちらにつきましては、私は日程を調整させていただいて、呼び出しているわけですので、基本的には時間の許す限り参加をさせていただいております。そういった中では、市の規定、前例等に基づいて、きちっと実行させていただいております。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） では、その担当者の方にちょっと聞きますけれども、これについて

は、今市長が言うように公務でという話だから、日当とか公務災害についてはどういうふうになっておる。

○議長（黒宮喜四美君） 人事秘書課長。

○人事秘書課長（村瀬美樹君） それでは、大原議員の御質問にお答えをさせていただきます。

旅費についてと公務災害についての御質問でございますけれども、複数の部にまたがりま  
すので、一括して私の方からお答えをさせていただきます。

まず旅費の額につきましては、公務のものにつきましては、旅費条例、規則に基づきまし  
てお支払いをしております。個別には、農業委員、教育委員の団体旅行につきましては公務  
の取り扱いをしておりますので、公費負担はございません。また、民生委員会等、市の行  
政機関や育成団体の旅行につきましては、公務として条例に基づき宿泊料、日当の旅費を支  
出したしております。そして、全額を当該団体へ旅費としてお支払いをしております。他の  
団体旅行の場合については、参加する場合は団体の負担となっております。

また、公務災害のお尋ねでございますけれども、公務であるものについては公務災害の取  
り扱いをしております。

それから、具体的な額につきましてですけれども、宿泊料につきましては甲乙という定め  
がございますので、それぞれ甲地方・乙地方の規定に基づきお支払いをするとともに、日当  
につきましては1日2,600円でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 私は、日当について、どこへ行ったら幾ら日当がついたということ  
を聞いておるわけだ。規定はわかっておるんだ。

それからもう一つ、公務以外に行っておることについて、公務災害をつけてあるのか、つ  
けておらんのか。

○議長（黒宮喜四美君） 人事秘書課長。

○人事秘書課長（村瀬美樹君） 日当についての御質問にお答えをさせていただきますけれ  
ども、日当につきましては1日2,600円でございます。それから宿泊料につきましては、甲地  
方が1万3,100円、乙地方が1万1,800円でございます。

なお、公務災害につきましては、公務として旅行に参加したものについては公務災害の適  
用があるということでございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 普通は、公務じゃなくても市長というのは弥富市の代表者だから、  
公務災害をつけるのが普通だと思うんだな。規定がないから、招待だからそれはいかんとい  
うこと自体が、やっぱりちょっと間違っておらんかなあと思うんだわ。こういうのをつけ  
てきちっとすることが、もし何かあったときに困るわけだな。だから、招待状を持っていた

ら、招待で自費で行かれるとかはいいんだわ。いいけれども、それなりの招待状をもらった以上、自費で行っても公務災害をつけることは当然のことだと思うんだわ。この辺について、これからどう考えるか。

○議長（黒宮喜四美君） 人事秘書課長。

○人事秘書課長（村瀬美樹君） 私どもとしては、公務災害補償につきましては、公務災害補償基金というところが公務災害のお認めをしていただけるかどうかということにかかってくるわけでございますけれども、あくまでも私費で行かれた旅行につきましては、公務ではないという取り扱いをしております。また、関係団体と調整が必要になるかとも思いますけれども、このように公費で行くか行かないかによって判断が分かれてくると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 今回、市長が海外へ行かれました。海外では地中海、北アフリカ、イギリスやらスペインへ行っておられますが、このメンバーについては、議会で言われたときは名港管理組合と商工会が大半だと思ったんだね。実際、名港管理組合は行っている人が4人、それから商工会の役を持ってみえる人が4人、その4人の役員の中には奥さんも行っておるわけだ、3人。そして、その費用が宿泊等も全部で191万9,000円かかっておるわけね。これについて聞くんだけれども、飲食代というやつが28万7,603円かかったわけだ。そうすると、13日だから39回ぐらいで1回の朝・昼・晩について計算すると、平均7,550円かかっているわけだ。余りにも研修としての金額が高過ぎるんじゃないかなと思うんだけど、この辺について担当者にお伺いします。

○議長（黒宮喜四美君） 人事秘書課長。

○人事秘書課長（村瀬美樹君） それでは、ポートセールスの飲食代等々についての御質問でございますけれども、これにつきましては、経済界の核たるメンバー、それから名港管理組合のトップを初めとするメンバーの皆様が御参加をさせていただいておる旅行でもございます。その行程の14日間という日数等々を勘案し、また海外ということを勘案すれば、総合的に社会通念上、妥当な範囲内であるというふうに私どもは思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 相当のメンバーというけれども、大成建設は市の指名業者じゃないのか。ここら辺をちょっと聞く。

○議長（黒宮喜四美君） 市長。

○市長（服部彰文君） 大原議員にお答え申し上げます。それと同時に、少し訂正をさせていただくわけでございますが、今回の名古屋港の利用促進という形で私どもが訪問いたしましたのは、キプロス、フランス、ナイジェリア、モロッコでございまして、イギリスとかスベ

インの方には出かけておりませんので、訂正をさせていただきます。

それから大成建設さんは、私どもの今回のこのミッションは、いわゆる経済交流ということも大きな役割として持っておったわけでございます。今、大成建設さんは、ODA、いわゆる国際経済開発機構の中で、ナイジェリアでその地域における橋を建ててみえます。そういった形で、そちらの方で働いてみえる方との経済交流ということも含めて御参加されたというふうに思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） ただ大成建設というのは、国でも県でもゼネコンと行くということはあるけど、今まで。この間も東京の石原知事が息子さんを連れて一緒に回ったということとで、大きく新聞に報道されたわけだ。

それともう一つは、これだけのメンバーだからというので、普通大体1ヵ月、食事代が一般家庭でも二十何万は絶対かからんだ。そういうことからいったら、もうべらぼうに高い。行っておる人は相当のメンバーというけど、みんなこれ運送会社だけだが。運送会社は相当なメンバーかということ。名古屋市も行っておらん、東海市も行っておらん、知多も行っておらん、四日市も行っておらん、飛島も行っておらん。市長としては弥富だけなんだわ。これが伊勢湾に湾岸しておる相当なメンバーになるのか。

平成16年9月29日に、スーパー中核都市として名古屋市から四日市までをウォーターゾーン整備ということでやっておるわけだ。そのときにはもう予算が全部ついておるわけ。当時、今の局長がおったでわかるけれども、議長会でそういう話があったわけだ。これは見ておると運送屋ばかりだ、ずうっと。東洋倉庫やら、豊田やら、それから五洋建設、こういうところばかりだ。伊勢湾海運とか、いろんなのが載っておる。商工会という名前をつけておって、商工会からはたった4人しか行っておらんわけだ。その中には奥さんが3人行っておるわけだ。そして片方は名港管理組合というけど、4人行っておるわけだ。4人の中で女性が2人行っておるわけだ。相当のメンバーということとはどの辺が相当のメンバーか。

○議長（黒宮喜四美君） 人事秘書課長。

○人事秘書課長（村瀬美樹君） 本市の発展におきまして港湾の整備拡充は欠くことのできないものでございます。このたび、国土交通省の平成21年度の概算要求に鍋田ふ頭のコンテナターミナルの新規整備が盛り込まれました。このことにつきましては、弥富市のたび重なる陳情は無論のことでございますけれども、愛知県、名古屋市、名古屋港管理組合や名古屋市商工会議所、中部経済連合会を初めとする経済界など、名古屋港を取り巻く官民が一体となった必死の思いが通じたことであると考えております。計画では今後7年間で264億円の国費が投入されるわけでございますけれども、この整備事業が順調に推移するためには、ターミナルの能力に対し、今後もコンテナ、貨物量の伸びが続くという、さらなる利用促進が不

可欠でございます。こうした状況の中、鍋田ふ頭、名古屋港をPRし、さらなる利用促進のために市長に名古屋港のポートセールスに参加をしていただきました。このことは、港のPR、経済交流、人的交流を一層図ることになりまして、とても重要なことでございます。御理解をいただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 国土交通省というけど、国土交通省はここに入っておらんがね、一人も。どうしてこれは入っておらんの、国土交通省が。国土交通省と言うのなら、国土交通省がここに入っておらんといかんのだ。そして、名港管理組合といえば県会議員が議長を務めたりなんかしておるわけだ。一人も行っておらん、県会議員は。

それから湾岸整備にしても、弥富市は名港管理組合について埋め立てを了解するだけのことなんだ。お金を出しておるわけじゃない。国と県でやっていただいております。それにこれだけのお金を使うのはどういうことだということ。市民感情から見ても191万幾らというのは、これは社員旅行か、そういうふうに見えちゃうがね。商工会が4人で、37人のうちでは8人が基本で、29人の方は運送屋とかそういうところばかり。あなたの言う国土交通省と云ったら、国土交通省の次官とか主管がおればいいよ。いないわけだ。どうして国土交通省というふうにするの。国土交通省は知っておるの、行ったのを。だれが、あなたの言う国土交通省の担当者として行ったの。

○議長（黒宮喜四美君） 人事秘書課長。

○人事秘書課長（村瀬美樹君） 私の言葉が足りずに誤解を受けられた面がありましたらおわびを申し上げますけれども、私が申し上げたのは、平成21年度の国土交通省の概算要求に盛り込まれたことが、弥富市を初めとする官民一体となった陳情の必死の思いが通じた結果であるということを申し上げたわけでございます。

また、今回のポートセールスにつきましては、私どもが主催者ではないことから、そのメンバーがどうかということに関してはお答えする立場にございませんので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） あなたが国土交通省と言わんでも、スーパー中核整備ということで、もう平成16年9月29日に決まっておるわけだ。その後、この間の2日だったか、飛島が整備されて、できたわけだ。そのときにちょうど江崎鐵磨さんが来て、あの方は国土交通省の副大臣、そういうのがあったわけだ。だから我々も聞いておるわけ、全部ね。

もう一つは、この旅行に対して夫人というのが3人おるけど、この夫人というのは役職は何も書いていないわけだ。これについてどう思う。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

- 市長（服部彰文君） 今回の名古屋港のポートセールスにおきましては、まず基本的なことからお話をさせていただきますけれども、この3月に平成20年度の名古屋港利用促進使節団の参加負担金という形で議員の皆様にはお認めいただいております。その枠の中で、使節団の一名として私が参加させていただいたということをまず御理解いただきたいと思います。昨年は、飛島さんも参加をしていただいております。交代で各市町村が参加していることも事実でございます。

それから、夫人が同伴されているということにつきまして、私はコメントする立場ではないかもしれませんが、海外の各地におきまして、先ほども言いましたように、今回のミッションはさまざまな形で経済交流を図ってまいりました。そして、現地の日本領事館でのレセプション、あるいは各地の港湾関係者と一緒にさまざまな形でおつき合いをさせていただいたわけでございます。そうした中で、やはり国際的な交流という形で御夫人が参加されることは、今の時代の儀礼的な立場においても決しておかしくないというふうに考えるところでございます。また、御夫人のお力添えが全体の雰囲気をやかにするという点においては大変意義あることではないかなというふうに思っております。以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

- 18番（大原 功君） 大体、全然関係ない人まで参加して、予算的には200万というのは当初予算でもう了解はしておるんだけど、説明の中では名港管理組合と商工会という頭をやられたから我々も納得したわけなんだ。ほとんどの方がみんな運送屋さん。愛知県だともっとようけあります、商工会は。名古屋でもようけありますわね。我々でもそうです。今の商工会の顧問になっておるわけ。顧問になっておっても自分の奥さんまでは連れていかんよ。

ただ、200万近いのが適切か適切でないかというのは、市民が考えればよくわかることなんだ。こういう金があったら、私は前にも言ったけれども、県に沿ってやると言っておったがね。そうだったら、愛知県の中でも35の市があります。市長はわかっておるわね。そこで市営住宅や県営住宅がないのは弥富市と日進市だけなんです。あとはどっちかがあります。そういう金をしてあげて、できるだけ福祉に、本当にえらい人に、学区が6学区あればせめて30ずつぐらいつくって、そこに住みやすいようにしてあげる。こういうのが、市長が言う一番初めの、2月5日に一円も無駄に使わないというPRをしておるわけなんだ。こういうのについて私は、大成建設やそういう市の指名業者が行っておるということは不適切な旅行と個人的には思っています。

市長も、出たときには支持率が物すごく高かったわけだ。だから当選したわけだ。きょうなんかの新聞を見ると、麻生さんなんかは内閣総理大臣の支持率は21%、野党は36%になっている。もうむちゃくちゃの支持率。市長は自民党をやってみえるか民主党をやっておるか

わからんけれども、私は自民党だから市長も自民党だろうと思うけれども、これだけになると自民党は涙を出してせないかん。次の選挙はどうやってやるんだということになる。

市長も、あと2年ぐらいたったら選挙があると思うよ。できることなら、市長なんかは選挙をやるよりも無投票でやってもらった方がいいんだ。大体2,000万か3,000万ぐらい浮くわけだな、市税が。選挙をやるよりも本当にまじめにやっていただいて、次の選挙も無投票でやっていただいて、3期、4期やっていただく。こういうのを私らは支持しておる。前の市長のときにもよく、市長のお手伝いをさせていただくように皆さん頼みますと言ったら、ある議員が、大原はあればかり言っておると。それは、市長を粗相のないようにということのみんなでフォローしてあげて、みんなで悪いことは悪い、いいことはいいというふうに動いたんだ。

前の市長や町長なんかには私はよく言いました。ただ旅行とただ飯、それからうちまで公用車を使って行っておると。やめてくれと言ったら当時の議員が、大原さん、そんなことを言いやあすなという話もあったけれども、このぐらい市税というのは大事なことなんだ。私も毎年毎年できるだけ多くの市税を納めたいと一部頑張っておりますが、やっぱり200万組んだやつを全額使わんならんというようなことではなくて、減額はできることだから、こういうのも含めて市長も少しずつ反省しないと、今の麻生さんのように支持率が下がっていつちやうと選挙で難しくなると、また号外や怪文書を出してぐるぐるぐるぐる回さんならんから、そういうことのないように、その辺のところは市長はどう思う。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 大原議員にお答え申し上げます。

大原議員の貴重な御意見として、私どもは真摯な気持ちで受けとめさせていただきます。

今後ともよろしくお願い申し上げます。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 市長、頑張ってください。一生懸命、私も応援させてもらうでね。頑張らないかんよ。

次に下水。

下水法というのが9月議会の議会だよりに掲載していたけれども、副市長、あなたがよう知っておるみたいだから、下水法の意味をちょっと教えてください。

○議長（黒宮喜四美君） 副市長。

○副市長（加藤恒夫君） 下水道につきましては、あくまで下水道法という法のもとに定められておるわけですが、この下水道法といいますのは、私どもの関係からしてみると、県がやっております流域下水につなぐために今こちらの方では公共下水道を行っておるわけですが、その公共下水道に関して、下水道法に基づいて事が定められておるということでご

ざいます。よろしくお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 法律はいいんだ。だけど、公共下水道をやると既存の合併浄化槽をどうしても外して、法というのは外さなきゃいかんわな。どうしてもつながんらんかということを知るの。その法律はどこに載っていますかということ。

○議長（黒宮喜四美君） 副市長。

○副市長（加藤恒夫君） 公共下水道の供用が開始された場合に、今は合併浄化槽だとか単独浄化槽があるわけですが、そういったものに対して速やかに公共下水道に接続をしていただくという内容につきましては、下水道法の第10条にそのような表現がなされております。11条関係の一部の方につきましては、現在、くみ取りでやっていらっしゃるところについては、即、宅内配管だけを変えてつなぐということはできないものですから、おおむね3年間の猶予がなされておるわけですが、ただ宅内配管だけを行って公共下水道につなぐ場合においては速やかにということになっておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 「速やか」と「つなげ」という法律とは違うわけね。公共下水については、第3条の1から25まであります。流域下水については、第21から25の、あなたが言う11まであるわけだ。だけど、排水というのがあるわけだ。排水法というのは、182号の、昭和33年12月2日、第7条によって、指定水域によって公共用の水域の保全に関する法律ということで、第5条第1項の規定にあるわけね。だから、一たん許可した排水については取りやめることはできんだ。それを、浄化槽を外して、そこへ流していかんということはないと思うんだ。その辺のところをどう思う。

○議長（黒宮喜四美君） 副市長。

○副市長（加藤恒夫君） 今、大原議員がおっしゃいましたのは、初めに申し上げましたように、合併浄化槽だとか単独浄化槽を現在設置されていて、それで処理がされていて、そのことは今おっしゃったことなんです。そういう状況で公共下水道が整備された場合につきましては、ちょっと条文を細かに言います。「速やか」というのは、ちょっと私も表現足らずのところがありますのでお許しをいただきたいと思います。公共下水道の供用が開始された場合、公共下水道がもう運用された場合ですね。その場合においては、延滞なく、その土地の、自分の敷地ですね。それに対する下水を公共下水道に流入させるために必要な排水施設を設置しなければならないということをおっしゃいますので、今の公共下水道で行っている、そして単独浄化槽で行っているところについても速やかにといったこともあるんですけども、現在の公共下水道につなぐために、宅内配管の問題は当然ありますけれども、

そういったものを整備してつなげなければならないということを言っておりますので、これは今私が申し上げております下水道法の10条の関係で、公共下水道が整備された場合における接続のことを申し上げておるわけでございまして、合併浄化槽、単独浄化槽の設置の問題についてはそれぞれ法にはございませんけれども、排水を管理しておる土地改良なんかの承諾について、それぞれ各土地改良によっては若干異なりがあるようでございますけれども、基本的にそういった承諾をとって、単独浄化槽、合併浄化槽については、そのような形で新しいうちが建った場合における手続がなされておるといのは事実でございます。これが、単独浄化槽と合併浄化槽の現在の状況でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そういうことは、私の言っておるのが正しいのか、あんたが言っておるのが正しいのかわからんけれども、今現在できておるやつ、既存については、全協でも言われたように1立方当たり155円というふうに言われておるので、大体平均ですと30立方ということ言われておるから4,650円になるわけ。それだけの分が払われていくわけだな、これから。その払っていく分があるわけだけれども、今だと下水にほとんどただのように流せるわけだな。こいつが年に5万5,000円ぐらいかかるわけだ。その中で維持管理とかすると、大体1年に1万5,000円か2万円なんだ、かかるのが。そうすると、余分に3万5,000円払わんならんから、今の状況ではえらいから、下水道法というのが、あんたらが言うように、どうしても、合併浄化槽をつぶしてでもつながんならんかということ聞いておるわけだ。

下水道というのは「地下の水の道」と書くでしょう。排水というのは用水に流す。それだけのことなんだ。だから、そういうことを含めて、名古屋市でも集落排水でもそうだけど、実際にはつないでいないところもあるわけだ。集落でも入っておらんところもようけありますよ。そういうのが法的に今の集落排水をつくったとか、コミは団地の中だから大体全部つないであると思うけど、ばらになったところはつないでいないところもようけある。それが、法律的にどうしてもつながないかんのか、外してまでも。そこをよく聞いておかんと、説明が市民ではわからんわけだ。まして、平島なんかはどんどんどんどん今工事をやられているわけだ。おい大原さん、どうするんだと。本当につながんならんのかと。法ということが出てきておるからどうだということ。公共下水が完成した後には浄化槽は入れられんだ。下水道法で決まっておると思うんだけど、その辺。

○議長（黒宮喜四美君） 副市長。

○副市長（加藤恒夫君） 今申し上げておるわけでございますが、あくまで単独浄化槽、合併浄化槽の中で現在進められておる家庭につきまして、公共下水道につきましては、下水道法に基づきまして、今申し上げたような形で接続しなければならないわけでございます。その

ために宅内配管なんかをやってもらわなきゃならないということを言っておるわけですね。

これは、今申し上げましたように公共下水道だけでございますので、農業集落排水とかコミプラなんかにおいては法が違ってありますから、今の公共下水道と同じような形になるように、弥富市の条例の中で農業集落排水については速やかにつないでくださいよと。そして、それはおおむね3年がめどですよと言っております。これは法律にはないものですから、市の条例で現在の公共下水道に見合った形の指導の推進のために、そのような条文で現在運用させていただいておるわけです。したがって、公共下水道につきましても、あくまで法の中でそのように表現をされておる以上は、速やかにつないでいただくという形。速やかというのか、即ですね。その即はどれだけだということになるかと思いますが、今検討しておるわけですが、おおむね1年以内に接続していただくという形を、今の法の条文に見合うものだろうという解釈をとっております。

ただし、初めに申し上げましたように、水洗便所等になっていないところにおいては根本的な改良が必要でございますので、ただ宅内配管だけの工事では済まないわけでございますので、国の方も、そういったことについてはおおむね3年の猶予を認めようという条文になっておりますので、あくまで法でございますので、その法を遵守して今後も指導していきたいと思っております。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうしたら副市長に聞くけど、法の処罰はどうなっておるんだ。つながなかった罰金はどうなんだ。法というのはやっぱり罰金がつくわけね。

それと、あなたが条例ですと言うなら、工事をやる前に立法数で幾らということを明記してから工事をやらなきゃだめだ。大体、工事責任者というのは、我々でもそうだけど、事業をやるときにガスを敷いたりなんかするときには、幾らもうかって、幾らペイがあって、幾らになるということを計算しながら出すわけな。安易に、ただ工事だけどーっとやっておい、おい、やってもらったからそこはつながないと違法だよと。これは絶対に罰金も取りますよというのはどういうふうなんだ。

○議長（黒宮喜四美君） 副市長。

○副市長（加藤恒夫君） まず初めの、法にあって、つながなきゃならないと言っていることに対して違法した場合どうだということですが、法的にはそのようにしなければならぬということをはっきり言っておるわけですが、そういった行為について国民の皆様方が沿われない場合の罰則規定はどうかということですが、罰則規定はございません。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 法律があって罰則規定がなかったらだれもつながんよ、そんなもの。

だれがつなぐんだ。例えばアパートなんかだと、私なんか持っているけれども、10年なら10年、そこに5万5,000円で住んでいただくというふうにしてあるから、10年間は全然家賃も上げられないわけ。それは管理会社がやっておるから、管理会社が4,600円、5万5,000円も年間払うと、13ヵ月分も払わなきゃならんわけなんだ。法律がなかったら、何も別に浄化槽があったって、つないでも一緒のことになっちゃうんだ。

だから、あんたが条例をつくってと言うのなら、条例の中に必ず、名古屋市でもそうだ。たばこを吸ってやっておると、中村区なんかだと2,000円の罰金とかいろいろ取るわけだな。そういうのをきちっとして、浄化槽を絶対公共下水道、流域下水につながなきゃいかんよというものを設けないと、なかなかこれはつなげられんし、大体、今つなごうと思うと、まずまでは市がつくってくれるけれども、まずまで出すにはかなりの負担がかかります。30万がかかったり80万がかかったりします。浄化槽を半分切ってしまうと20万か30万で済むけれども、神様に私らはおはらいしておるから、おはらいすると、ここに不浄なものがある。もう絶対やりませんよということだから、使わんものは取らなきゃいかん。取ると、やっぱり80万とか100万かかるんだね。そういうこともあるんだから、やっぱりその辺のところをよくしなくちゃいかんということ。

それから、例えば公共下水につないだら汚泥は1ヵ月にどのくらいになります。そういう計算をしたことはありますか。

- 議長（黒宮喜四美君） 副市長。
- 副市長（加藤恒夫君） まず初めの、罰則規定のない法というのは国民もなかなか守らんじゃないのかというお話がございましたが、法に定めたものイコール罰則規定が100%つくという内容ではないわけでございまして、今回の公共下水道の接続についても罰則規定がないと。しかし、こういった場でございますので、今のような形で、どちらにしても議員の皆様方には、それぞれ各地域で公共下水道の基本理念等も御理解をいただいて、またいろいろ御指導も賜らなきゃならないことになるかと思しますので、罰則規定にないものはどうこうということは何とかお許しをいただいて、あくまで遵法精神で法に沿った形で御指導が賜ればと思います。

それから、汚泥がどのくらいということはちょっと私は知識がございませんので、申しわけございません、早急に調べまして、また後から御報告申し上げますので、お許しをいただきたいと思います。

- 議長（黒宮喜四美君） 大原議員。
- 18番（大原 功君） 下水といたら汚泥を扱うことは決まっておるんだわ。何のために通告しておるの、これ。東京都なんかだと、調べると1日に2,700トン汚泥が出るわけ。1日だよ。弥富市の場合だと1日に出てくるやつは10ぐらいか、そんなものだと思うけれども、

出てくるわけだ。そういうのをやっぱり計算して、ただつくって地下の水を流せばいいという問題じゃないと思うんだ。地下を流しても、最終的な末端ではそこの中はやっぱり浄化するわけだから、一般家庭から出しても今の浄化槽はかなり、個人槽はだめですけど、合併浄化槽というのはそういうふうにもう整備されている、そこの中でするように。

この間、開発部長が全協で言っていたけど、雨水はそこには入れませんと。そんなことは、だれでも議員だったらわかっておるはずだで、そういうことを部長が言っておること自体も、やっぱりこれはもうちょっと勉強せないかんと思うんだな。雨水なんて、だれが下水に流すか。そんなことは小学校の子供でも知っておるような話だ。

これから市長は平島にも行くと言っていたけれども、平島に行ってねと言ったって来うへん、まだ。やっぱりよく説明をしてあげないと、条例ではつくっても、罰金も何もないとなったらそのままずうっと行っちゃうわけだな。だから、市長が来て、平島町を中心に今やっておるから、何回も来て、できたら早く協力していただきたいと。下水で20億も30億もかかってやって、そんなものは設備投資にもならへんわけだ。さっき言うように、4,650円ぐらいだと1ヵ月に集まる金額なんて大した金額じゃないわけだな。年間7,000万か8,000万近くにしかならん。そうすると、何十年これからかかってやったって全然ペイにならんよ、これ。下手すると50年か100年かかるわ。

そういうことも含めるから、下水については、時間がないので、ようけ聞いてもなかなかわからんと思うので、通告したら通告したやつを全部洗いつけていただかないと、何のために通告したんだと。今の公共下水というのは3条の1から25まであります。読むといっぱいあるんだけど、こんなの読んでおったら、あと5分かそのくらいしかないからいかんの、市長としてこれから平島町に行って、下水をやっておるところについてはよく説明をされるのか。月にやっぱり二、三回は行ってもらわないかんから、海外研修に行ったり、よその旅行についていなくても、この方が大事なことからどんどんお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 大原議員からいろいろと貴重な御意見をいただいておりますけれども、もう一度皆さんに確認をしておきたいことは、3市4町の中で弥富市といたしましても、公共下水施設をしっかりと布設していくんだということが皆さんの方で決定されておるわけでございます。そういう状況の中で、今度はつなぐ、つながないという権利義務かもしれませんが、これは先ほど副市長が言っておりますように、下水道法というもののの中でこの基本理念を御理解いただきたい。そして今後、生活環境、あるいは水質保全という中で、これはつないでいただきたいということが私どものお願いでございます。

そして、つなぐ、つながないという形に対してどうしてもお金がかかるわけでございます。この公共下水に対しまして、本来はこの12月議会で皆様の方に負担金、あるいは使用料金と

いうことを御提示申し上げる段取りをしておりましたけれども、少し私どもの準備が不足しておりまして、来年の3月議会におきましては、負担金、使用料の問題について明確な形で条例化していきたいということでございます。そして、その考え方としては、こういう時節でございますので負担金はいただかない。例えば、農業集落排水事業は今15万円を1戸当たりいただいておりますが、こういうものを使用料という形の中で転化してお願いをしていきたいというのが、今、公共下水に対する弥富市の基本的な骨子でございます。そういうことを十分御理解いただきまして、また全協等で皆さんから御意見をいただきながら決定をしていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 負担金の15万というのはやっぱりいただいてやらんと、だんだん家でも競売になったり、アパートなんかでもあいてしまうと、負担金というやつはなかなか回収ができなくなっちゃう。今の経済だと自動車産業が大分だめになって、アパートやそういうのもどんどんとあいてきます。そうすると、先にもらっておかないと、その分がとまってしまうと思うんだ。今、五明なんかは、かなりアパートがあくようになっちゃったみたい。そういうことも含めて、負担金は負担金、使用料は使用料というふうにやっていただいた方がいいなあと思うんで、それはそれなりに考えてやっていただきたい。

次に定額給付金についてだけれども、国の方は来年の1月ぐらいに国会をして、第2次補正予算を組んで、その中でみんなに分けると。1人当たり1万2,000円かね。高齢者と18歳以下については8,000円プラスというふうになるけれども、こういうのを含めて、今は経済がこういうふうが悪いから、できたら正月に子供さんのおもちゃか何か買えるような小遣いぐらいやれるように、市が暫定予算を組んでやる方法というのはないものか、あるものか。それは市長のあれだから、市長がやると言えばできるんだから。議会は賛成しますから。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） この定額給付金の問題につきましては話題が先行いたしておりまして、まだ基本的な実施計画に対する細則が決まっているわけではございません。今議員が御指摘のとおり、これはおくれにおくれて、来年の1月という形で通常国会の中でこの制度が予算として提出され、それが確認されていくというふうに思っております。そうした中で、さまざまなことについて細則が決まってあるわけではございませんで、結論からいいますと、市といたしましては12月にさかのぼって前倒しをしていくということではできません。それだけ御理解賜りたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） できんということはよくわかるんだけど、そういうのも含めて、市長は全国の市長会にもよく出られるから、今、大体市町村は1,800近くあるわけだけれど

も、各市町村に10億ずつやれば、市が使える方法もあるし、この2兆円を充てることによって、新聞なんか見ておると経費が1,600億円かかるというふうだから、そうすると、10億ずつ分けても10億8,000万もらえる計算になるから、今度市長も市長の会合があったときに、こういうのはどうだというふうに含めてやっていただければいいなあと思うので、答えはなかなか難しいので、これで一般質問を終わります。

- 議長（黒宮喜四美君） 12時になりましたので、午後1時まで休憩といたします。開会は午後1時といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時01分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（黒宮喜四美君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に炭竈ふく代議員、お願いします。

- 2番（炭竈ふく代君） 通告に従いまして、子育て支援対策の中で、初めに5歳児健診の推進について伺いをいたします。

現行の乳幼児健康診査は、母子保健法の規定により、各市町村が乳幼児に対して行っています。現在弥富市では、4ヵ月、1歳6ヵ月、3歳児となっており、その後は就学児健診となっています。現行の3歳児から就学児健診までの期間の開き過ぎについては、特に近年増加している発達障害にとって重要な意味を持っていると思います。発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害などを総称して呼称したもので、平成17年4月に施行された発達障害者支援法に伴い、ようやく社会でも認識され始めたところでございます。また、こうした子供のいる保護者がまとまり、「発達支援ひろがりネット」を組織し、多くの皆さんにその存在を理解してもらい、同時にさまざまな課題の解決に向けて、力を合わせて取り組んでいきたいと思います。

国でも、この法律が施行されたことに伴い、厚生労働省の中に発達障害対策戦略推進本部が設置され、さまざまな角度から総合的な検討を開始しています。専門家によりますと、障害の程度が重度の場合は1歳半健診で見つかり、中程度の児童は3歳半健診で見つかるそうです。いわゆる広汎性発達障害は5歳くらいになって見つかることが多いということです。しかし問題は、この5歳児健診を取り入れている自治体が少ないため、この段階での発達障害の児童を見つけることが難しい点でございます。残念ながら、本市も現在、5歳児健診は取り入れておりません。早期発見・早期対応は発達障害対策の基本と言われています。また、就学前に発見されても、親がその事実を受け入れるのには時間がかかり、適切な対応・対策を講じることなく子供の就学を迎えることになるため、状況を悪化させてしまうという現状

がございます。

発達障害者支援法は、国、都道府県、市町村の役割として、発達障害児に対して早期発見のために必要な措置を講じることと定めています。この法施行に伴い、模範的な取り組みとして、鳥取県、栃木県が全国に先駆け、県内の全市町村が5歳児健診を実施しています。厚生労働省による平成18年度の研究報告によれば、鳥取県の5歳児健診では9.3%、栃木県では8.2%もの児童が発達障害の疑いがあると診断されたものの、こうした児童の半数以上は3歳児健診では何ら発達上の問題はないとされ、指摘はされていませんでした。つまり、現行の健康体制では十分に対応できていないとしているのです。また、健診の内容については違いがあるものの、熊本県、香川県、長野県、静岡県といった一部の市町村でも本格的に導入を始め、5歳児健診に取り組んでいる自治体もあります。そこで、本市におきましても、早期発見で適切な支援を一日でも早く受けられるよう、5歳児健診を導入し、推進していただきたいと思いますが、まず本市における5歳児健診の必要性と取り組みについてのお考えをお聞かせください。

○議長（黒宮喜四美君） 健康推進課長。

○健康推進課長（渡辺安彦君） お答えをさせていただきます。

現在行っています3歳児健診におきまして、専門のスタッフにより障害の兆候をできるだけ見逃さないよう注意を払い、発達障害の発見に努めています。その後の発見につきましては、保育所での日常生活や集団行動で初めて気づく点など、気になる子供については保育士により保護者にその様子を伝え、保育士の気づいた点を意識していただくようにしております。5歳児健診につきましては現在のところ考えておりませんので、御理解願います。

○議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） 早速、考えてないという御答弁でございましたけれども、それでは現行の3歳児健診の内容を詳しくお聞かせください。

○議長（黒宮喜四美君） 健康推進課長。

○健康推進課長（渡辺安彦君） お答えします。

3歳児健診の内容についてでございますが、心身発育及び精神発達の面からも重要な時期にある3歳児に対し、医師、歯科医師による総合的な健康診査を実施し、幼児の健全な発達のための指導・相談を行っています。スタッフとしましては、医師、歯科医師、臨床発達心理士などの専門の有資格者で行っております。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） それでは、3歳児健診で発達障害が発見された場合、そういう方たちの保護者、また家族などへの御指導はどのようにされているのでしょうか。また、その指導機関なども含めてお聞かせください。

○議長（黒宮喜四美君） 健康推進課長。

○健康推進課長（渡辺安彦君） お答えをいたします。

3歳児健診において支援が必要と思われる子供に対し、保健師、保育士、臨床発達心理士をスタッフとした健診事後教室、わいわい教室と呼んでおりますが、それを1グループ半年で12回実施をしております。これにより、子供の発育・発達を確認し、問題点の変化を掌握するとともに、個々に合わせた育児支援を行っています。その後、支援が必要と判断されるケースは、健診事後教室の延長や保健師による家庭訪問、また、保育士やのびのび園との連携のもと、のびのび園での指導や適応訓練を受けていただいております。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） 5歳ぐらいになって見つかることが多いと言われている。先ほどもお話しさせていただきましたけれども、広汎性発達障害などのように現行の健診では発見が困難な点もあることから、必要性を重視して質問させていただいたわけですが、今のところ5歳児健診は考えていないということでございます。そうであれば、現行の3歳児健診については、さらに充実・工夫が必要ではないでしょうか。専門医の確保、また保育士の不足等の問題もあるかと思いますが、保健センターの内容充実を初めとして、今後ぜひとも5歳児健診を取り入れていただいて、早期発見・早期支援の推進をしていただきたいと強くお願いをいたしまして、次の質問に移ります。

2点目の質問は、午前中、安井議員の方からも質問をされておりましたけれども、私も提案させていただきたいこともありますし、もう一息、力強い御答弁をお願いしたいものですから、同じ質問をさせていただきます。妊婦健診の完全無料化と産後健診の取り組みについてお伺いをいたします。

本年10月30日に政府が決定した新経済対策に、妊婦健診の無料化推進が盛り込まれました。妊婦健診は、母体と胎児の状況を把握する大事な健診であり、妊娠、そして出産のためには欠かせないものであります。昨年、厚生労働省は、無事に出産するためには14回程度の健診が望ましいとした上で、妊婦健診の5回程度の公費負担を原則とするよう通知を出されたことを受けまして、全国的に妊婦健診の公費負担が大幅に拡大をされています。平成20年現在、全国都道府県では妊婦健診への公費負担5回以上が80%強に達したとあります。また、愛知県の公費負担平均回数は7.2回へと大幅に拡大をされ、既に14回の助成は七つの市町村が実施をしています。

本市においても、2回の公費負担が平成19年より5回に拡大をされ、さらに市長の御決断で来年度からは県の平均7回へと拡大されることになり、弥富住民の皆さんからも喜びの声をお聞きしております。しかし、健診に必要な費用が、お話もございましたが、1回5,000円から1万円と経済的負担も大きいために、すべての健診を受けることなく出産に至るとい

うケースも少なくありません。また、本市は現在、乳児健診には2回の助成をされておりますが、産後健診への助成はされていません。産後健診も、ぜひ1回、ないし2回は実施をしていただきたいと強くお願いをするところでございます。例えば大府市などでは、昨年4月から妊婦健診の14回無料に加え、産後健診1回と乳児健診2回も無料で受けられ、経済的な心配をすることなく、これだったら2人目、3人目も考えようかと大変に喜ばれているということでございます。

午前中の御答弁では、財政措置の問題もあり、国の動向を見きわめながら検討をしていくという市側の御答弁ではございましたが、国の動きに合わせて検討をしていかれるのであれば、完全無料化になるまでの時期だけでも、本市においては第2子、あるいは第3子を出産される妊婦さんへの健診を14回無料にしてはどうか。先駆を切って弥富市独自の手厚い支援を提案いたしますが、いかがでしょうか。市長のお考えをお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議員にお答え申し上げます。

私どもといたしましては、来年の4月から、5回から7回という形で妊婦健診を受けていただくということでございます。今、国の施策の中で少子・高齢化に対して、特に少子という中で、妊婦健診もあわせて、先ほども御答弁させていただきましたけれども、第2次補正予算の枠の中でこのことが盛り込まれているわけでございます。それが通常国会で補正という形で認められて、そういった中で確認次第、いろんなことにつきましては考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） 市長、申しわけございません。今、第2子、第3子ということで、弥富市独自の考え方を私はお聞きしたものですから、それに関してはいかがお考えでしょうか、よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） さまざまな形で、今、子育て支援ということをさせていただいておるわけでございます。全体の子育て支援の枠の中でこのことも一緒になって考えていきたいというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

本年8月22日、舩添厚生労働大臣は、お金のことを全く心配しないで健診も受けられ、分娩費用も出る対策の検討を開始したいと発表されました。ただいま御検討いただくということでございましたけれども、第2子、第3子出産のための妊婦健診への対策を少子化対策の一環としてぜひとも考えていただきたいと思います。既に無料化を実施している市町村もあ

るわけですから、本市も安心して子供を産み、また育てられる環境づくりのためにも、妊婦健診の無料化、また産後健診への助成も含めて、早期実現に向け御検討いただきますよう強く要望をいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（黒宮喜四美君） 次に佐藤高清議員、お願いします。

○5番（佐藤高清君） 佐藤高清でございます。よろしくお願いをいたします。

通告に従いまして2点の質問をさせていただきます。最初に、伊勢湾台風関連の質問でございます。

来年は、伊勢湾台風から50年という節目に当たるわけございまして、本年度は犠牲になられた方々の供養をなされたわけでございます。その伊勢湾台風が旧弥富町・十四山村にもたらした被害は大変なものでありました。死者の数、また負傷者の数、いろんな意味におきまして戦後三大台風とも呼ばれる台風でありました。また、この台風によって、国家レベルで災害対策基本法というものが設立されるようになったわけであります。この伊勢湾台風がもたらした被害、50年目の節目として、弥富市は来年どのような計画をもって風化しつつあるこの台風を次の世代に啓発していくか、お尋ねをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

○防災安全課長（服部正治君） それでは、佐藤議員の御質問にお答えいたします。

御承知のとおり、昭和34年の伊勢湾台風は、死者・行方不明者が5,000人を超える未曾有の災害となりました。弥富市でも358人のとうとい命が亡くなっており、私ども終生忘れることのできないつらい思い出として、今も脳裏に焼きついております。

しかしながら、世代も交代され、この伊勢湾台風を知らない市民の方が多くなり、次第に忘れ去られようとしています。私たちは、二度と悲惨な災害を繰り返さないよう、台風や地震などの自然災害の恐ろしさを機会あるごとに訴えていかなければならないと考えております。ことしの9月26日には、遺族会主催の伊勢湾台風殉難者50回忌慰霊法要がとり行われました。遺族会解散に伴う50年という区切りの年でもあり、今後は西末広にあります伊勢湾台風殉難之塔を保存し、弥富市で管理してまいります。伊勢湾台風の犠牲となられた方々への哀悼の意を表するとともに、復興と防災対策に御尽力いただいた先人に感謝の意を表し、この地域を一層災害に強い地域にするため、未来に向けて力強く歩む決意を内外に発信する事業を展開していきたいと考えております。

来年は、伊勢湾台風から50年を迎え、現在、愛知県との調整の中で木曽川グランドを会場とした愛知県総合防災訓練を6月に実施することが内定しております。この訓練は、例年、愛西市で実施されております海部地方総合防災訓練を兼ねるものであります。さらに、弥富市におきましては従来コミュニティー単位で実施しておりました防災訓練にかえ、市主催の弥富市総合防災訓練を9月に実施する予定であります。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○5番（佐藤高清君） 今、課長の方から、来年の節目に当たって県と調整して、木曽川において訓練をなさるという話でありました。訓練は、常日ごろから重ねてしておるわけであり、50年の節目として、50年にふさわしい訓練になることを期待しております。

また、ハードの面ではそういう訓練でいいかもしれませんが、今、我々が農政課を通じて、当時のことをどのように啓発しておるかということで、34年の県政ニュースというDVDをお借りして、1時間物でありますけれども、皆に見ていただいて、当時のことを思い浮かべておるわけであり、また40年の節目では、木曽三川工事事務所が当時の記録をこういった冊子にして配ってみえるわけであり、そういう形で、ハードじゃなくて、何かソフトの面で後世に啓発していったらどうかと思うわけであり、また、市内の各所に海拔ゼロメートルという標識があるわけですが、水が来たらここまでだよという話はよく聞くわけですが、満潮のときにそこから上に行くという常識というか、経験のない者にとっては、水はここまで来る、しかし満潮はこれから上へ行くという判断が甘いわけであり、そういったことも訓練の中で教えていく必要性があったり、またソフトの面で次の世代に教えていくという必要性があると思います。訓練は訓練で結構であり、もし災害が来たときに、しまったということのない訓練を行っていただく必要と、それからソフトの面で、こういった冊子にして具体的に残す方法はないか、お尋ねいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げますけれども、私どもの役割といたしましては、防災訓練という形で、従来、海部の方で開催しておりましたものと県の方が一緒になってできないかということで、それを来年の6月7日に内定させていただいております。

あと関係する市町村が実はございまして、飛島さんもいろんな形でそういった記念的なものやっています。あるいは、蟹江町さん等においてもそんなような考え方もあるようでございます。私どもの海部南部、そして近隣の市町村とあわせながら、こういったことにつきまして、今佐藤議員が御指摘のことも踏まえまして、各市町村の考え方もお聞きして、いろんなことを一度精査していきたいというふうに思っております。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○5番（佐藤高清君） ぜひ風化しつつある伊勢湾台風がもたらした被害を、二度とあってはならないという形で後世に啓発を高める活動をしていただきたいと思います。次の質問に移らせていただきます。

一覧の方には明記してありませんけれども、三ツ又公園を中心に、NPOを初めとするボランティア等の市民活動に対する支援について市がどのような考えを持ってみるか、質問をさせていただきます。

実は、私ども地元に来年の3月31日付をもって市に移管されます三ツ又池公園というものが完成するわけであります。この完成事業につきましては、前回の議会で答弁がありましたように、26億円という膨大なお金が使われておるわけであります。そもそも、この三ツ又池を開発してくださいと申し上げたのは十四山であったと記憶しております。先ほど質問いたしましたように、50年前に伊勢湾台風がもたらした被害によって環境が著しく変わってしまったと。当時、この計画を立てるときには、排水機のポンプ場の前には石けん水の泡だらけで、えらいことが起きちゃったと。何とか伊勢湾台風の前のように、ヨシが生え、ガバが生え、コイが泳ぎ、フナが泳ぎ、カモが来てといった復元ができないものかと、我々は集まって議論をした記憶があります。それが通じたかどうか、当時、何とかこの三ツ又池を災害前の形に復元するという工事が始まったわけでございます。最初は、平成12年に完成するというところをお聞きしておりましたけれども、いろんな事情がありまして、やっと平成20年に完成ということになったわけでございます。

その間、大変な問題が地元で起きたわけであります。工事が進むか進まないかわからない状態で、草という問題が起きまして、環境がよくなったのか悪くなったのか全くわからない、けんかの材料をつくり上げちゃったような公園であったわけでございます。その間、説明会を聞いたときに、本当に嫌な思いをして嫌なことを言って、お願いをしてきました。

それで、ことしになりまして完成ということで、名古屋市にあるボランティアがこの池を見に来られたわけでございます。そうしたら、いろんな問題を提案されました。テレビが落ちておる、タイヤが落ちておる、草は生えておる、歩くと草がズボンにつくということで、こんなものは公園じゃないと非常に悪い印象を持って帰られたわけございまして、たまたま今農政課を中心に活動しております農水環という活動母体がありましたので、じゃあ我々でごみを拾おうよ、草を一遍刈ってみようということで、ちょっとした奉仕の心でやってみたら、それなりの成果がことし見られたわけであります。

それで、この三ツ又池を、きょうここにパンフレットをいただきましたけれども、本当にすばらしい公園で、このような形の公園になるのであれば、愛知県として弥富市にこれだけの公園があることは自慢ができるということで、非常にありがたく思うわけでありますけれども、あくまで三ツ又という点の開発であります。隣には海南こどもの国があります。その海南こどもの国、三ツ又公園を点と点で線で結んで、佐古木駅を中心にして、完成した暁にはウォークラリーとかウォーキングとか、水辺を散策できるような形にしていきたいと今後要望を出していくつもりでおるわけでございますけれども、何せイメージが悪過ぎるということで、地元の人が何とかせないかんということで、自分たちの力でごみを拾い、除草作業をしたわけでございます。

じゃあ継続的にやろうじゃないかといって一部の人たちが今固まりつつある中で、弥富市

はそういったグループに対して、奉仕の心、またボランティアの心がある人たちに対してどのような形で受け入れていただけるか、御質問をいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤邦夫君） 今、佐藤議員からお話をいただいたんですが、私ども初めて思っておりましたのが、NPOを初めとするボランティアなどの市民活動に対する支援についてということで質問をいただいておりますので、まずそのことからちょっとお話をさせていただこうと思いますので、御理解いただきたいと思います。

弥富市におきましては、第1次総合計画で新たなまちづくりのキーワードに「協働」を用いて、市民参画、協働を促進する施策を総合的に進めることとしており、今後ますます市民の広域活動が広がってくると予想されます。こうした活動が活発かつ多様化していくことは、生き生きとした活力ある地域づくりを推進していく上でますます重要となるため、ボランティアやNPO活動について普及・啓発に努めるとともに、活動に対し、さまざまな支援をしていく必要があると考えます。具体的な支援につきましては今後の検討を要しますが、例えば活動意識の醸成のための意識啓発として、広報・イベントなどのPR活動の推進、活動拠点施設の整備や運営方法の検討、相談窓口の充実、ボランティア・NPO相互ネットワークづくり、ボランティア・NPO情報の収集及び提供などが考えられます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○5番（佐藤高清君） ありがとうございます。

何せ奉仕活動をした記憶のない我々でございます。いろんな形で今弥富市にはボランティア活動をしてみえる方、NPO、またNPO法人という形で、垣根を越えて、いろんな分野でいろんな形で活動をしてみえる方は大勢見えると思います。この三ツ又池完成に伴って今集まってきておるグループは、到底ボランティアに参加する気持ちのなかった人ですけれども、ことし一年そういった活動をしたことによって手ごたえがあったと受けとめて、今、市の方から快く支援をしておるという言葉をいただきまして、私も「三ツ又、また宝川をきれいにする会」というような形でグループを立ち上げていこうと決意しております。

また、このパンフレットで見ると、1枚広げてみてサギが写っておって、ツルでなくてよかったなと思っておるわけで、本当にこういう公園であるならば立派な公園ですけれども、草まるけの公園だと、これは本当に「サギ」になっちゃって大変なことになると心しておるわけですが、一生懸命頑張ります。27億の公園です。本当に立派な公園で、今つくってくださいといったら、とてもじゃないけれども予算がつかない公園であります。

一体化を考えてやろうとしておったやさきに、名古屋からボランティアのグループが佐古木駅でおりて、この三ツ又を見に来た人が、「佐藤さん、幾ら何でも佐古木駅はぼっこん便所ではいかんよ」と。あれは臭くてもたんと、初めて佐古木駅を利用した人が言われたわけ

ですね。我々が、三ツ又、海南こどもの国を一体化して、佐古木駅でたくさんの乗りおりするお客様をつくらうとする考えを持って活動を始めたやさきに、佐古木駅が臭くてもたんという問題が浮上してきました。やっぱり人が集まることによっていろんな問題が提起されてきます。いろんな議員の方々が、この水洗化に対する問題は一般質問されてみえます。また、その都度、行政の方も答弁してみえますけれども、今どきの時代に近鉄も何を思っているのかわかりませんけれども、また市も何を思ってみえるのかわかりませんけれども、くみ取りの便所はいかななものかと思うわけでございます。これは質問ではございませんけれども、たまたまこの三ツ又をよくしようと思った名古屋市内の市民のボランティアの方が言われたことです。今、佐古木駅の便所を水洗にしてくれということは質問しませんけれども、弥富の窓口がということでございまして、どうか前向きに改善されることを願って、またこの三ツ又池が我々も協働の心ですばらしい公園になるように立ち向かっていきますので、よろしく願いいたします。質問を終わります。

○議長（黒宮喜四美君） 次に三宮十五郎議員、お願いします。

○12番（三宮十五郎君） 通告に従いまして、2点にわたって質問をさせていただきたいと思えます。

少子・高齢化社会のためにということで消費税が導入されて、今、国民1人当たり年間約10万円の負担がありますし、小泉改革以来の庶民増税や社会保険制度の改悪等がございまして、今では新たに年間13兆円の負担、これもまた1人当たり10万を超える負担であります。仕事的大幅に減り、収入もどんどん減っていく中で、こうした負担がふえることで預貯金のない世帯が25%、4分の1にも及ぶというような状態のもとで、介護保険制度の第4期分、3回目の見直しが準備をされておりますが、まず最初に、国・県等に対して制度の改善を思い切って求めていただきたいということで、これについては市長に直接お尋ねしたいと思えます。

まず介護保険の、特に現在は市としては4期目の事業計画と保険料等についての検討がされておる時期でございますので、主に保険料を中心に問題点を明らかにしながら、国・県への改善についての御尽力を求める質問をしたいと思えます。

平成12年度に、65歳以上から保険料をいただき、40歳以上の皆さんから負担金を徴収することが制度として発足いたしました。それ以前の弥富市の、これは日本じゅう、ほぼそうだと思いますが、国民健康保険に加入している皆さんの、国民健康保険税と言っておりますが実態は社会保険料だとか国民年金がございましたが、医療保険という面で言いますと国民健康保険で、当時、単身の負担の最高が年間53万円、最低は特殊な例を除きまして一般的な負担で1万7,200円でありまして、ほぼ1対31、最高と最低の差というのは31倍でありました。ところが、介護保険制度はその根幹として、最低の負担と最高の負担を1対3の割

合にするという前提で出発いたしました。

本市は、現在、最低の介護保険料の負担が通常は2万1,000円、そして最高の負担が6万3,000円でありまして、本人が無収入で、家族の中に一人でも住民税の均等割がかかる人がいる場合では、65歳以上の人は4万2,000円の介護保険料を負担しなければならないようになっております。また、世帯全員が市民税非課税でありまして、本人の国民年金と厚生年金、あるいはパート等の収入の合計が80万円を超えた場合には3万1,500円で、最高の方の半分を負担しなければならない仕組みになっております。

さらに、税制が改正されたこともございまして、無年金で、パートなどの収入が93万1,000円以上の方は、アパートなどにおりまして、実収入が生活保護基準以下の収入であっても5万2,500円、標準の125%の負担をしなければならない状態となっております。その結果、所得100万円、給与年収では168万円、年金のみで222万円、もちろん単身でございしますが、単身の高齢者の場合では、国民健康保険料と介護保険料を合わせた負担は、制度発足前、要するに平成11年に比べて2倍から4倍を超えるものとなっております。

その一方で、所得1,000万円を超える方の負担の増加の割合は1.2倍以内、しかも国民健康保険税や国民年金保険料、介護保険料などを合わせまして社会保険控除が適用されるために、実際には、それに加入していない、あるいは負担をしなかった場合に払わなければならないこととなります税金が減額されますので、納付額の約半分が実質的には減額されるという仕組みになっております。

最初に申し上げましたように、本当にこの間の一連の制度は弱者に対してこれでもか、これでもかという負担を求めているのですが、結果として、医療や介護を初めとする給付はどんどん悪くなっていく。また、保険料、利用料を払えない人たちが急増する事態となっておりまして、多くの国民の皆さんが病気や介護が必要になったときにはとても対応できないという悲鳴が寄せられております。

最近の国の一連の制度改革の中で一番弱者に厳しい、しかも従来の国民健康保険制度だとか税法などにありましたように、一定の条件を割り込んだ人たちに対する減額、あるいは免除ということが基本的に考えられない、介護保険の法制度から保険料も全額免除は基本的に認めないとか、あるいは市町村による支援というのは基本的にすべきではないとか、さまざまな足かせをはめられておりまして、このことがますます高齢者や社会的弱者の苦しみを増大させております。長く市のこうした事務に携わってきたベテランの幹部の間からも、全く最近こういう制度の中では情がなくなっていると。こんなことをやったらもう成り立たないということが考慮されない仕組みになって、どんどん市民も苦しみ、私たちも大変な思いをしなければならないという声も聞かれる状態になってきております。

そこで、何としても従来の税法、それから国民健康保険法等に貫かれております弱者救済

の立場をしっかりとこの制度の中でも確立させ、国の責任によります保険料・利用料の減額や免除の制度を実現し、憲法に定められた健康で文化的な最低生活の保障ということが貫かれる制度への改善と、介護を必要とする人々が安心できる施設と人材を保障できる確かな仕組み等をされるよう、国に対して市長会や市議会議長会を初めとする地方六団体とも協力しながら、本当にこの制度の抜本的な改正を抜きにして国民の将来の安心はないことを明らかにしながら強く要請をし、その実現のために御尽力いただきたいと思います、最初に市長の御見解をお伺いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

まず、弥富市の実態ということを皆様に御報告申し上げておきたいわけですが、今、介護の方で認定させていただいております要支援、要介護、要介護の場合は５段階、要支援は２段階になっておるわけですが、要支援の方が３５０名、そして要介護１から５までの方が８２４人という形で、合計、認定者は１,１７４名お見えになるわけですが、こういったことに対して、さまざまな介護サービス、あるいは私どもとしても税負担ということをさせていただいておるわけですが、先ほど三宮議員が御指摘のように、小泉内閣の行財政改革の中の骨太の方針というのがあったわけですが、その中で社会保障が毎年２,２００億減額されてきたということが非常に大きなツケとして回ってきていることも私は事実だろうというふうに思うわけですが。

そういった中で、私ども弥富市は、これは全体の問題でございますけれども、来年４月１日からの第４期の事業計画はどうあるべきだということにつきまして、介護あるいは福祉という問題につきまして今検討委員会を立ち上げ、策定をさせていただいておる途中でございます。こういったことに対して、最近では介護する人がいないというような状況もありまして、さまざまな現実的な問題をこの第４期の事業計画の中に生かしていきたいというふうに思っております。負担金等の問題につきましては所管の担当の方からお答えを申し上げます。以上です。

○１２番（三宮十五郎君） そっちは、またお尋ねしますので。

国に対してこの抜本的な改正を、国民健康保険法や税法と比べると、介護保険の法律というのは弱者救済というのが全然なくなっているんですね。それを本当に求めていただきたいし、今市長がおっしゃられた関連することを国にぜひ市長会等を通じてしっかりと御尽力いただきたいということについて市長にお尋ねするんです。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） そういった中には十分現状のものを把握しながら、また要望してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解ください。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） それでは、市独自の問題について具体的にお尋ねをしたいと思います。まず最初に、介護保険制度というのは3年ごとに事業計画も保険料も見直すということでありまして、しかもこの保険料に相当する部分の負担というのは市町村が補てんをしない、皆さんに出していただいた分。したがって、介護保険制度でお金が残る、あるいは足りないというのは、保険料がその3年間の間、高過ぎて徴収されたか、あるいは少な過ぎて徴収されたかということであって、したがって残ったお金というのは、次の3年分の保険料を上げない、あるいは値上げ幅を抑えるために使うべきだという主張をしてまいりましたが、一部は入れられましたが、基本的にそういうものだということは行政側とこれまで一致しておりませんでした。

ところが実際には、けさほど市側に提示させていただきましたが、平成17年12月6日、見直しのときに残っている基金等は次期の収入に組み込んでやるべきだと、厚生労働省の老健局介護保険課から事務連絡として、各都道府県を通じて市町村に行われております。ところが、当時はほぼ保険料等も決めた後だったということもありまして、実際にはほとんどこれは実行に移されないところが多かったわけでありまして、本年の8月20日に再度、第4期介護保険料算定に係る担当省会議資料ということで、厚労省がそれに対する確認の内容を示しておりますが、このことについて現在市の計画の検討の中ではどのように考慮されているか、まず御答弁いただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 御答弁申し上げます。

介護保険料は、40歳以上の全国民で構成する社会保障制度として、保険料の割合でございますが、第1号被保険者（65歳以上）の保険料は19%、第2号被保険者（40歳から64歳）の保険料が31%、国の負担金が25%、県・市の負担金がそれぞれ12.5%を基準としてやっております。そこで、現在高齢化が進み、要介護認定者も、先ほど市長が答弁しましたとおり、20年10月に1,174人と年々増加しておる中でサービス給付費も増加が見込まれております。現在の第3期保険料の基準月額が3,500円でございますが、これを上回ることが予想されます。保険料の増額を圧縮するよう基金の取り崩しも視野に入れ、健全な介護保険事業の策定をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 私がお尋ねをしたのは、こういう考え方で行政側と私たちは今まで一致していなかったんです。厚生労働省もそうすべきだと。要するに介護保険でお金が残るのは、保険料以外は法律で決められた県や、あるいはさっき言った40歳以上の皆さんの分の負担だとか、市が負担をする分で、これは残らない仕組みになっておるんですね。残った

お金は保険料で賄われておるので、基本的に積立金等の残った分については、次期の収入に組み込んで保険料の値上げを抑える。あるいは、できるなら値下げをしていくというふうに充当すべきだと、厚生労働省もやっと重い腰を上げて通知を出したんですが、この事務連絡や、あるいはことし8月に行われた担当者会議の見解について、市としてはどういうふうにお考えになっておるかということを私はお尋ねしたのであって、ちょっとその基本のところです。まず最初に御答弁をお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 先ほどもお答えしたとおり、基金の取り崩しも視野に入れて、全体的に予想のサービスの給付額も算定いたしまして検討して、健全な介護保険事業計画の策定をまいります。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 確かに弥富市の保険料というのはかなり前回上がりましたが、全国平均に比べては安い状態で推移していますよね。ところが、平成19年度末の基金総額は1億2,600万円ございます。1億2,600万というと、大体、当時の年間保険料の3分の1ぐらいの額だというふうに思いますが、そうすると、これを充当すれば1人平均で多分400円を幾らか切る程度、今後3年間の保険料に充当できる程度の額があると。

というのは、今の段階で基金の取り崩しについては1,800万円ほど補正予算で想定していますね。ところが、予算に計上されていない保険料の増収分がほぼそれと等しいぐらいありますので、予算どおりに使われても、なおかつ大体1億2,600万の基金相当のものは繰り越していくというふうにお考えになっておりますか。その辺についてはどのようにお考えになっているか、まずお示ください。

○議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答えいたします。

ただいま策定中ございまして、幾ら幾ら取り崩すということまでの検討には至っておりません。ただ、基金を取り崩して、低所得者層に過度の負担にならないような配慮をしなければならないと思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 考え方の基本は、今、制度からいって、残るお金は保険料しか残らない仕組みになっているということと、もう一つは、御高齢の方ですから、どんどん払った人たちが亡くなっていく、あるいはよそへ転出していくということもありまして、基本的に残さないような運用をするということで、厚労省の通知等も踏まえて対応していただきたいと思えますし、既に半田市や阿久比町は、今年度、全部基金を次期計画の歳入に組み入れるということを決定して作業に入っておりますので、このことも含めて申し添えておきたい

と思います。

それから、かねてからこの制度そのものからいって、今の国民健康保険だとか不評を買っております後期高齢者医療制度でも、たしか40倍ぐらいの最低と最高の差がありますが、基本的に3対1だとか、生活保護基準を割り込むような人でも標準の125%を負担しなきゃいかんというような、これについて市独自でできることという、非常に制度の仕組みからいって制限がございますが、今、市側にお渡しいたしました、下関市は所得階層区分を10段階にして、最低0.5倍、最高2.25倍で、国が示した標準は3倍なんです、最低と最高の差を5倍にするということを現実にやっているとか、名古屋市も最高と最低の差が4倍、半田市が現行は3.5倍ぐらいの制度になっておりまして、こうした階層区分によります調整につきましては、厚労省も各市町村の裁定に任せておりますが、そうした全国的に既に実施されている範囲で、こうした区分の変更を行うことによりまして、可能な限り所得の低い人たちの、あまり大きな変更はたしかできないように実際の計算上も見ておりますが、まず一般的な方法として、そういう努力を今期の改正の中でされていく用意やお考えはあるかどうか、御答弁いただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 御答弁を申し上げます。

現制度の中の改正を予定しております。また倍率につきましては、今後、給付等を見込んで検討してまいりたいと思います。ただ、先ほども申し上げましたとおり、低所得者層の人に過度の負担にならないような配慮はしてまいります。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 低所得者の人たちに過度の負担にならないようにと言いますが、制度の仕組みからいって、それを言うことはたやすいんですが、実際やろうと思うと大変な仕組みになっていますよね。したがって、私は最初に市長に、抜本的な、国民健康保険や現在の税制のような、きちんと弱者救済ができる仕組みを伴った法体系や制度に整備をしていただくことを抜きにしては、この問題は解決しないというふうに思っておりますが、それにしても、そういう立場で作業を進めていただくということはいいことでございますので、積極的に、当然現在の法体系を超えてやれるわけがありませんので法体系の中でやりますが、法体系の中で独自にできることもいろいろあるということを申し上げ、またそういうことも含めて検討していくというふうに理解をして、次の質問に移らせていただきます。

特に市町村と住民との関係でいいますと、最低生活の保障というのは、地方自治体の施策を通じて市民が享受できるものであるというふうに思いますが、これは、この間、議論を続けてまいりました、生活保護基準に食い込むだとか、あるいは等しくて、それを負担すれば生活保護基準を割り込むような条件の人たちに対しては、ほかの制度とあわせまして、保険

料の減額や免除の制度、あるいは利用料の減額や免除の制度について本年度じゅうに検討するということで進めてまいりましたが、特に生活保護と違う支援でありますので、現行の制度の中で活用されている事例等も十分考慮していただいて、今後、減額や免除の制度の御検討に入っていただきたいと思いますが、特に介護保険につきましては、今言ったように大きな弱点を持っておりますが、もう一方で、施設入所の方の費用の負担区分を決めるときに、たしか本人の預貯金が400万を超えるとその適用にはならないんですが、施設入所の場合には400万を下回っているか400万だったか、その範囲の預貯金については、いざというときに病気になったりいろんなことがあれば当然負担が伴いますので、資産の保有ということについてはその程度は認めながら、通常の年金なり、あるいはその他の収入が生活保護基準なり、あるいは一定の基準以下のものについては減額するという制度がありますので、弥富市の保険料の減額や免除の制度につきましては、従来は所得激減ということでありましたが、恒常的に所得が低い人たちへの対応について、恐らく今後の検討の中でどの程度まで認めるかということが大きな課題となりますが、現実はこの制度の中で認められております最小限の人としての尊厳を守るために必要な資産については保有を認めていくという考え方で進めていただきたいと思いますが、その点については現在どのようにお考えになっているか、御答弁いただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 御答弁を申し上げます。

保険料の減免につきましては、かねてから協議しているところでございますが、住民税、国保税と歩調を合わせ、収入基準を考えた形で結論を導き出してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 再開をしてから1時間ちょっとたちましたので、ここで休憩をとります。2時15分から再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時05分 休憩

午後2時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 法律の範囲でやるということと言ういろいろな制約がありますが、しかし市町村が減免制度をつくって一定の対応をすることについては、国はいかんという対応はしておりませんし、従来議論をされて、実収入に基づいて最低生活に食い込まないか、あるいはそれに近い人たちについて減額や免除ができる仕組みをつくっていくということが

約束されておりますので、それについては、やはりきちんとした基準を設けて、市民がわかりやすい、しかも必要な人が救済される仕組みをきちんとつくっていただくことを強く求め、また先ほども申し上げましたように、そういうお年寄りの人たちがいざというときに、今は病気になりますと、保険の対象にならない部屋代だとか食事代だとか、そういう負担が伴いますので、100万や200万持っていたって、あっという間になくなりますよね。そういう人間としての誇りを守るために持っている最小限の資産については一定額をきちんと認めていくというような方法で対応されることを強く求めて、次の質問に移っていきたいと思います。

この最後に、障害者控除の問題については、今まで市が努力をされて、控除認定証の発行予定者に対しては本年度から通知がされるというふうになりましたが、現在、弥富市の基準は要介護1以上で、要支援の人は対象にしないというふうになっております。ところが、障害者手帳の場合には、例えば親指が1本なくなっても5級の障害者手帳が出ますし、ひざなり足首の関節が1ヵ所、けがや何かで動かないために正座ができないというような状態でも6級の手帳が出て、普通障害の税制上の控除が受けられます。とりわけ、お年寄りに対して税制が変わって、先ほども申し上げましたように、93万1,000円を超えると均等割がかかって、介護保険料を125%負担しなきゃいかんというような過酷な仕組みがあるわけですが、他人の介護を受けなければ日常生活に不自由な人が、少なくとも指1本がなくなっておる人よりも状態が軽いなんていうことはあり得んはずでありますから、介護が必要な状態が続く間は、やはり障害者控除の認定対象者としてやっていただきたいと思いますし、特にこの問題については、どういうふうにするかは市町村の判断に任せると。かつて国税局の方が一定の枠を決めて出したら、それが正しく伝えられなかったり、あるいはそんなことに国税局がかわるような暇も手間もないから、全部これは市町村の責任だというふうに、その後、国税局の通知が改めて出されております。しかも、厚労省は通常の身体障害者とあまり差のない方法で認定していくというふうに言っておりますので、基本的に要支援を含めた対象者に対する介護認定を出していくことと、それから私がその後いろいろ調べてみましたら、県下で三つの市と町ではもう認定証を初めに発送するという手だてをとっております。皆さん仕事が大変な時期でございますので、なるべく仕事の手間が省ける仕組みをさらに工夫していただいて、あまり職員の方が無理しなくてもいいやり方をとっていただきたいということをあわせて申し上げまして、時間がありませんので次の質問に移らせていただきます。

午前中の質問の中でも、ちょっと私とは立場が違う方でございましたが、県下の市で公営住宅がないのは弥富とあと一つだけだと言われましたが、特に今、弥富だけじゃなくて日本じゅうで格差社会が広がる中で、例えば先日も私の知り合いの障害者お2人と、それからお年寄りの方で、老齢年金をもらっていて、息子さんが派遣で働いていて、年金をもらっている方が亡くなって、今、6万円近い家賃のところに住んでおるわけでございますが、派遣で

2人の障害者、亡くなった人の奥さんと、それから娘さんを抱えてというような人たちが、今の家賃が払い切れない。じゃあ、かわって行けるところがあるかといったらそういうところもないとか、先日、母子家庭の方が、何としてもいろんな事情があってそこをかわりたいということで相談に乗ったんですが、おふろにスギナが生えてくるような状態の中に住んでいるとか、もう一方で、そういうところに比べるともっとましな1階建てや2階建てのアパートがありますが、採算が合わんから、今おる人が出たらもうつぶすつもりだということで、つぶすまで何とか入れてもらえんかといって頼んだら、入れるとまた断り切れんようになるもんで、もうつぶすということを決めた以上はだれも入れないということで、本当に収入の低い人たちが住居に窮しておるような状態が広がっております。

さらにこの問題は、そのこの最後の方にも質問の要旨として入れておきましたが、そういう人たちが住んでいる多くの住宅が、大きい地震があったらつぶれる心配があるようなうちが多いですね。阪神大震災で亡くなった方の最大の原因は圧死ですね。そういう大きい地震のときにつぶれて亡くなった人が一番多かったわけですが、その次に大きな問題になったのは、復旧過程で、つぶれたうちなんかに通電することによる火災ですね。火災は死の直後じゃないんですね。後で、ガスや電気の復旧の中であちこちで火災が起こっていますよね。そういうことを考えたら、地域防災という点でも、3万円だとか4万円程度の家賃で入れるようなところというのは、やはりこのまま放置できない状態のところだと思うんですね。その手だてをとろうと思うと、そういうところに住んでいる人たちが住みかえのできるようなところをつくらない限り、安心・安全な弥富市というのは私はできないのではないかというふうに思いますが、まず弥富にそういう住宅困窮者の皆さんがおること、それからそういう人たちへの手だてというのは、その人たちの命と安全を守ると同時に、地域防災の上でも欠かせない課題だと思いますが、市側はこの問題についてどのような御認識を持っているか、御答弁いただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員の御質問にお答えさせていただくわけですが、大変厳しい時代が続いておるわけでございます。特にこの後半におきましては、世界的な同時不況という中で年末年始を迎えておるわけでございますけれども、大変厳しい状況でございます。特にそういった中で、高齢者の方だとか、あるいは生活弱者と言われる方々に対して、少しでも安心して暮らしていただける諸施策を私ども行政としてはとっていかねばならないことは重々理解をしているつもりでございます。そうした中で、障害者自立支援法に基づいて各種の行政サービスも含めてやらせていただいております。また、市単独の施策といたしましても、心身障害者の扶助料だとか、障害者給付金の支給であるとか、あるいは心身障害者の福祉タクシーだとか、今、弥富市は母子家庭が245世帯あるわけござ

いますけれども、こういった家庭に対してもさまざまな形で御支援をさせていただいている状況でございます。そうした中で、事務的な経費というのがますます今後増大をしていく状況にあるわけでございます。こういったことも現状の認識として、皆様にも御理解を賜りたいというふうに思うわけでございます。

議員御質問の公営住宅の件でございますけれども、この問題につきましては、以前から私どもの考え方をお話しさせていただいておるわけでございますが、基本的には民間アパートの活用をお願いしていきたいということと同時に、県に対しても、こういったことについての要望は常に働きかけておるわけでございます。県には、母子家庭であるとか、あるいは高齢者世帯、障害者世帯等を対象にした福祉向けの県営住宅があるわけでございますが、そういったことに対しても、我々としてもあっせんする努力をしていきたいというふうに思っております。いろんな形であるわけでございますが、財政状況も大変厳しいわけでございます。しっかりとした義務的経費を御負担させていただくということを前提に、公営住宅については現状のところは考えておりませんので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 従来、弥富町・市時代を通じてそうであります、公営住宅については考えていないというのが行政の一貫した立場でありました。しかし、これはそういうことで済まされるたぐいの問題ではないということについてちょっと御理解いただきたいと思いますが、公営住宅法の3条では、地方公共団体は、常にその区域内の住宅事情に留意し、低額所得者の住宅不足を緩和する必要があると認めるときは公営住宅の供給を行わなければならないというふうに定めて、国と都道府県の援助を定めております。

同時に、計画的な整備ということで第6条で、これは18年度以降に定められた法律だと思いますが、公営住宅の整備は住生活基本法第17条第1項に規定する都道府県計画に基づいて行わなければならないということで、こういう計画も今は持っていないんです、我がまちも。愛知県もこの地域については持っていないという状態で、法律で規定された市町村の責任を果たしていないという問題が一つと、それからもう一つは、国の住宅施策で言いますと、このたび景気対策で600万円を限度に住宅取得減税を認めるというんですが、600万の減税なんていったら1億近く借りなければ成り立たないような額で、そういう力量のある人は支援が受けられると。だから住宅減税は、私が知り得る限り、かつて多分450万ぐらいまで行ったことがあって、今は160万ぐらいですね、限度が。これをまた600万に改めるというふうに言っておるんですが、そういう一般法で対応できる分は一定の条件のある方に限られますが、公営住宅制度の原則対象にするべき人ということで言いますと、4人家族で年収が450万円以下、それから高齢者や障害者のおる世帯では530万円以下というふうになっておって、だから減税を受けられる人たちはそういう減税で対応する。そうでない人については公営住宅

法で対応するということでありまして、この制度がないということは、そういう住宅の支援が弥富に住んでいる所得の低い人たちは受けられないということであって、法のもとの平等そのものが守られていないし、このことについて行政が責任を果たすということがされていないことがずうっと続いてきた。さまざまなことを財政的に厳しいというふうに言ってきたんです。

たまたま今回合併をして市になったこと、それから十四山村が比較的財政状況もよかったこと、臨海部に工場が張りついてきて税収がふえてきたとかいう中で、インターネットでも公開されておりますが、弥富市の財政状況で言いますと、人口5万以下の市で就労人口の割合、サービス業だとか、そういうことで幾つかの類型に分けてありますが、その中で弥富と同じタイプの団体だというふうに総務省がしておるところが、全国で132市あるんですね。その中で財政力指数も1番、借金が少ないことも1番だとか、将来を含んだ財政の指標でいうともうほとんどトップになっていて、そういう言いわけはもう通らないところへ弥富市の場合は来ておると思うんですね。考えたら、一つは、今市長おっしゃられた民間住宅を活用するに当たって、今では借り上げ公営住宅という制度もありますし、弥富の場合、住宅が足りなくてというんじゃないんですね。一定の条件の人たちが、収入が低いためにそこそこの住宅に入れないということが今は最大の問題であって、住宅が足りないから県営住宅を誘致するとか、あるいは市営住宅をつくるというよりは、今ある資産を利用するという方向での検討が私は一番いいんじゃないかと思います。

それに当たって、市がそういう選択をする。しかも、その場合に家賃を、例えば名古屋の場合で言いますと、以前の弥富の町営住宅みたいなところを名古屋はほとんど今建て直したんですが、大体五、六階の中層で家賃が6万ぐらいですよ。そこが母子家庭ですと2万円が入れるわけですね。そういう基準額を超えて減額したのに対して、一定の期間ですが、その45%の半分を国が負担すると。交付金です。交付税じゃありませんからね。こういう制度もありますから、本当に市町村がやらないと条件の悪い人たちは行政の支援が受けられない仕組みになっておりますので、そういうものとしても本当にどういうことが今弥富でできるか、何が市の負担を少なくしながら効果が得られるかということを含めて、これは防災上の立場からも、それからそういう人たちに対する支援という立場からもありますし、打ち合わせのときに民生部長といろいろお話をしておりましたら、できれば家賃補助ぐらいで、そんな公営住宅なんていうのはとても今は考えられないわなあといって、最後は、住宅ですから民生部の所管ではなくて、これは開発部の方できちんと質問をしてもらった方がいいかなあというお話もいただいたんですが、要するに本当に放置できない問題として、本格的に検討に入っていただく必要がある問題だというふうに思いますが、改めてもう一度、そういうことを踏まえた御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 大変勉強不足で申しわけございませんが、私も公営住宅法ということについては正しく認識していないことがあるわけですが、先ほども議員からさまざまな形で弥富市の存在というお話をいただくわけですが、まだまだ一時的な財政力でございまして、やはり継続的な形、次の10年、20年という形の中で力をつけていかなきゃいけないというような状況だと思っております。決して財政的に豊かだというふうには私は理解しておりません。次の段階でやらなきゃならない問題が山積しておるわけですが、そういった中で、現状としては義務的な問題につきましてはさまざまな形で実施させていただいておるということをまず御理解賜りたい。そして、次の段階に何をなすべきかということにつきましては、さまざまな税収、あるいは財政力という形の中で検討していきたいと思っておりますので、どうぞ御理解賜りたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 今の財政状態が、例えば不交付団体になったということについても、もともと以前の基準で不交付団体になったんじゃなくて、国の方が基準を下げて不交付団体につくり上げられたというか、国が交付税を出さない仕組みをどんどん強めてきた中でですよね。しかも、そこで問題は、さっきも申し上げましたが、本当に仕事が減る。高齢化で、介護や医療が必要な人たちが対応できないような状態がどんどんどんどんつくられていく。しかもその一方で、消費税は今国民1人平均10万円の負担がのしかかり、小泉改革以後、また年間13兆円の社会保険料や税の負担が庶民に重くのしかかっておるもとで、本当にもう今のところに住めなくなる。例えば御夫婦で暮らしている人が、一方が亡くなって年金がなくなったら、もうそこに住むことができない。かわっていくうちがないという状態の中で、今おっしゃられたように母子家庭なんかは県営住宅へと言うんですが、県営住宅も、私は障害者の方の相談に乗ったんですが、なかなかなくて、結局、たまたまその人は重い障害だったけれども、職場でのけがが原因でしたから、公団住宅へ入る方法で、県営も市営も当たったんですが、なかなかないんです、はっきり言って。今、弥富が132の市の中で、たまたま飛島や豊田のようなずば抜けたところがないグループですから1番だと思うんですが、そうはいっても、少なくとも132ある市のトップだというようなところで財政力がないからやれないなんて言ったら、これはどこもやれないですよ。

それから、最初にもうおっしゃられたように、愛知県の中で2市だけだと、公営住宅がないところは。これもまた大変な問題でありまして、生きるか死ぬか、本当に住み続けることができるかどうか。健康で文化的な最低生活の保障というのは、衣食住が調って初めてできることではありますが、その土台の住が、所得の低い人たちは現在のこの弥富市の状態では支援が受けられないというのは極めて憂慮すべきことで、これは放置できない問題としてどう

いう対応をしていくかということ、市としては、もっと余裕ができれば考えますじゃなくて、今すぐお考えいただかないといかん問題ではないかというふうに思いますが、ちょっとその辺を、くどいようですがもう一度伺いして私の質問とさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 先ほど来からお話をさせていただいておるわけですが、現状として、公営住宅単独の問題につきましては、民間のアパートを御利用いただきたい、あるいは県の施設を御利用いただきたいという答弁をさせていただいており、それが不必要ということを行っているわけではございません。その辺も御理解をいただきたいと思います。

衣食住の「衣」は衣料の「衣」でございます。また「食」につきましては、さまざまな形で宅配サービス、あるいはひとり住まいの方に対するふれあい昼食会等も含めて、食に対する御支援等も申し上げておるわけでございます。そのほか、民生以外のさまざまな教育の分野、あるいは基盤整備の分野、やることが山積しておるわけでございます。そうした中でしっかりとした優先順位を決めていき、その緊急性と計画性に基づいて諸般の事業を遂行していきたいというふうに思っておりますので、またその辺も御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 次に佐藤博議員、お願いします。

○6番（佐藤 博君） 通告に従いまして、発想の転換による画期的・効果的・市民本位の行政運営への提言、そしてまた行政運営のかなめである、特に幹部の部長職の皆さん方に私の考え方をきちっとひとつ受けとめていただきたいということで質問をさせていただきたいと思います。

世の中の動きは、予想以上にどんどんと変化をしていっております。今は、その変化への的確な対応能力が求められているのであります。しかし、きょうの一般質問でいろいろ出てきたように、今の行政が受けとめなきゃならんいろいろな課題というのは多種にわたって、大変な時代でもあります。しかし、そういう中で私がいつも考えておりますことは、政治は社会を動かす力であるということです。常に政治には夢と希望がなければならない。けちにはなるな。ただし、無駄とぜいたくは厳しく戒めよ。そして、言いわけは無能者の泣き言だと。理屈を述べる前に、きちっと知恵を出して実行することだ。実行のないものは事を論ずるべからずと、こういうのが私の政治に対する考え方の一つであります。

そこで、きょうはいろいろな問題、例えば社会的弱者の人たちにどう政治の光を当てていくかという問題もたくさん指摘されております。私は、そういう中でスピードを持って対応しなければならない当面する課題と、将来展望の上に立って今対応することが重要であると考えられる課題とがありますが、今回は、時代の変遷への的確な対応を考え、そして知

恵を出してもらいたい、アイデアを出してもらいたい、発想を転換してもらいたいという点で、幾つかの問題がありますが、３月議会で質問したもののおさらいを含めて、きょうは質問をしたいと思います。

世間では、役所仕事というと、いい意味にとるよりも、むしろ悪い意味の表現に使われることが多いのであります。それは、公務員はかたいという意味と、反面、融通がきかないとか、変化への対応が遅いとか、また困難な仕事は避けたり先送りしたり、あっちの課だとかこっちの課だとかたらい回しにしたりして、なかなか事が成就しないと。世の中の変化への対応ができないと、市民サービスも悪い意味にとられていることが多くあるのであります。きょうのいろいろな質問の中にもありましたように、国の課題と県の課題、あるいはまた一番末端の地方自治体、何かなすり合いの問題もたくさん出てきておるようでありますが、そうした中で私は、弥富市としてどうあるべきかということをしっかりとみんなで知恵を出し合ってもらいたいと思うのであります。

特に服部市長が就任以来、いろいろお役所仕事と言われてきた悪い内容が徐々に変わりつつはありますし、またいろいろな課題や内容が明確に示されるようになって、市民の中にも関心が寄せられ、期待もされているようであります。しかし、市長がかわっても、直接行政運営のかなめである幹部職員の発想、行動、対応が変わらなければ、やっぱり結果は出ませんし、効果も出てこないと思うわけであります。そこで、きょうはそういう幹部職員のそれぞれ部長たちに、私が３月議会で質問をしてきたものを中心にひとつ尋ねていきたいと思えます。たくさんありますけれども、きょうは絞っていきます。

まず、発想の転換ということはどういうことかということ。規則や規定や過去の習慣等のみにこだわって対処する考え方から脱皮して、多角的に知恵を出し、アイデアを出し、実現可能となるように取り組む姿勢が発想の転換であります。また、ナンバーワンよりオンリーワンということを常に考えて、他のまちではこうやっているとか、他のまちではやっていないからといって、まねをしたり、横並びにするような比較する考え方から、自分たちのまちの特性をよく考えて、現在より将来どのように前進するかを見きわめた独創的なまちづくり、行政運営をひとつしっかりと考えてもらいたいと思います。そして、それぞれの問題についても、他との比較よりも、そのもの自身の努力の効果がどのようにあらわれてきたかということと比較するようにしっかりと考えてもらいたいということを最初に申し上げておきたいと思うのであります。

今、いろいろの課題がありますけれども、特に３月議会で質問したのは、農家負担を軽減するために土地改良事業を市の直轄事業として進めるために、それぞれの土地改良団体の事務局を市長直属の開発部に編入して、農家の経費負担を軽減するように提言、質問をしてまいりました。最初に、その後の経過はどのようになっているのか、開発部長にひとつ尋ねた

いと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（早川 誠君） ただいまの佐藤議員の御質問でございますが、3月議会以降、どのようなになっておるかということでございます。

これは、3月議会のときに私ども市長の方から、市の直轄化はあり得ないというようなことで御回答をさせていただいておるわけでございますが、やはり土地改良の基本的な原則は、私が言うまでもなく、佐藤議員の方がよく御承知のはずでございます。農家の集まりの中において農家の意思によってつくられた土地改良区でございまして、そうした中で、今、農地の保全、あるいは農地の形成、農家の私的財産であります農地の維持管理等々いろいろあるわけでございますが、個人負担の面も当然その中には出てまいります、今現時点では、そういった土地改良の直轄化は非常に困難かと思えます。

ただし、土地改良につきましては、この2月、実は十四山地区におきまして、六箇用悪水土地改良区、それから神場用悪水土地改良区が十四山土地改良区に編入合併をいたしております。他にも土地改良区については広域的なものもございますし、中には、御承知のように、これで三つの単独の市内の土地改良区があるわけでございますが、市といたしましても、こういった土地改良区の取り扱いにつきましては、関係機関と協議をしてみたいというふうに思っております。土地改良事業につきましては、現在、さまざまな農地に対する助成制度等があるわけでございますが、これを活用して今後とも進めてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） 今まで土地改良団体は聖域であるかのように考えられてきたのであります。そのために、土地改良団体そのものについては、事業費についても、予算についても、負担金についても、ほとんど慎重な審議をしたり反対したりすることもなく、成り行き任せに終始してきたというのが大勢でありました。農業者は、土地改良からと言われると小言も反対もできずに、金も出さなきゃならないし、動員にも応じなければならないという習慣が長く続いてきました。

しかし、そのような時代は過去のことで、これからは物心両面の農家負担を軽減することであると私は思っております。土地改良団体というのは日本特有のものでもあるわけですが。農地の圃場を整備するような事業は今まで行われてきたわけですが、これは当然、原則、受益者負担も必要でありますけれども、今では農地の圃場整備事業はほとんど終了しております。一般農業土木に関することは農家だけのことではなく、公共性の多い事業であり、市の直轄事業として整備していくことが当然であるものもたくさんあると私は考えております。排水機の問題、排水路の問題、あるいは道路の問題、こういう農業土木に関

するものは、ほとんど市が直轄事業としてやってしかるべきものであると私は考えております。

そして、営農に関することは、本来からいけば農業団体であるＪＡが中心となって進めていく時代であると思うのであります。そのために必要な経費等については市が一部財政援助をしていくという考え方が、農家を育ててゆく筋道であるとは私は考えるのです。そうした点ではＪＡとも調整すべきです。

今、土地改良団体で農業者負担を軽減しなければならないのは経常経費、すなわち人件費であるわけです。今、弥富でも３団体の土地改良団体があるわけですが、このそれぞれの土地改良団体に、今回、事務所費、あるいは人件費等の経常経費に対する市の補助金ということで、19年度の決算では１団体650万円の３団体で1,950万円が決算で出てきておるわけでありまして、その他、土地改良事業に対する市の負担というのは、また膨大なものであるわけですね。そういうことを考えていくと、もう市が直轄でやるのは当然のことであると。農業者の経常経費を軽減させるということは、これからの時代の大事な発想の転換だと私は思うわけでありまして。そこで、土地改良事業費の受益者負担、農家負担は現在平均どのくらいあるのか、調査をされた結果があれば聞かせていただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（早川 誠君） 佐藤議員の再質問についてお答えをさせていただきたいと思いますが、その前に、ちょっと質問の中で「聖域」だとか「成り行き任せ」というようなお言葉をいただいたものですから、これ現実問題として、私どもはそういった成り行き任せで事務をとっていることは全くございません。土地改良につきましても、事業、予算、負担金等については総代会の議を経てやっておりますし、私どもも要綱の中でこういったものについては、長、幹部と打ち合わせをさせていただいて、必要なものについては審議をさせていただくという姿勢でやっておりますので、ひとつ御理解をお願いしたいと思います。

それから、先ほどの物心両面で市が直轄でやった方がいいという佐藤議員の意見については意見として承っておきたいと思いますが、これも農協と同様でして、土地改良も農協も農家の意思によって設立された団体であるということでございます。そしてＪＡにつきましても、やはり営農関係については営利目的の中で運営がなされて、少しでも農家の軽減負担について自助努力をしていただくということになってこようかと思うわけですが、土地改良についてはそういった目的はございません。そういった御理解の上でひとつお願いがしたいと思うわけですが、土地改良区の経常賦課金でございますが、３土地改良区でございます。この中で、10アール当たりの平均で7,414円でございます。これが今の田んぼだけの平均でございますが、こういった平均が調査した結果の経常賦課金の数字でございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） 役員会で諮ってということだけれども、今どこの土地改良区でも、大体役員会でこうだといって方針が出たら、ほとんど組合員はみんなそれに追従をしていくというのは論ずるまでもないことだと思っておるんです。土地改良は、例えば市に、あるいは県に補助金をもらうことだけを一生懸命やっておるというのも現実であるわけです。この10アールで7,414円というのは田だけですけれども、これは米の換算からいくとかなり大きな負担だと思うんです。しかも、これがどういう負担であるのか、例えば経常経費の負担というように考えればいいのか、あるいは事業費の一部負担のものもあるのか、その点をもう少し、この7,414円の内容をちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（早川 誠君） 先ほど申しました7,414円につきましては、これは経常経費の賦課金でございます。事業による負担金等には含まれてございません。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） 経常経費、これは10アールということだから1反だと思いますが、7,414円の経常経費というのはかなりの負担だと思うんです。しかも、人件費の中には、この前も申し上げましたように、退職積立金という形で退職金の積み立てもやらなきゃいかん。そういういろいろなものを考えていくと、この7,414円というのはかなり農家にとっては負担の高いものです。しかも、それぞれの団体が、それぞれの人員を確保しておるわけです。市の直轄事業で、こうした、今私が申し上げましたような農業土木の関係の事業をやれば、もっと少人数でもやれると思いますし、まさに無駄を省くこともできて、農家負担も軽減ができると私は考えるわけでありますが、もう一度そういう点について、開発部長にきちっと比較をした結果を聞かせていただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（早川 誠君） 今の経常賦課金とそれの比較をということでございますが、これは私個人の考えでございますが、今現在としては、佐藤議員が言われたように、市内には3土地改良区がございます。これにつきましては、今後の方針としまして、私自身の考えとしまして、一つは佐藤議員の言われるような農家の軽減負担に努めなくてはならない。そういったことにつきましては、やはり事務の一本化といったことも視野に入れて、これはさきの3月議会の中でも若干触れさせていただいたかと思いますが、本年度から私どもと市長・副市長を交えて農政の方と、それから各土地改良区の理事長と事務局というようなところで、こういう論議をする場を年に数回持つということで進めております。そうした中で、農家の負担軽減の問題、それから事務の簡素化の問題だとか、そういったものを一つずつ着実に、私は進めていくべきであり、またそういうふうにしたいというふうに思っておりますし、そ

ういった点で幹部の方からも御理解をいただいて、そういうふうに進めておる最中でございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） こうした問題についての一つの提言を私はしたわけであります。JAなんかは営利団体である。むしろ土地改良団体は営利団体ではないから、私は市がやるべきだというように考えるわけです。道路にしても、あるいは排水機にしても、排水路にしても、これは農家だけのものではなくて、一般の排水路であり排水機であるわけです。

かつては、国や県の補助金で農家負担が非常に高かったわけです。それを、ここ30年ばかりかけて市が多くを持つようになってきましたから、負担がかなり軽減されたと思うんです。軽減されても、なお今、経常経費が7,414円あるということは、やっぱりもっと真剣に考えるべき問題だと思うんです。土地改良の各3団体の人件費、人数から、退職金の積立金から、いろいろきちっと調査をしたら、かなり私は農家負担が軽減されると思っております。今、今後一本化をするということ、あるいはある程度時期が来たら市の直轄事業の中に入れていくようにするというように一遍検討をしていただきたいと思いますのですが、どうでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（早川 誠君） お答えいたしたいと思います。

先ほどは私の個人的意見で申しましたように、やはりいきなり行くということじゃなくして、一つずつ、一步ずつ皆さんの御理解のもとに、少しでも農家負担の軽減につながる方向を見出しながら事を進めていきたいというふうに思っておりますので、改めて御理解が賜りたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） 最後に聞いておきます。

例えば市の直轄事業に持っていくことにした場合にどんな抵抗があるのか。むしろ私は、土地改良団体と話をしたら、土地改良団体はぜひそうしてもらいたいという意見が出てきてしかるべきだと思うんですが、それがなかなか難しいことであるなら、どんな点が障害になっておるのか、最後に承っておきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（早川 誠君） お答えしたいと思います。

障害じゃなくて、確かに今の土地改良事業につきましては、特に市の防災面、農業施設、排水路、排水機というのは依存度が非常に高いものがあるわけですが、こういったものについては、現在と同様なことでやっていきたいというふうに思っておりますが、一つは、ここで支障と申しますか、今現在、私どもの弥富市を問わず全国的なものとして、農業集落のまとまり、連帯感が薄れてきておると。そういった中で再度見直そうということで、

こういった施設についても自分たちの地域の財産だというようなことで、少しでも地域の連帯感を強めていこうということで、前にも御質問がありましたように、農地・水・環境整備の取り組みもしております。一つは、こういった連帯感が薄れておる中で、再度、地域集落のまとまりをとということもございます。

そして、こういった農業用水施設の維持管理といったものは、ややもすると行政にすべてやってもらえばいいじゃないかということも出てくると思います。通常の維持管理は特にそういった面が多々見受けられることもあろうかと思いますが、そういった点も出てまいると思います。こういったことは、農業の生産基盤の崩壊にもつながるような危険性があるんじゃないかというふうに私は思っております。

それから、今現在、そういった事業費の負担にせよ、それから経常経費の負担にせよ、これは各集落における総代さんなり役員さんの中ですべて対応されているものでございますが、こういったことに関して、すべて今度は市の職員でということになってまいりますと、徴収業務にも多くの費用等々が出てくると思っております。そうした観点から言いますと、やはり先ほど申しましたように、一つずつ事務の簡素化を図りつつ、そういった中で協働の歩調で進められるような方向で私はいきたいというふうに思っておりますので、ひとつ御理解が賜りたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） 私が現実を理解しておるのと開発部長の答弁とは随分食い違っておることも多いわけでありまして、議論がかみ合わんかもしれませんが、私は、これはむしろ一般農家の人は非常に喜ぶことだと思っておるんです。ですから、もうちょっと真剣にみんなの意見を聞くような手だてを講じて、やってもらいたいと思います。建設経済委員会等で、あと細かいところはまた詰めてまいりたいと思います。

続きまして2番目に、前ヶ須地区の市街化農地の市街化都市整備への取り組みについて私は質問をしたいと思います。

特に前ヶ須地区の市街化農地が、たくさんまだ残っております。平島地区では、昭和48年に航空写真を撮るということで、市が航空写真を撮って約35年かかって、今、完了の近くまで来ておるわけでありまして、大変難しい問題なんです。特に今回、前ヶ須の私が申し上げておりますこの地区は、2級国道の155号線の南進計画にとっても非常に大事なところなんです。だから、私も前にも申し上げましたように、積極的に協力することをお約束したわけですが、その後どのように進捗しているのか、開発部長に尋ねます。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（早川 誠君） お答えさせていただきたいと思います。

さきの議会におきましても、名古屋第3環状線を含めました区画整理による居住空間を充

実させるためのインフラ整備を図ってはどうかという御提案をいただきました。関係者の同意が得られるかどうかを、さきの議会の中でもお話しさせていただいたと記憶しておりますが、前ヶ須地区の区長へある程度のシミュレーションを示し、相談をさせていただきました。その結果につきましては、さきの進捗状況でもお話をさせていただきましたが、今の制度で現実的に考えた場合、減歩率、土地の価値の点から、地権者の理解を得るのは非常に困難であると、区長さんからの意見でございました。しかし、市街地内の低・未利用地の有効利用を促進・誘導することは、区画整理事業や地区計画などの有効な手段であります。名古屋第3環状線が具体化する段階におきまして、関係者を含めて再度研究をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） これも同意がとれるのが困難だとか、やってみなきゃいかんことだし、やっぱり発想の転換をして事を進めなきゃいかんということを私はあえてつけ加えたいと思うんです。特に市街化農地、現在の前ヶ須の東勘助あたりはほとんど金魚の池か田んぼで、道路も昔の6尺といいますから1メートル80ぐらいで、うちも建たないというところが多いわけであります。ここは、そうであっても、市街化区域になった以上は平成23年から宅地並み課税になるというように聞いておるわけです。そうなった場合に、果たしてどのくらい高くなるのか。当然、相続税も高くなります。こうした点についてわかりやすく事実関係を相談されたことがあるのかどうか。また、どのくらい相続税等、あるいは活用ができない土地であっても、どのくらい税金が高くなるのか、ここでできれば教えてもらいたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

○総務部長（下里博昭君） それでは、市街化農地の宅地並み課税につきましては私の方からお答えをさせていただきます。

御承知のように、合併に伴いまして弥富市の市街化農地といいますのは宅地並み課税となりますが、現在、合併特例によりまして、5年間、平成23年度まで猶予期間中でございます。したがって、評価は宅地並みでございますが、農地に準じた課税に現在なっております。この猶予期間が過ぎる平成24年度からは宅地並み課税が始まりますが、適正化措置といいまして軽減率がございまして、4年間にわたり適用されます。いわゆる段階的に課税がされるということでございます。具体的に申し上げますと、24年度は8割軽減、25年度は6割軽減ということで、年ごとに2割ずつ上昇し、5年後の28年度には軽減率の適用がなくなるということになります。これに基づきまして試算をいたしますと、軽減率の適用によりまして24年度から大幅な上昇はなく、横ばい程度という試算をいたしました。さらに、5年後の28年度からの宅地並み課税につきましては、現在の市街地農地課税が負担調整措置といいまして、年々段階的に行く措置でございますが、これが本来の課税標準額に近づくということで、税

額はほとんど変わらない状況になると思われます。

また、相続税につきましては国税でございます。税務署独自の路線価方式をとっていますので、その課税時点の評価になります。宅地並み課税が始まる平成24年度に、地価が安定をし、相続税評価額に変動がなく、税率に変更がなければという条件がございますが、現在と変わらないものになります。以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 1時間近く経過しましたので、ここで休憩をとります。3時25分から再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時16分 休憩

午後3時25分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤博議員。

- 6番（佐藤 博君） 今、宅地並み課税の話を総務部長から聞いたわけではありますが、現在と、そして28年になると、具体的な農地の場所によって違いがあるかもしれんけど、平均して幾らぐらいのものが幾らぐらいなるかということを最初に聞いておきたいと思います。そういうことで、一遍これは真剣に、今言ったようなことも含めて関係者に話をすべきであって、ただ区長さんたちに言ったら難しいだろうと言われたからやりませんというような能のない対応ではいかんということを私は申し上げたいと思うわけであります。だから、金額的に聞かせてもらいたいと思います。

- 議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

- 総務部長（下里博昭君） あくまで特定市街化農地という試算でございますが、現在、平成20年度で1反、1,000平米当たり約10万9,000円の市街化農地でございますが、これが負担調整によって市街化農地が年々上昇していきますと、平成28年度には15万ほどになるということでございます。お願いします。

- 議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

- 6番（佐藤 博君） こういうような具体的なものも含めて、関係者に集まっていたいて、ひとつぜひ相談をしてもらいたいと思います。

そこで、私が提案をしたいと思うのは、現在、第2桜小学校の建設事業が急務となっており、進んでおるわけであります。恐らくこれが終わると次にやらなきゃならんのは、この市庁舎の建設にかからなきゃならんと思うのであります。ここの場所で建設するというのは大変難しいことでもありますし、敷地も狭隘であるわけです。公共交通機関や幹線道路網からして、この地域に市庁舎を移転することは適地ではないか。この地域というのは、今の区画整

理を考えたら、この前ヶ須の土地に移転をすることを考えたらどうだということを私は提言したいのであります。そうすることによって、市の総合計画の中で一度しっかりと組み入れて、そして市ができるだけ今のうちに用地を取得して、そして市街化区域の土地整備事業を市が中心になって実施したら、市街地の整備ができる、155号線の南進ができる、市庁舎の移転ができるというようなことで一石三鳥になるのではないかと思います、こうした点について、開発部長、総務部長、そして最後に市長にひとつ意向を伺いたいと思いますのでお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（早川 誠君） 佐藤議員の御質問でございますが、第3環状にあわせて、その周辺に市庁舎を区画整理とあわせてやれば一石三鳥だと。非常にいいことだと思いますが、ただ御指摘の前ヶ須地区については、本市の中心地に隣接する市街地としての居住系の位置づけをしておりますので、そういった中で、今、総合計画等に盛り込んでということもおっしゃったわけですが、現段階では総合計画の中でこの場所だという位置づけはしてございません。そうした中で、都市計画マスタープランにおいても位置の限定をしておるわけではございませんので、現段階では先行取得的なことはあり得ないだろうと私は思います。

それから区画整理につきましては、佐藤議員も御承知のように、長い年月の中で組合施行という格好で弥富市が現実的に行ってきており、またもうすぐ完成する地区もございます。これをすべて市でやるというのは、私個人としてはいかなものかと考えておりますので、ひとつ御理解が賜りたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

○総務部長（下里博昭君） それでは、市役所本庁舎の改築についてお答えをいたします。

老朽化、耐震性等の対応のため、市役所本庁舎の改築につきましては非常に重要な課題でございます。しかしながら、多額の財源が必要でございます。さらには、桜小学校のマンモス化の解消、小・中学校の耐震補強工事等を優先的に行う必要がございますので、現時点では庁舎の改築事業を具体化することはできませんが、桜小学校のマンモス化の解消事業等が終了した後、速やかに庁舎の改築事業を具体化できるように、総合計画の前期基本計画の中に、これは平成21年から25年でございますが、この期間中に財源問題等を含め、調査・検討を進めていきたいと考えております。

なお、財政運営上、建物建築に多額の財源が必要であることが想定される中、用地取得にどれだけの財源を投入できるかについては今後も調査・検討を進めていきますので、御提案の前ヶ須地区での庁舎建築の件につきましては、一つの御意見として承っておきます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げます。

今シミュレーションされております佐藤議員のところの面積は約9ヘクタールぐらい実はあるわけですが、先ほど一部の議員の方からも声が上がりましたように、非常に土地単価は高いものになるとういうふうに思っております。車社会、あるいはコミュニティバスという形の中での改善ということも考えております。そういった中で、ほかのところの適地ということもあわせながら検討していかなくゃいかんというふうに思っております。

市役所の移転改築工事等につきましては、耐震性にすぐれていない市庁舎でございますので、職員の安全、あるいは防災上の拠点という形の中では早急にいろんなことを考えながら対応していかなくゃいかんということはあるまでもございません。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） 最後に、難しい難しいと言っておれば何でも難しいんです。その気になって徐々に計画を立てていくということが大事なんだから、こういう提言もあったということで、慎重に考えていくことが必要だということを私は最後につけ加えておきたいと思います。市庁舎も、必ず近い将来やらなくゃいかん問題なんです。今、十四山へ持ってこいとか、鍋田へ持ってこいとかいう意見もありますけれども、やっぱり交通の便、例えば155号線、日光大橋西線、そして公共交通機関の近鉄、JR、名鉄への至近距離というようなことから考えたら、この辺は土地柄からして大変まだ有効に活用できるいい場所じゃないかということをおは私は考えておりますので、難しいからできんじゃなくて、難しいものでも知恵を出して、発想を転換して、そして将来のためによく検討していただきたいということをつけ加えておきます。

それから次にもう一つは、不在危険家屋の調査が進んだようでありますけれども、ただ調査は終わったということでもありますけれども、ここを今後どういうようにするかという具体的な考え方があったら、ひとつ示してもらいたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

○総務部長（下里博昭君） それでは、不在危険家屋のその後の対策についてお答えをいたします。

この家屋の把握につきましては、それぞれの地域における実態に詳しい区長さん方に調査をお願いいたしまして、対象と思われる家屋が47件上がってきました。この47件すべての家屋を市で実態調査いたしました。その結果、居住者がなく、適正に管理されていないと思われる家屋が9件ございました。この9件の家屋について、家屋の倒壊や放火等の火災発生や各種犯罪の要因になりやすいということで、火災予防、防犯上の観点から、所有者に対しまして今後も適切な管理に努められる旨の依頼文書を出しました。その結果、一部では市に買ってほしいという御要望もございました。このような不在危険家屋の修理や撤去につしまし

ては、私有財産でありまして行政の介入には限度があると考えておりますが、今後も引き続いて定期的に巡回パトロールをいたしまして、所有者に対し、周辺住民に迷惑をかけないよう安全かつ適正に管理をしていただくよう、粘り強く呼びかけていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） 今47件と。そして、9件というのは固定資産税が納められていないと考えたらいいのかどうか、その点。

○総務部長（下里博昭君） もうすべて納まっています。

○6番（佐藤 博君） それで、必要に応じて、例えばそれは撤去しますとって自発的にやっていただけたところはいいわけですが、ほうりっ放しにされて手の打ちようがないというようなところについては、これは防災上危険だということで、今いろいろお願いをしておるということでもありますけれども、条例等を制定して、何か撤去しなきゃいけないような方策というのは、これは憲法上の私有財産の問題でもあります、そういうような一つの手だてというのは検討することが必要ではないかと私は思っておりますので、その点もしっかりと、いかな場合には条例で対応ができるかどうか。そういう点も検討しておいていただきたいと思います。

それから最後に、廃棄物の有効活用という点で申し上げたいと思います。

まず最初に民生部長、一般家庭から廃棄物が出るわけですが、これの有効活用は、どういうものが、どのように、どの程度あるのか、ちょっと最初に聞かせていただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答え申し上げます。

一般家庭ごみの減量、資源化対策といたしまして、従来より市の収集として瓶、缶の収集を行っており、19年度実績として瓶が約323トン、缶が約110トンとなっております。また、子ども会、女性の会、学校、PTA、十四山地区では自治会が紙類やアルミ缶を回収しております。19年度実績は、紙類で約1,178トン、アルミ缶が約38トンとなっております。この回収活動につきましては、市からも870万円余りの補助金を出しております。さらには、平成15年度から、市のごみ収集日程にも紙類、布類の収集を取り入れ、19年度実績として約1,000トンの回収を行い、実質収支として10万円のプラスとなっております。20年度は古紙類の高騰もあり、200万円近いプラスとなる見込みであります。ペットボトルにおきまして、昨年度9カ所の拠点ではありましたが、約14トンの回収をしており、本年度は保育所学校にも拠点をふやしており、前年度の2倍近い実績を見込んでおります。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

- 6 番（佐藤 博君） 後でそのデータをきちっとしていただきたいと思います。

そこで、私が最近つくづく感ずることは、産業廃棄物として処理しなければならないものも、処理の仕方、発想を転換することによって有効活用できるものもあるわけなんです。産業廃棄物というのは全部が悪いものではなくて、いいものもいっぱいあるんです。しかも、これを例えば可燃ごみとして処理することによって燃料の節減になったりするものもあるわけでありまして、あそこの中では、産業廃棄物も段ボールだとかいろいろなものがありますが、そういうものも有料ではあるが処理ができるようになっておるはずなんです。八穂クリーンセンターでは産業廃棄物ということで取り扱えないものもたくさんあるんだが、むしろあそこで家庭からの廃棄物、産業廃棄物でも有効に活用できるものを処理できるようにする考え方はあるかないか。まず市が決めないと、あそこは処理をしてくれません。こういうのはあそこで処理することがいいという市長のお墨つきがつけばあそこで処理できるようになっておるんですから、その点について考え方があるかどうか。

- 議長（黒宮喜四美君） 民生部長。
- 民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 御答弁申し上げます。

現在の国の環境政策の基本は 3 R の推進となっており、循環型社会の構築が柱となっています。廃棄物を極力出さないことはもとより、廃棄物についてリサイクルをするという対策が進んでおります。しかしながら、産業廃棄物や製造過程から生じた副産物をリサイクル品と偽ったり、有害物質の含有が基準を超えたりリサイクル品として使用されたりして問題となっているケースもあります。記憶に新しいところでは、石原産業のフエロシルトの事件があります。この地方でも鉄鋼スラグの不適正保管の問題があり、いまだ完全な解決には至っておりません。八穂クリーンセンターで発生する溶融スラグも、安全性は確認されておりますが、需要が乏しく、有効利用には至っておりません。

そこで、愛知県では本年 7 月 1 日より、有害な偽り再生品の販売防止目的で、再生資源の適正に関する要綱を制定しました。しかし、愛知県内より適用がないため、その効果は不十分であります。これにつきまして、本年 10 月、弥富市で開催されました愛知県市長会において弥富市長が国に、製造過程から生ずる副産物や産業廃棄物を原料とした再生品の安全基準の法制化について要望提案をしたところであります。廃棄物の有効利用を推進するためには、国の廃棄物のリサイクル化や再生品の安全基準に関する法律制定が不可欠であると考えます。この要望が一日も早く実現するよう、機会あるごとに主張してまいりたいと思っております。したがって、国の法整備をまずしていただいて、それから市としても検討したいと思っております。以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。
- 6 番（佐藤 博君） これは、個々についてはいろいろ難しい問題もあると思うんですが、

総合的によく考えていくと有効に活用できるものもたくさんあるわけです。そういう点で、ここで質問をして議論することではなくて、もうちょっと細かいところできちっと議論をして、詰めていくようにしたいと思っております。

最後に一つ私が申し上げたいのは、今度、津島市長が職員からの提案によって、てんぷら油の回収をするということを計画しておられるわけであります。私は、2年半前からてんぷら油を軽油にすることを手伝っております。バイオエネルギーです。大変いい軽油ができるんです。しかし、これは採算はなかなかとれないんです。事業所から出るものを中心にやっておりますから、何とか採算ベースに乗せたいと、1日約3,000リッターばかりを今処理しております。一時は石油が物すごく高くなりましたから、何とか採算がとれてきたわけであります。

これを行政がやるということになると大変負担が大きいんです。ですから、民間とタイアップをしててんぷら油を処理するというのも、これは一つの燃料、要するに軽油をつくるという意味においては、国家的に非常に有効なものだと思って私はやっております。別に金もうけではないんです。無給でやっていますし、今の設備もかなり研究をしてやっております。ですから、津島が今回、県からの補助事業で収集までの事業をやるようでありますから、弥富も家庭からてんぷら油を回収して軽油をつくっていくということを考えられることは国家的に非常に重要な事業だと私は思いますので、一遍検討をしていただきたいと。今、弥富では保育所とか学校とか、あるいはてんぷらを使われるような業者の方々のやつは回収をさせていただいております。一般家庭のやつもそういうようにすれば有効活用ができると私は思っておりますので、この検討をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか、最後にお尋ねをしておきます。

- 議長（黒宮喜四美君） 民生部長。
- 民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、平成21年度に津島市がBDFモデル事業として採択を受けましたが、津島市単独では、一般家庭からはBDF事業を安定的に行えるだけの廃食用油の回収が困難であるとの判断から、海部地区の市町村の共同事業としてできないかとの提案が、さきの海部郡町村長と市長の懇談会で取り上げられました。今後の検討課題とされました。今後は、海部地区の市町村及び環境事務組合と歩調を合わせて推進を図ってまいります。以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 次に山本芳照議員、お願いします。
- 9番（山本芳照君） 私は、通告に従いまして3件ほど質問させていただきます。

初めに、弥富北中の生徒全員が、来年の4月以降、自転車通学になるというお話であります。

今の駐輪場に果たして全員の自転車を置けるのかどうか。もし置けない場合は駐輪場を新しく設置することになるかと思いますが、どの辺の場所に設置されるのか、明らかにしていただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 教育部次長。

○教育部次長（高橋 忠君） ただいまの山本議員の御質問にお答えいたします。

昨年度、体育館西側に整備しました自転車小屋で162台、それから既存の自転車小屋については140台余り、それから今回の増設台数分で150台収容できる駐輪場を考えております。ですから、合計としまして約460台となります。今回の増設場所でございますが、北中学校の北門、正門でございますが、北門の一つ目の花壇の東側に設置をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） 今の答弁で、全員の生徒の自転車を新設を含めて置けるようにするよということでありますので、大変結構なことだと思っています。

そこで、生徒が現在通学路として使用しています県道、通称弥富名古屋線の横断歩道を一度見直しを行っていただきたいというふうに思っています。その理由は、私もちょうど子供たちが通うこの場所に、朝7時ごろから2回ほど立って様子を見ていました。ここの弥富北中学校の南側、ちょうどJRの踏切のあるところは、大体7時半ごろから8時半ごろまで、ちょうど生徒たちの通学時間帯は大変渋滞いたします。この渋滞の原因は、155号線から左折して進入した車がJRの踏切を渡り、ほとんどの車がこの踏切を渡った後、県道を左折して1号線の方へ向かっていく。直進の車も多々ありますが、そんなには多くありません。この横断歩道が、ちょうど車が左折する場所のところに1カ所、現在設けてあります。ここを子供たちが横断歩道を渡ろうとしますと、ちょうどこの渋滞している車が南進をしています。渋滞している側を渡ろうと思っても、なかなかあそこの道路は踏切を渡った以降は狭いものですから渡れない。そうすると、一たん停止した車の直前を渡るか、もしくは全く横断歩道のない場所を横断して、北側、中学校へ向かって渋滞をしていない道路側を通行して学校に行く、こんな状況であります。当然、子供が正規にこの横断歩道を渡って学校へ行こうとすると車がとまります。そのためにまた渋滞が発生すると、こんなような状況でありますので、ぜひこの横断歩道の見直しを行っていただきたい。県道子宝愛西線、白鳥小学校へ入る県道ですね。又八の踏切を渡って北進の方です。ここはちょうどTの字になっていまして、すべて3カ所に横断歩道が表示してある県道であります。ですから、この弥富名古屋線の県道のところにもそのように横断歩道をつくっていただければ、子供たちも、また鎌倉地区の小学生の方も通学に使っている道路でありますので、一度見直しを図っていただきたいというふうに思っておりますので、市の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 教育部次長。

○教育部次長（高橋 忠君） 2番目の質問にお答えしたいと思います。

現在、佐古木地区の多くの生徒が弥富北中学校南の県道弥富名古屋線を通り、ＪＲの踏切を横断して通学しています。議員も先ほど言いましたように、この交差点は、155号線からの渋滞を避けて迂回してくるかなりの台数の通勤の車が通ります。交差点を北から県道の東方向へ左折してくる車への注意をするとともに、市道を北から連続的に交差点に入る車両の直前を横断することになります。自転車の生徒と車が交錯し、危険な状況になっていることは、先ほど議員もおっしゃいましたように、私どもも痛感しております。蟹江警察署の担当の方とも状況について報告させていただき、相談をさせていただきましたので、今後、蟹江警察署長あてに、横断歩道を西側にも設置できないか要望書を提出する準備をしておりますので、その点、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） ぜひ子供たちが安全に通学できるよう、この横断歩道の見直しについてお力添えをいただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

また、先ほど申し上げましたように、学校の北側及び東側の道路は渋滞をしています。そのために、155号から左折した車が、ややもすると子供たちが自転車を置いている西側の道路に、渋滞を避けるためにかなりの台数が入ってきます。そうすると、子供たちの駐輪場が今は西側にも設けられておりますので、ここの西側に自転車を置こうとする子供たちと、この渋滞を避けて入ってきた車が正面から交差するような状況になりますので、できることなら、この時間帯、子供たちが通学してくる7時前後から8時半ごろまでは、この学校の西側の道路について一定程度の通行規制をしたら、子供たちも安全に学校へ通学できるんじゃないかというふうに思っていますので、市の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 教育部次長。

○教育部次長（高橋 忠君） それでは、3点目の質問に答えたいと思います。

朝の通勤時間帯は、国道1号線に接続する155号線の南進方向が渋滞するため、鎌倉地区内の生活道路を迂回路として通過する車両が大変多い状況でございます。また、弥富北中学校の自転車通学の生徒は、全員が学校西門から入って駐輪場の方へ行きます。したがって、国道155号線の渋滞を避けて学校の西側の市道を通行する車両と時間的にも重なっておりますので接触事故が危惧されます。こうした状況についても蟹江警察署の担当の方に報告をさせていただき、相談をさせていただきました。また、地元の区長さん方にも相談・調整をさせていただきましたので、今後、蟹江警察署長あてに、学校西側の市道について時間による通行規制の要望書を提出するよう、今準備をしております。また、北側の市道については来年度以降歩道が設置される予定でございますので、十分、子供たちも通学に便利になる

と考えております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） とにかく子供たちが安全に学校へ通学できるように、行政としてやるべきことはやっていただかなければならないというふうに思っています。

その通学路の一部として現在使っている県道弥富名古屋線は、楽平地区、又八地区、鎌倉地区を通過して弥富駅までという道路計画が30年前から出ているわけですけど、一向に前へ進まない。せめて県道から西側の市江川にかかっている部分だけでも橋でもかけることはできないかなあと、こんな願いがあるわけですけど、この県道弥富名古屋線が又八地区でも早急につくられれば、先ほど次長の方からお話がありましたように、子供たちも1号線を通らずに、この県道を通して北中へ行ける。また、鎌倉地区の小学生もこの県道を通して白鳥小学校へ通えるという、子供たちにとっては安全のためのいい道路ができるだろうというふうに思っていますので、これらの道路の今日までの状況としてどんなぐあいになっているのか、少しお話をいただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（早川 誠君） 県道弥富名古屋線の、要は子宝愛西線までの件だと思います。

橋の方につきましては、近々に県の方が対応してくれるというふうには聞いております。今、設計段階に至っているというふうに私は承知しております。それから、橋から県道子宝愛西線まででございますが、ここの用地取得につきまして地権者の方に理解を求めるべく、県、市と同時に今進めておる段階ですので、ひとつよろしく願いがしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） ぜひとも一日も早くこの県道が開通できるよう、努力の方をよろしく願いいいたします。

次に、2件目の三ツ又公園の関係について御質問させていただきます。

午後の初めに佐藤高清議員の方からも、この三ツ又公園についてのお話がありました。きょう議会の中でこの「三ツ又池」というパンフレットがそれぞれ配られたわけです。私も、この公園はどんな公園かなあという疑問がちょっとありましたので、質問の中に公園の区域と、どのような公園にするのかという質問内容を事前に提出させていただきました。それで、きょうパンフレットが配られました。私の質問に対して、この地図で見ると大体理解できるんですけど、一度、市の考え方を少しお話をしていただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（早川 誠君） 山本議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

きょう議会開催前に皆様方にパンフレットをお渡しさせていただいたわけでございますが、弥富市の北東部を流れる宝川の遊水池が三ツ又池でございます。その大きさにつきましては、

ここのパンフの中にも書いてありますように、約15ヘクタールを三ツ又池公園の地区としております。宝川周辺の北側は坂中地地区、東側は子宝地区、西側は五斗山地区及び鳥ヶ地地区に隣接をしております。また南側につきましては、県道鳥ヶ地新田名古屋線までが三ツ又池公園の区域となっております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） 公園の区域は大体理解できましたけど、これからの公園のあるべき姿でありますけど、おおむねきょう渡されたパンフレットの内容の公園が、来年の4月以降、弥富市に渡されるという理解でいいですか。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（早川 誠君） ただいまの御質問ですが、21年度早々には弥富市の方に譲与される予定でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） きょう渡されたこのパンフレットの内容の公園が、4月1日以降、弥富市に譲り渡されるという理解をいたしました。

それで少しお伺いしますが、このパンフレットの中の「啓発的役割」のところに「魚釣り、水遊びなど、地域住民の云々」と書いてあるんですけど、実は私もこの公園を2週間前にちょっと見に行ってきました。そうしましたら、3号管理橋の、この図の左側のところにたくさん網が入っていたんですね。多分、魚をとる網だろうというふうに思いますが、この三ツ又池の区域は漁業権があるのかなのか、ちょっと教えてください。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（早川 誠君） 漁業権につきましては、ないと私は認識しております。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） 漁業権がないということであるならば、来年の4月1日までに、現在この区域の中に入っている魚をとる網というのはすべて撤去されるというふうに理解していいでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（早川 誠君） 基本的には撤去が一番望ましいというふうに思っておりますが、過去の経緯だとかいろいろございますので、その点については私どもも一度よく調査をいたしまして、現在そこで、仮に趣味の域かもわかりませんが、そういったことで行われておるとするならば、その点については私どもも一度よく調査・研究し、対応をしてみたいと思っております。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） この公園がきちっと整備されれば、少なくとも子供たちはここで魚釣

りをやったり、ルアーで魚を釣ったりということは多分行われるだろうというふうに思います。そのときにもし網が入っていれば、その網と魚を釣る子供たちの間でトラブルが発生することも十分考えられますので、ぜひそういったことがないように、開園までにはきちっと整備をされていかれるよう、お願いをしておきたいと思います。

次に、巡回福祉バスの見直しについて質問をさせていただきます。

6月議会の中で、諮問委員会の定数、人員、それから設置要綱の作成など検討に入って、10月には諮問委員会を発足させたいとの答弁がありましたけど、諮問委員会の今日までの会合内容について明らかにしていただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

○総務部長（下里博昭君） それでは、巡回福祉バスについてお答えをいたします。

巡回福祉バス検討委員会の委員数は16名でございます。その構成メンバーといたしまして、学識経験者2名、議会議長、総務委員長、各地区の区長会長6名、福寿会会長初め役員の方3名、市の女性の会会長、民生委員協議会長、市のPTA代表から成っております。

次に、10月に開催をいたしました委員会の内容につきましてでございますが、役員の専任、巡回バスの現状、今後の方向性について御検討をいただきました。その結果、委員長には区長会の戸谷会長、副委員長に同じく区長会の加藤副会長が御就任されました。

また、今後の方向性についての御意見をいただきました主なものとしましては、利便性に関する御意見といたしまして、海南病院への利便性を向上させてほしい。駅への増便を図ってほしい。鍋田南部地区から駅や病院などへの直行便を走らせていただきたい。各コースの増便をしてほしい。

次に、運行日、時間帯の御意見といたしまして、毎日運行してほしい。通勤・通学の時間帯（朝・夕）の充実をしてほしい。

さらには、運行形態の変更に関する御意見といたしまして、福祉巡回バスからコミュニティバスへの移行を望むと。この意見については多数ございました。これに伴いまして、有料化にしてはどうかという御意見もございました。いわゆるワンコイン、100円でございますが、取ってもいいのではないかと。高齢者、子供は無料、その他は有料にしたらどうかという御意見もいただきました。そのほかの意見といたしまして、高齢者はよく利用しているのでさらに充実してほしいとか、利用の少ないバス停の廃止も検討してはどうか。費用対効果は求めないよという御意見もございました。

等々、委員の皆さんからさまざまな御意見、御要望をいただきまして、また市民ニーズを把握するためにはアンケート調査を実施することが必要との御意見が集約をされました。現在、先進地などの事例を研究いたしまして、新年度に向けまして、そのアンケート調査の予算化を含め、準備を進めているところでございます。千差万別な御意見がある中、少し時間

はかかりますが、後戻りのないよう慎重に進め、市民の要望にこたえていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） ありがとうございます。

今、諮問委員会のメンバーは16人で、それぞれ学識経験者、区長さん、各種団体の役員の皆さんがなられたということであります。この16名の皆さんは、福祉巡回バスを利用した方はそんなにいないだろうなあという感じがちょっといたします。そこで、私から少し提案をさせていただきたいと思いますが、諮問委員の皆さん、並びに市の職員の方は、一度この現在運行されている巡回福祉バスに乗車をしていただき、実態調査をしていただきたいというふうに思います。今現在、このバスは35分のダイヤで運行されております。16人ですべてのダイヤに乗って実態を見ろといっても多々無理があろうかと思しますので、ぜひ市の職員も含めてバスに乗っていただいて、みずからいろんな時間帯に乗車することによって、いいところ、悪いところ、それぞれ自分なりに乗車してみて初めてわかることが発見できるだろうと。そして、この乗車経験を生かして意見交換すれば、先ほど総務部長からお話がありましたような、いろんな意見に対する肉づけも出てくるような気がいたします。

またもう一つ、バスの運転手の皆さんにもぜひ意見を求めていただきたいと思います。その心は、今運行しているバスは営利が目的で運行されていませんので、お客さんが何人乗ろうが乗るまいが、赤字であるのかないのか何も考えなくて、決められた時間を決められたコースを、言葉が少し悪いかもわかりませんが、漠然と安全に注意をして運転していればいいんだ、そんな気持ちではないのかなあというふうに思います。やはりそうではなくて、みずから経営者になったつもりで、自分だったらこうする、自分だったらこんなコースを走る、こんな時間帯を走るというプロのドライバーとしての自覚を絶対バスの運転手は持っていると思っていますので、ぜひバスの運転手の皆さんにも意見を求めていただきたいというふうに思っておりますので、市の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 山本議員にお答え申し上げます。

大変いい御提案をいただきましたので、委員の皆様、そして私ども職員も、一度、実態調査を兼ねてバスを利用して、つぶさにいろんなことを体験してきたいというふうに思っております。

また、プロであるバスの運転手さんにつきましても、三重交通の方も委員ではございませんけれども非公式という形で参加していただいておりますので、十分その辺の意向につきましてはお伝えすることができるというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） ぜひ乗っていただいて実態を把握して、意見交換をしていただきたいというふうに思っています。

それからもう一つ、私の意見といたしまして、このバスが市民の憩いの足というふうになるように、例えば行楽シーズンと言われる3月下旬から10月の期間、日曜日限定で、例えば弥富の駅、佐古木の駅から、これから弥富市の一つの観光スポットになろうとしている三ツ又公園への直行バス、並びに海南こどもの国へ行ける直行バスというものを運転してみたらどうかあと。そうすれば弥富市の大きな宣伝になるのではないのかなというふうに考えておりますので、市の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

○総務部長（下里博昭君） ただいまの御提案でございます、行楽シーズン3月から10月の佐古木駅、三ツ又、海南こどもの家の巡回バスでございますが、ここら辺も含めて貴重な御意見ということで承っておきまして、検討させていただきます。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） いろんなことを考えていただいて、今以上に市民に愛され親しまれる、本当につくってよかった巡回バスとなるようにぜひ努力をされることを申し上げ、私の発言を終わります。ありがとうございました。

○議長（黒宮喜四美君） 本日はこの程度にとどめ、明日、継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会します。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時17分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 黒 宮 喜四美

同 議員 佐 藤 高 清

同 議員 佐 藤 博



平成20年12月9日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 堀 岡 敏 喜 | 2 番 | 炭 竈 ふく代 |
| 3 番 | 山 口 敏 子 | 4 番 | 小坂井 実   |
| 5 番 | 佐 藤 高 清 | 6 番 | 佐 藤 博   |
| 7 番 | 武 田 正 樹 | 8 番 | 立 松 新 治 |
| 9 番 | 山 本 芳 照 | 10番 | 杉 浦 敏   |
| 11番 | 安 井 光 子 | 12番 | 三 宮 十五郎 |
| 13番 | 渡 邊 昶   | 14番 | 伊 藤 正 信 |
| 15番 | 三 浦 義 美 | 16番 | 中 山 金 一 |
| 17番 | 黒 宮 喜四美 | 18番 | 大 原 功   |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 7 番 | 武 田 正 樹 | 8 番 | 立 松 新 治 |
|-----|---------|-----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

|                              |         |                          |         |
|------------------------------|---------|--------------------------|---------|
| 市 長                          | 服 部 彰 文 | 副 市 長                    | 加 藤 恒 夫 |
| 教 育 長                        | 大 木 博 雄 | 総 務 部 長                  | 下 里 博 昭 |
| 民 生 部 長 兼<br>福 祉 事 務 所 長     | 平 野 雄 二 | 開 発 部 長                  | 早 川 誠   |
| 十 四 山 支 所 長                  | 横 井 昌 明 | 会 計 管 理 者 長<br>兼 会 計 課 長 | 村 上 勝 美 |
| 総 務 部 次 長<br>兼 税 務 課 長       | 若 山 孝 司 | 民 生 部 次 長<br>兼 環 境 課 長   | 久 野 一 美 |
| 開 発 部 次 長<br>兼 都 市 計 画 課 長   | 伊 藤 敏 之 | 教 育 部 次 長                | 高 橋 忠   |
| 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長         | 加 藤 重 幸 | 総 務 課 長                  | 佐 藤 勝 義 |
| 人 事 秘 書 課 長                  | 村 瀬 美 樹 | 企 画 政 策 課 長              | 伊 藤 邦 夫 |
| 防 災 安 全 課 長                  | 服 部 正 治 | 市 民 課 長                  | 山 田 進   |
| 保 険 年 金 課 長                  | 佐 野 隆   | 健 康 推 進 課 長              | 渡 辺 安 彦 |
| 福 祉 課 長                      | 前 野 幸 代 | 介 護 高 齢 課 長              | 佐 野 隆   |
| 児 童 課 長                      | 山 田 英 夫 | 総 合 福 祉 セ ン タ ー<br>所 長   | 伊 藤 薫   |
| 十 四 山 総 合 福 祉<br>セ ン タ ー 所 長 | 鯖 戸 善 弘 | 農 政 課 長                  | 石 川 敏 彦 |

商工労政課長 服部保巳

下水道課長 橋村正則

社会教育課長 水野進

土木課長 三輪眞士

教育課長 服部忠昭

図書館長 伊藤秀泰

5．本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐藤忠

書記 岩田繁樹

書記 柴田寿文

6．議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

- 議長（黒宮喜四美君） おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、武田正樹議員と立松新治議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 一般質問

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず山口敏子議員、お願いします。

- 3番（山口敏子君） おはようございます。

3番の山口敏子でございます。通告に従いまして、巡回福祉バスの見直しについて質問させていただきます。昨日の山本議員さんと重なるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

このバスに関しては、11月17日のNHK 7時30分から放送されました「クローズアップ現代」において、全国でバス路線がこの1年間で932路線がなくなったことを報じておりました。これはテレビの中の話でないということは、弥富でも既に起こっていたことでございます。三重交通が近鉄弥富駅から撤退し、私の住む地域からは生活の足はなくなっておりました。その代替として福祉バスが運行され、車の運転できない方の大切な足として運行されてまいりました。この福祉バスは、福祉センター、いこいの里を目的地として巡回しております。昨日の質問の中で、10月末で行われました第1回の諮問委員会で話し合われた内容も、今の形から見直されることもわかりました。これは大変ありがたいなと思いました。

初めに、私が巡回福祉バスがより以上利用しやすい循環型バスにということで申します。現在、福祉センター、いこいの里を巡回するように運行されています。これを朝夕の路線と昼間路線と2通りをつくってみたらどうでしょうか。朝夕路線は通勤・通学の足として利用しやすい形に移行してはどうでしょうか。そうすれば、駅周辺の大渋滞は緩和されることになるのではないのでしょうか。今問題になっておりますCO<sub>2</sub>の削減にもなると思いますが、いかがでしょうか。昼間の路線は、現在の福祉センター、いこいの里、病院、ショッピングセンターに行く足として、バスの運行をしていただければありがたいんですけども、よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

○総務部長（下里博昭君） 巡回福祉バスについてお答えをいたします。

昨日、山本議員にお答えしたとおりでございます。現在の巡回福祉バスから駅や病院、公共施設などを中心としたコミュニティーバスの移行も視野に入れまして、少し時間はかかりますが、じっくり腰を据えて、後戻りのないよう、慎重に進め、市民の要望にこたえていきたいと考えております。その中で、通勤・通学、朝夕の路線、昼間の病院等々も検討させていただきます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 山口議員。

○3番（山口敏子君） 2番目に運行日程の見直しをということで、現在は火曜日から土曜日までの運行状況でございます。現に、バスの利用者は車の免許証を持たない高齢者が多いと思います。病院へ通院の足として、このバスは大変重要なものでございます。現在、月曜日運休ということは本当に困っていらっしゃる、もう困っていますからという多くの声が私の方に届いております。この点も、諮問委員会では改正の一つとして上げられておりましたので、一つうれしい光が見えたかなと思っております。

でも、現実には、現在は月曜日は運行しておりません。この月曜日のみでも早急なる運行はできないものでしょうか。何とかできたらと思ひまして、ちょっと御提案させていただきますけれども、よろしくお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

○総務部長（下里博昭君） 月曜日の運行についてでございますが、この辺も含めて検討委員会で検討していきたいと思っております。

なかなか委託業者との関係、いろいろございまして、急にということはちょっとできませんので、申しわけございません。

○議長（黒宮喜四美君） 山口議員。

○3番（山口敏子君） もう一つ、ワンコインによる有料化でもっと利用しやすいバスにということで提案しております。

現在、弥富市では無料で運行しておりますが、近隣ではワンコイン、ツーコインのところやら、無料のところもございます。やはり今の時代、利用者の方も利用料金の一部を負担していただいて、より利用しやすいバスにということをおもっております。運行時間も、通勤の足としては、現在、朝夕の延長をされたらどうでしょうか。夕方は、はっきり言って早く終わり過ぎますので、今の状態でしたら通勤・通学の足としては、本当に利用されないダイヤだと思いますので、やっぱり弥富駅の南北、駅の送迎車の行列も少しは緩和されると思いますので、この点もよろしくお願いいたします。

それから、ちょっとつけ加えさせていただきます。この間の11月17日の「クローズアップ

現代」では、長野県の安曇野市では、デマンド型交通としてすごく成功していると放送されておりました。このデマンド型交通というのは、12月5日の中日新聞の尾張版に載っておりました飛島村が今回計画されたものによく似ております。飛島さんが飛島公共交通バスということで2路線、名古屋の港区からと蟹江の方からと2路線をつくるということで計画されておりました。それから、海南病院に行くタクシーも役場からピストン輸送のような形で、希望者があったらすぐ走るという、きめ細かいことをされております。

それからもう一つ、「クローズアップ現代」の中でコメンテーターの方がこういうことを提案されておりました。スクールバスの混乗ということもどうでしょうか。会社の中の送迎バスのようなところで、住民の方も混乗させていただいたらよろしいんじゃないでしょうかということがありました。我が弥富市には、弥富高校がスクールバスをお持ちです。高校生を送迎して、帰りはあいているところもあるものですから、そこに私たちのワンコインなり、それで混乗させていただいて、そういうことはどうでしょうかと思ひまして、ちょっと考えてはどうかと思ひまして、弥富高校さんとも相談していただければ、その混乗しながらいけたらどうでしょうかということを思いますけれども、無理なことでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

山口議員にお答え申し上げます。

先ほど総務部長が答弁しておりますように、今回のこの諮問委員会の方で16名の構成で第1回目を開いておるわけでございます。そして、さまざまな問題が今浮き彫りにされておる。そして、きのうも山本議員から貴重な御意見もいただいております。数々の御提案をいただいております。

今、そういう御提案をいただきながら、一度委員の皆様にも実際のこの巡回福祉バスに乗っていただこう、あるいは職員の方にも利用して、その問題点を探っていこうという形で考えておるわけでございます。

そして、こういった御提案をいただきながら、やはりコスト等の問題もあります。そうした中で、今現在は4台で巡回をさせていただいておるわけでございますけれども、こういった御提案、あるいは諮問委員会でのさまざまな意見の中で、増車ということも検討していかなくはいかないかというふうにも思うわけでございます。

そういった形の中で、いましばらく諮問委員会の方でさまざまな問題について審議をしてまいりますので、御理解を賜りたいと思っております。

いずれにしましても、有料化ということも含めて視野に入れていきたいということも考えております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 山口議員。

○3番（山口敏子君） 未来があるバスでございます。それでお年寄り、それこそ車の免許を持たない方は、今でも本当に困っております。私も、あと10年もすれば、免許証も返上しなきゃいけない年齢になってしまいますので、私も本当にこれを利用しなきゃいけない年齢になったときに、果たして弥富はどこへ行ったらいいんだろうと思っておりますので、早急に御検討を願いたいと思います。本当に待ってられないということもあります。お年寄りの方が体調を崩されて、月曜日からでも動けない。そうすると、タクシーを呼ばなきゃいけない、何とかならないだろうかということで、年金生活者の方から、はっきり言ってタクシー代がすごく負担になっているということも聞かせていただいております。何とぞ早急に、できることからやっていただければありがたいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（黒宮喜四美君） 次に、武田正樹議員、お願いします。

○7番（武田正樹君） 皆さん、おはようございます。

7番 武田です。よろしくお願いいたします。

通告に従いまして、私は水田の活用状況と課題について質問させていただきます。

まず最初に、弥富市の水稻の作付状況と生産状況についてお伺いしたいと思っております。

今、地球規模で食料自給が逼迫しています。アフリカやアジアの人口増加と、食生活の向上、バイオ燃料生産への転換、気候変動による食料生産の不安定化など、いろいろな要因が上げられております。さらに、国内では汚染米、中国で牛乳などのメラミン混入、つぶあんにトルエン混入、韓国では鳥インフルエンザが発生するなど、食の安全にかかわる問題が次から次へと出ています。こうした状況の認識を持って、食とのかかわりを考え直さなければならない、そんなぎりぎりの段階に来ていると思います。このことを踏まえて、弥富市における現状について、まずお伺いしたいと思います。

まず2008年度における水稻の作付面積と生産調整による麦・大豆などの作付面積はどの程度あるのでしょうか、お伺いします。

○議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

○農政課長（石川敏彦君） 今の御質問に対しまして回答をさせていただきます。

弥富市水田農業構造改革の作付面積の目標でございますが、11万4,876アール、作付面積といたしまして10万9,536アール、作付面積率といたしまして95.35%でありまして、目標を達成しております。また、転作面積につきましては、転作対象水田面積でございますが、5万1,918アール、生産調整の実施面積といたしまして、麦・大豆を合わせまして3万1,959アール、その他といたしまして2万829アールでありまして、生産調整の合計面積といたしま

しては5万2,788アールでありまして、達成率につきましては101.6%でございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 武田議員。

○7番（武田正樹君） ありがとうございます。

ただいま実際に報告していただくと、皆さんも多分わかっていただけたと思うんですけれども、弥富市は、今こうやって減反政策にかなり協力しているんですよね。その反面、食料の自給率というのは日本全国でかなり不足している部分があると思います。

その辺について、一つ私も緊急でお伺いしたいんですけれども、例えば今弥富市の人口というのは4万4,300人ほどあります。その人口に対して、例えば食料、米の生産、そして麦・大豆、先ほど転作面積でありましたけれども、その生産量について、果たして、課長さんにお伺いするんですけれども、弥富市が生産する量が足りているとお思いでしょうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

○農政課長（石川敏彦君） お答えいたします。

当弥富市におきましては、JAの方から聞いておる範囲内では足りておるということで聞いております。以上であります。

○議長（黒宮喜四美君） 武田議員。

○7番（武田正樹君） ありがとうございます。

先ほど確かに足りていると、米については私も足りていると思っておるんですけれども、麦・大豆について、果たしてそれだけの消費量を賄っているのでしょうか。その辺についてやや疑問に思いますけれども、現状はそういう状態であります。

次について質問したいと思います。

次に生産調整についてお尋ねします。

米の生産調整というのは、1970年ぐらいから行政指導として行われ、1995年に食糧法のもとで法律に位置づけられ、生産調整は年々強化されてきました。生産調整を実施したにもかかわらず米価が下落して、米価下落分の大体8割から9割を補てんするという稲作経営安定対策が行われて、米生産調整は転作など目標面積を割り当てる方式から、現在のところ2004年から生産数量を割り当てる方式に変わったと思います。その辺について、この生産調整に変わって現場がどういうふうになったのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

○農政課長（石川敏彦君） お答えさせていただきます。

米の生産目標数量の割り当てる方式に変わってからでございますが、現状につきましては、水田の配分につきましては弥富市の住人の方に配分しておりますので、出入り作の把握につ

いては大変難しい状況でございます。

また、配分につきましても、面積におきましては農業委員会で管理しております農家基本台帳の面積において、支部に加入してみえない方もお見えになりますが、面積の確認が困難になっておる状況でございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 武田議員。

○7番（武田正樹君） ありがとうございます。

現況として、私も農家です。その辺で、実際のところ、現場として、例えば減反面積の割り当てから数量割り当てになったということで、現場が非常に混乱しているということがあります。そして、最近ようやく4年経過した段階で、皆さん少しは認識されて、生産調整に参加しているということについて、わかっていただける状態になってきたかなあという感じを受けておるんですけれども、実際のところ、まだまだわかりづらいところがあると思っております。その辺で、皆さんにもうちょっと、課長さんにもお願いしたいんですけれども、そういうことを少しでもわかりやすいように現場の方に説明していただけるとありがたいと思います。

それについて、もう一つなんですけれども、実際、生産調整では加工米というのが、一定条件を満たすと、果樹とかそういういろんなものと合わせて、助成金の対象にはならないんですけれども、実施面積だけは生産調整としてカウントされています。そしてまた、最近ちょっとあちこちで見受けられるようになったと聞いておりますけれども、例えば直播栽培、これはじかまき栽培というんですけれども、それとか減農薬、そして減化学肥料栽培、そして有機栽培、こういう栽培体系については、基本的な栽培よりも収量はかなり減ってきます。そういうことの減る分についてカウントされるということが、最近結構あちこちで見受けられるようになってきました。そういうことについて、弥富市として実際カウントしているのかどうか、そういうことをまずお伺いしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

○農政課長（石川敏彦君） 今の御質問でございますが、弥富市におきましても、実施面積といたしましてカウントをしておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 武田議員。

○7番（武田正樹君） 先ほどお話ししたように、食料自給率というのは確かに厳しいものがあります。そしてもう一つ、食の安全という問題については、いろんな面で問題が最近出てきています。そういうことを考えると、やっぱり減農薬、減化学肥料、そして有機栽培に取り組んでいる農家というのは、これから先、ある程度市として助成していただくか、何らかの対策を打っていただかないと、収量は減ります。その辺で、どうしてもそういうことを少しでも市としての対策として考えていただきたいと思っております。どうかできるだけ市と

してこれからも宣伝していただいて、助成の対象にさせていただくことをお願いいたします。

次に、水田を有効に利用できる新作物の取り組みについてお伺いいたします。

最近、水田を有効に利用できる新作物を検討するための水田活用新作物研究会というのが2007年2月に発足したと聞いております。そして、西尾市と弥富市で多収性の飼料品種の栽培試験を行っていると聞きましたが、どのような栽培試験なのでしょうか、説明をお願いいたします。

そしてもう一つ、二期作についても取り組みをなされているようですが、それについてもお伺いしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

○農政課長（石川敏彦君） 回答させていただきます。

米の生産調整に対応するために、休耕状態になっております水田の耕作放棄地についての水田の有効活用ということで、バイオエタノール用の米の生産をすることが考えられております。水田農業構造改革を図ることを目的に、先ほど議員が言われましたように、愛知県の水田農業構造改革事業推進協議会が中心となりまして、水田活用新作物研究会が平成19年に研究チームを立ち上げまして、水田を活用したバイオエタノール生産に向けての情報収集やエタノール原料米の試験栽培が実施されました。

また、農業総合試験場におきまして、エタノール製造に対しての米の品質の調査や低コスト生産技術の開発等も行っております。

当弥富市におきましては、19年度に栽培品種であります「ハバタキ」、西尾市におきましては栽培品種の「タカナリ」の多収量米の現地の栽培試験が行われまして、栽培の特性及び収量等の試験を実施されまして、量・品質とも「コシヒカリ」と比較すると約2割の増収があったということをお聞きしております。

二期作のことにつきまして、ことしの平成20年におきまして、昨年の試験結果を踏まえまして、米の増収と栽培コストの低減に向けて、飼料用の多収性品種ということで用いられまして、現地で栽培試験を実施されております。これにつきましては、弥富市では「夢あおば」、飼料用多収性品種として使われておりまして、西尾市につきましては「ホシアオバ」ということで行われまして、二期作として弥富市で行っております「夢あおば」による栽培試験が行われました。また、この収穫物につきまして、飼料としての有効性等の調査をしておりますし、この調査結果につきましては、現在取りまとめ中でございますので、本市におきましてこの結果を見定めまして、生産調整の対策及び耕作放棄地の解消のためのほかの作物等につきましても、今後ＪＡとの連携を図りながら検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 武田議員。

○ 7 番（武田正樹君） ありがとうございます。皆さんも多分、私も先日、新聞で新作物の検討会がなされているということを知りました。実際、こうやって新しい作物の検討会というのは結構あちこちでなされているみたいなんですけれども、アピール度が少ないのかもしれませんが、皆さんほとんどの方が知らないということが多いです。これから先も、こういう作物の検討会、研究会というものについてアピールしていただいて、少しでも皆さんにこういうことをやっているんだということを知っていただくということが大事だと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

そして最後にもう一つ、次に移りたいと思います。

水田のこれからの検討課題についてお伺いしたいと思います。

まず農水省が公表した2007年度の個別経営の類型別経営統計によりますと、水田作経営で全国平均、販売農家 1 戸当たりの農業所得というのは37万円で、前年対比3.6%の減少でした。この37万円という金額は、果たして高いのかどうかということは皆さんの判断にお任せしますけれども、面積的に178アール、1 町 7 反 8 畝、それで収入が37万円だということを理解してください。

そして、細かいことを言いますと、農業的な粗収益が大体184万円です。これは前年対比で1.3%増加しております。これ内訳を見ると、実際のところ、作物収入は0.8%減少しているんですけれども、水田とか畑作経営安定対策の導入によって、共済とか補助金などの受取金が14.9%増加したためだということです。つまり、稲としての収入は減っているが、実際のところ助成金がふえたために増加したということです。

そして、次に経費ですけれども、全体で147万円、これ2.7%の増加になっております。その内訳として一番上がっているのが、皆さん御存じだと思いますけれども、原油価格の高騰によって動力光熱費というのが10.4%増加しております。この程度増加すると、やっぱり農業単独の経費節減、いろんな面だけでは非常に苦しい状態になってきていると思います。その辺を皆さんに理解していただきたいと思います。

その辺で、食料自給率の向上、それは大変重要な課題だと思っております。そして、9月議会において立松議員も多分食料自給率について言われたと思いますけれども、私もこの食料自給率と同時に、自給率を上げる担い手を確保していただいて、その確保した担い手を育成していただくということが大変重要な課題になってくると思っております。その辺で、まず現状で農業粗収益じゃなくて、農業所得37万円から考えて、果たしてこれが農業経営者にとって、張り合いと情熱を持てるか、そういうことについては私は非常に難しいんじゃないかと思っております。

最近、先ほど述べさせていただいたように、課長さんの方からもお話しありましたように、いろんな試みは確かになされています。実際のところ、加工米、飼料米の二期作、そしてバ

イオエタノール、いろんなものがあります。そういうものについて、これから先もいろんなことで取り組んでいただいて、そういうことを少しでもこれから先、所得のアップ、そして食料自給率のアップに何とかやっていただけないかという気がするんです。

そして、私の一つの提案なんですけれども、実際のところ、例えば先ほどあった二期作についてもそうですけれども、実際のところは飼料米、そして加工米が多いと思っております。ただ、飼料米、加工米というのはかなり単価が低いです。所得として上げるのは非常に難しい部分があります。そのために、農家の現状として37万円という所得しか上げられないという現状になっていると思っております。その辺で、少しでもそれを上げることにについて、主食米について、例えば主食米の値段を上げろといったって、それはなかなか難しい、需要と供給のバランスがあるということだと思っております。その辺で、その主食米のバランスと同時に、少しでも所得を上げることにについて、どうでしょうか。私の案なんですけれども、例えば二毛作、二期作、こういうものはどうでしょうか。例えば米の後に麦をつけるとか、米といっても割と弥富市については特早米の地域ですので、比較的麦をつけるとちょっと問題があるかもしれませんが、例えば岐阜県なんかでよくつくられている「ハツシモ」という晩成種があります。こういう晩成種があると、その後で麦を作付するということも可能ではないかと思っております。そうすれば、ある程度麦と米、両方での食料自給率のアップ、そして所得も少しでも上がるんじゃないかという考えでおりますけれども、こういう考え方で少しはどうかかなあと思っておるんですけれども、御意見をお伺いしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

○農政課長（石川敏彦君） それでは、お答えをさせていただきます。

今議員がおっしゃられましたように、「ハツシモ」と、その後に小麦という作付をしてはどうかという問いでございますが、これにつきましては、主食用米の「ハツシモ」としてJ A等に出荷をされて、現在はされておりましたが、一つの案として生産コストを含めまして検討させていただきたいと思っております。

二毛作につきましても、農業所得を増加するように役立ててはどうかということでございますが、これにつきましても、農地の有効活用といたしまして、二毛作とか裏作を考えてみますと、冬場はどうしても作物の種類と量につきましてもは少なくなります、農家の経営安定を目的とした裏作としての品種を考えてみまして、生産が上がるものを検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 武田議員。

○7番（武田正樹君） ありがとうございました。

実際、私は例えばこれから先の担い手、いろんな方法があると思います。私も担い手の一人かなあと思っている部分はありますけれども、実際、担い手というのはある程度、

例えば水田については皆さん御存じだと思うんですけど、オペレーターの方たちが結構これから先の担い手になっていくと思っております。現状のところ、オペレーターの方というのは、地元の弥富市内の稲の作付だけでは収入的に少ないということで、結構北の地域まで出張に行ってみえる。出張といったら変ですけども、それだけいろんな農作業について受託して行ってみえる方が多いと思います。それも、かなり北の地域まで行ってみえます。北まで機械を持って動くということは、危険を伴いますし、効率的には非常に悪いと思っております。どうかその辺で、地元である程度水田状態が、例えば作付、いろんな面で確立されてくれば、オペレーターの方も地元で何とかできるんじゃないかというふうに思っております。これから先、ある程度こういう担い手に対して、市としても少し助成していただくということがぜひとも必要だと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 武田議員の御質問、終わったわけでございますが、あえて答弁をさせていただきたいのは、農業再生プランというのが、それぞれの施策として与党・野党の方から出ておるわけでございますけれども、この農業問題の環境というのは大変厳しいということとは重々私たちもわかっておるわけでございますが、地方自治体でやれる限界というのがあると思っております。

例えば弥富市は2,000ヘクタールの田畑があるわけでございますけれども、それに対してさまざまな形で補助金等も出ささせていただいております。あるいは転作の奨励金であるとか、減反における奨励金も含めましてさまざまな奨励金を出ささせていただいておりますけれども、そういった形の中で、現状をいかに保持していくかというのが現在の状況でございます、国が補助金であるとか、あるいは税制改正とか、そういうことを含めて、国の方からしっかりとしたことをいただかないと、なかなか農業再生プランということにつきましては、基本的な問題解決にはならないだろうというふうに思っておりますので、これもあわせてあえて発言させていただきましたので、よろしくお願ひいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 次に、伊藤正信議員、お願ひします。

○14番（伊藤正信君） 14番 伊藤でございます。

私は3点ほど通告してございますので、3点を質問いたします。

最初に、弥富市宅地開発行為についての要綱なんですが、平成6年9月9日付で出ています要綱の第2条の一部であります、その中には合併処理浄化槽、または終末処理施設の設置について監督官庁の定めた基準によるものの水の放流についての件として、地元の同意書をつけて宅地開発の申請をするということであります。ですから、まず私は添付する義務、目的、具体的な説明をお伺ひしたいのと、地元水利団体とはどのような団体を指すのかとい

うことについて2点、まずお答えをいただきたいと思います。

- 議長（黒宮喜四美君） 都市計画課長。
- 開発部次長兼都市計画課長（伊藤敏之君） 御質問の本要綱につきましては、分譲住宅建設事業、または共同住宅等建設事業での宅地開発者に対しまして、一定の基準を設けまして適正に指導するものでございます。

当該同意書につきまして、要綱の第2条第2項でっております同意書でございますが、これは公共用水域の水質汚濁の防止、生活環境の保全を目的といたしまして、それぞれ地域の過去からの特殊事情によります義務づけといたしまして、水利権者、近隣住民等から放流についての同意を得るよう、浄化槽等の設置者をお願いしております。

また、こういった水利権者、近隣住民についての団体はという御質問でございますが、これはそれぞれの地域の自治会、土地改良区等でございます。以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。
- 14番（伊藤正信君） 今お答えをいただきましたとおり、宅地開発行為だということは私も認識をいたします。しかし、実質としては個人の住宅も申請するときに求められる、このことは先ほどから農業の安心・安全の食の問題だとか、生活環境維持ということで重要な課題であったと私も思っています。しかし、この水利団体の地元の役員というお話をいただいたわけですが、実際にある地域ではもう30年間も生活下水排水の役員をやっている人が見えるんですわ。それは、このためにそういうものをつくって、実はあるとき相談を受けたんです。もう伊藤さん、この団体はどうしましょうかと。現実に市役所が来ても、書類に印鑑をとりに見ると。これ私たち本当に困っていますということを言われたんです。またあるときには、側溝に下水を流すのに、市は認めてくれんかくれるのか、一体どっちなんだと。これはおかしいんじゃないかという話も聞きました。私は、弥富市の要綱を眺めてみました。そうしたときに、それは今日までの生活環境なり、企業だとか、特に産業を守るためには必要だろうと。しかし、実際にこの問題を考えたときに、三十数年に近いような、さかのぼってみるとそうもないかもしれんけれども、もう亡くなった役員もある。しかし、もうあと役員の引き受け手がないと。それじゃあ地域の区長さんに任せればいいのかという話にもなっていないような状況なんですよ。

特に私は、簡単に申し上げますと、この問題は県の方ではそういう指示はないというんですね、現実。だから、弥富市のそれぞれの中での要綱を定めて、地域の環境を守るということで作られた要綱ではないかと思っています。

しかし、今このことを私が議会の中で要請をしたときに、非常に困ることもあるわけです。きょう入った人は、その地域の、例えば水路の清掃代だとか、土木費に充てておるところもあるんですよ、現実。あす入る人は要りませんよと言われると、そんなに生活環境が変わっ

たかという話になる。

だから、少なくとも弥富市の中でもそういうところが多少アンバランスがあるようでありますから、私が提案したいということは、公共下水を近日に行っていく地域からもそういうことについても、市としてもそういう指導を基本的には画一的な対応の仕方の方向性がいただけないのかということで質問をいたしますので、御回答をお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 都市計画課長。

○開発部次長兼都市計画課長（伊藤敏之君） ただいまの御質問でございますが、排水同意書が県の方は要らないというようなお答えでございますが、これにつきましては、確認申請書が今地域ごとに必要としておるところにつきましては、承諾書をお願いしております。これは国の方からも、建築確認につきましてはそういったものは強制するものではないという通達は出ております。ですが、当地域の特殊事情ということもございますので、そういった行政指導としましてお願いをしておるところでございます。

今後、公共下水道が現在整備が進めてございます。これが進みましたら、当然放流先の同意につきましては不要となるものでございます。公共下水道の進捗を見きわめてから、本要綱の見直しとともに関係地域に働きかけたいと考えております。

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○14番（伊藤正信君） 今お答えをいただきまして、私の認識は公共下水を、その活用、いわゆる供用開始をしていくときからそのことについては改めて、要綱については条例ではありませんから市側の改正がされていくということを確認してよろしいですね。それでは返事をいただきましたので、そのようにして、今課長がうなずいてくれましたから、その方向の中で確認をして、地域での説明なり、皆さん方に私ども説明したいということしていきたいと思います。よろしくお願いします。

2点目でございますが、小・中学校の児童・生徒の問題行動についての質問であります。

2008年11月21日の新聞によりますと、文科省から平成7年度児童・生徒問題行動について、小・中・高・特別支援校を通して、暴力では5万2,756件、いじめでは10万1,000件が報告されて、前年度から見ると2割ほど減少しましたが、いじめの手法は携帯電話やパソコンを使ったネット攻撃の巧妙・陰湿で、さらには増加していると思われるということが書かれております。私どもが地域で子供の将来、そしてともに未来を担う子供さんたちのために安全に学校、そして育てほしいということで、実はきょう、弥富市でどれだけその内容があったのかと。件数でよろしいですが、いじめ、暴力行為、出席停止、不登校、自殺、退学勧告は小・中学校ではないと思っていますけれども、まず最初にその件と、そのときの手法と携帯電話やパソコンを使ったネット攻撃はあったのかなかったのかということなどについて、この2点を御質問いたします。よろしくお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 教育長。

○教育長（大木博雄君） 弥富市内におきますいじめ、これは従来の件数から認知件数というふうに変えられたわけではありますが、平成18年度では小学校で17件、中学校で5件、合計22件でございます。19年度におきましては、小学校18件、中学校2件、合計20件、20年度におきましては、10月末現在でありますけれども、小学校で6件、中学校で2件でございます。

暴力行為につきましては、平成18年度に1件、19年度に1件、20年度10月末現在で3件ございます。

不登校の児童・生徒数は、18年度は小学校が7名、中学校が28名、19年度は小学校7名、中学校18名、20年度の10月末現在で小学校1名、中学校20名の状況であります。

それから、小・中学生の市内での出席停止はございません。

また、携帯電話、メール等によるいじめが本年度では2件ございました。いずれも中学生であります。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○14番（伊藤正信君） 私も、海部郡の内容を少し調べに海部事務所の教育課へ行ってきました。弥富市の個別のは聞いてございません。しかし、本当にこの件数は聞いてびっくりした。まさに私は全くゼロに近いだろうとは思っていましたので、そんな状況の中で次にお伺いしますのは、問題解決についてどのような対策をされたのか、お答えください。

○議長（黒宮喜四美君） 教育長。

○教育長（大木博雄君） いじめとか携帯電話のメールの攻撃とか誹謗中傷、そういったことは皆無ではありませんので、各学校におきまして、いじめ・不登校に関しては毎学期、年3回のアンケートを実施して、問題がわかり次第指導を行っております。また、全職員にも周知し、生徒指導部会等、これは毎週ございますが、そういった不登校、問題行動についての指導方針の確認。それから、いじめをテーマとしたビデオなんかを使って話し合いをしております。

また、携帯とかインターネットによる誹謗中傷、それからいわゆる有害サイトへの接続等に関して、あってはいけませんので、愛知県警による「ネット社会の落とし穴」と題して講話をいただいたり、メールのマナーの授業、これは生徒とか保護者対象でありますけれども、あるいは携帯電話会社をお願いをして講話をいただく、そして愛知県警に同じようにインターネットの利用について、生徒・保護者を対象にしてお話をいただくと。

また、現在質問ではございませんが、たばことか酒の害についても、保健指導を通じたり、県警を通じたりして講話等、授業等でさせていただいております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○14番（伊藤正信君） 指導をされてきたことについては、お伺いしました。

特に私は、こういう問題行動については、生徒一人ひとりと先生の対話が必要だということが言われています。その中で、問題の提起をどう取り組んでいくかということです。

今、弥富市における先生の勤務実態、どのように把握をされているのか、お伺いしたいと思います。

- 議長（黒宮喜四美君） 教育長。
- 教育長（大木博雄君） 例えば問題があれば、いじめとか不登校に対して校長、教頭、教務、校務、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、担当教諭等で指導に当たっております。
- 議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。
- 14番（伊藤正信君） 教育長、それは答弁は普通の考え方の答弁だと私は思います。勤務実態というのは、例えば先生が教えられること、そして調査を依頼されること、そして起きないための勤務実態はどうなのかというのが私の質問になるわけです。問題行動の質問ですから、いいですか。そのようなことの中で、やっぱり質問と答弁というのをかみ合わせてほしいと思うし、私の質問が悪ければ悪いで申しわけありませんが、そこが一番大きな課題なんです。生徒一人ひとりと向き合っていく時間、調査がおくれようが何をしようかということはいかんけれども、少しぐらいずらしても子供たちと一緒にあって、教育の場で語り合う、一人ひとりが問題の提起をしていくと、これが一番の課題だと言われています。

もう一つは、こういう子供さんたちに対して件数を減らしていくときにも、その校区の環境の問題があると思うんです。子供さんがいじめがあった、暴力があった、同じ学校へ通えないわけですね。そうすると、校区の変更ということがあります、対策が。

だから、私はそういう対策も期待をしておりましたけれども、あわせてここで少し質問がずれるかもしれませんが、市長、合併協議会事項で確認をされました学校区の見直しですね。さらには、今回も総合計画の中にも適正な配置のために学校区の見直しをするという課題があります。市長の考え方、さらには教育長は、この学校区の見直しについて、通学区分の弾力性についてどんな議論をされたのか、お伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

- 議長（黒宮喜四美君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） 伊藤議員の御質問にお答えするわけでございますが、その前に少し私も、現在の児童・生徒の問題行動、あるいはいじめ等につきまして、非常に数が多いなあと、この数字に対して少し驚いておる状況でございます。

今、人権週間という形でまさにあるわけでございますけれども、さまざまなインターネット等を通じていじめをするというようなこともあるわけでございます。そういったことに対して、もう少し私どもは事件につながらないような形の中で、未然に防いでいかなきゃいかんということで、教育委員会とも一度よく話し合いをさせていただきながら、この問題について受けとめていきたいというふうに思っております。

それから、学校区の見直しでございます。これにつきましては、児童・生徒の生活環境、あるいは教育環境ということを十分考えていかなきゃいかん。そして同時に、私ども弥富市が抱えている過密・過疎の問題がございます。いずれにいたしましても、近い将来、そういうことを真剣に学校区の見直しということも含めて検討していかなきゃいかんというふうに思っております。以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 教育長。
- 教育長（大木博雄君） いじめがあった場合、例えば弥富中学校から十四山中学校に変更するとか、そういったことについては認めた事例はあります。
- 議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。
- 14番（伊藤正信君） 今の答弁は、そういう事例がたまたまあったということで認めたということです。

しかし、私はある事例なんです、10月ごろに親が転居をしたと。そうしたら、この学校はあんたはおれませんよと。B校へ行ってくださいとかえたんですね。私は、特にその子はスポーツがその学校でそれぞれ認められるし、また友達と仲よくされていたという事例などを考えますと、この学校区というのは教育環境における大きな課題だと思っています。

過日、私が質問をしたときに、教育長は、26年までは学校区の見直しはしないと、こういう発言があったんですよ。私はきょうなぜそれを申し上げるかということ、そういう発言がされて、きょう事例があった、さらには10月にもあったということになりますと、どのような教育委員会がその子に対する議論をされてきたのか。

もう一つは、先ほど申し上げました合併協議会の中で議長、それから市長、当時協議委員の皆さんが署名をした合併協議会事項です。そのことを26年まで見直さないという、この基本的な考え方というのは、一体市民に対する信頼をどのように考えてみえるかということもお伺いしたいわけです。

私も、過密については解消していただかなきゃいけないと。平均複数学級が補助金の基本だと言われる。しかしながら、合併をしたことによって、それぞれの学校の特徴だとか過疎があるが、しかし学校においては、例えばサッカーだとか野球のように、もう集団でできない競技もあるわけです。しかし、同一市内におったときに、それぞれの子供の個性を生かしていくとするなら、そういう文化・スポーツにおいて特色のある勉強の仕方をすれば、それなりの子供の教育環境というのは守られていくし、親御さんたちも私立高校へわざわざ送り出さなくても、私立高校が悪いとは言いませんよ。そこへ送って特殊な教育だけを求めなくてもいいという、それも教育委員会の議論がきっちりと審議会でされたらこそ、この問題について解決されるんじゃないかと思っていますので、再度、学校区についての考え方をお聞かせください。

○議長（黒宮喜四美君） 教育長。

○教育長（大木博雄君） まず最初にお断りしていかなくやいかんと思うんですが、学校区の変更と通学すべき学校を変更することは別でありまして、現在、例えば弥富中学校区の生徒さんがほかの学校区に移動しなくやいかんといったことを認める場合は、現在はいじめ、それから身体的理由によって、学校が例えばバリアフリーになっていないとか、そういった場合には認めている場合もあります。ですから、今伊藤議員が言われる学校区の見直しというのは、例えば何々地区についてはどこの校区、どここの地区についてはどこの校区という見直しということでありまして、これとは全く別の話であります。

したがって、26年度までは見直しを行わないと言ったというか、まだ見直す時期ではないと言いましたのは、まずは桜小学校区のマンモス化を解消する。その後に、いろいろ人口の増減等によって判断していくということでありまして、今は見直す時期ではないと思っております。

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○14番（伊藤正信君） まず第1点目、教育長、私が申し上げたのは、一つのことを一つに物事を対応すれば、子供はより一層深く傷つきます。AからBへ、いじめがあったからといったら、同じように通学する、同じ集落におる、その環境の中に、一つはその理由をしながら、学校区へ通学する形態の見直しをしながら見守ってやる措置としての基準を議論を教育委員会でされるべきではないかというのが一つ。

もう一つ2点目、合併協議会は、あなたは資料を読みましたか。

○議長（黒宮喜四美君） 教育長。

○教育長（大木博雄君） 合併協議会の資料については、簡単にしか目は通しておりません。

それと、今個々の方の基準を設けているかということではありますが、それぞれのいじめのケースによって教育委員会で適切に判断し、通学学校が変わるべきかどうかということについて判断しておりますので、どれにも当てはまるような基準としては設けておりません。個々のケースにおいて判断しております。

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○14番（伊藤正信君） 私と少しかみ合わない。そのことは、例えば大木さんが弥富中学校から十四山中学校へ行ったら、何で行ったんだと。あれは子供を殴ったもんで行ったがやと。そうしたら、あなたは再生ができますか。教育委員会の議論は議論ですよ。しかし、社会的に責任を持つ行政としてやるべきことは、すべての人権を確保しながら、その対応をいかにしていくかという英知が求められているからこそ私は申し上げておるんです。

だから、私が今必ずそのことがやってないということじゃなしに、いかにどのような形をすることが、その人の人権を守ることができるのか、さらに伸ばしてやるか。そういう議論

のために学校区のあり方について議論をしていきましたかという話です。

もう一つ、行政が執行される場合、少なくとも私たちが予算を審議する場合、都市計画なり、施策を承認したものを議論するのが原則なんです。それが、今教育長は、目を通しただけだとおっしゃっています。非常に私は残念です。少なくとも、今十四山と弥富が合併をしたこの中で、格差の是正、環境整備をすることになれば、当然資料に穴のあくほど合併協議会の中身ぐらい勉強しておいてくださいよ。書いてありますよ、きちっと。

あわせて、総合計画の中にも今回も適正配置と書いてある。それが26年まで見直しをしないと。私は非常に残念です。即やっぱりどうあるべきかということ、過密の場所はどうすべきか、過疎の場所はどういう形が弥富市の将来になるのか。合併協議会と新市建設計画の中に書かれています。だから、私はもう一度そのことだけきっちり訴えておきます。もうこの場でどうこう言ってもしょうがない、訴えます。

もう一つは、いじめの問題でお願いがしたいことがございます。

インターネットでいろんなことが社会で言われています。私も、過去にもそんな話を申し上げたことがあります。しかし、私たち大人が中傷誹謗の疑いのあることについて、真摯にこういう問題については語り合える弥富市にしていだきたい、そう思っています。ですから、過去のことより未来に向けて、弥富市がブログなどを含んで広報などできっちりとそういうことを、よい機会を見てお願いをするということをお願いしたいんですが、総務部長、いかがですか。インターネットなどで、広報などの関係ですから、よろしくお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

○総務部長（下里博昭君） ただいまの答えとしては、今後十分検討していきたいと思っております。

○議長（黒宮喜四美君） 教育長。

○教育長（大木博雄君） 先ほど伊藤議員が、いじめをされている方が移動した場合にわかって人権問題じゃないかというお話がございましたが、これは私どもから強制的にかわれということは一切申しておりません。本人及び保護者からの申し出によって教育委員会が審査しておりますので、その点よろしくお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○14番（伊藤正信君） そこなんです。大切にやってほしいというのは、教育長、本人から申し出があったからいいんじゃないんだよ。目的がきっちりしておることだけは目的だけど、そのことが全体にわかるということはよろしくないでしょうと。その考慮のために一つの枠の中に物事があれば、この子はスポーツも行きたかったのかなあ、この子は病院の近くに行きたかったから、どうしても通院に行かないかんで、教育委員会が認めたのかなあ。例えばの例ですよ。そういう形の枠組みの議論の中でやって、校区のあり方の弾力性と

いう問題について議論をいただきたいということですから、その辺だけは頭の中に置いてください。何回言ってもすれ違いが多いようですから、この問題はここで、ありがとうございました。

- 議長（黒宮喜四美君） 開議してから1時間と少したちましたので、ここで暫時休憩をいたします。開始時間は11時15分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

伊藤正信議員。

- 14番（伊藤正信君） 3点目の質問ですが、三ツ又池の質問になりますが、きのうから佐藤議員、山本議員からも質問されていますが、まず最初に三ツ又池の役割として、基本コンセプトによる行政と市民の共有の施設について、この管理のあり方について今後どう考えてみえるか。

コンセプトは、きのう資料が渡されていますから、言っていただかなくても結構ですが、管理のあり方についてちょっとお聞かせください。

- 議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

- 開発部長（早川 誠君） 伊藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

管理のあり方でございますが、一応この三ツ又につきましては、管理母体は三ツ又池管理運営協議会、これは行政と土地改良が行うこととなっております。以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

- 14番（伊藤正信君） きのうから一つ新しいことが出てきたのは、三ツ又池管理組合ですか、それから佐藤議員が言われたボランティアとの関係といいますか、内容が二つお伺いしました。

私は、この公園は少なくとも都市から生活排水として流れてきた石けんの泡だとか、そしてごみの放置、そういうところから川が汚された。だとするなら、これは一つは都市公園であってしかるべきではないかと。水利公園、土地改良区があるかもしれない。そのように考えております。

ですから、後でお答えいただきたいと思うのは、そんな状況の中で、1億円の基金で今後1,500万がかかっていくと、6年で消えてしまいます。私は、この公園を合併協議会から三ツ又池ってどんな池だったかなあ、工事中で入ることもできんもんだから、思い思いで横目で眺めていました。しかし、今やこの三ツ又池は世界じゅうに認められるCOP10の大きな

役割をした生物の共生、そういう公園に等しい公園だと。さらには、来年は学校教育の中に環境教育が入ると言われていますね。だとすると、この公園の管理は三ツ又池と同時にこどもの国、弥富市の観光資源として大きな役割を持っているんじゃないか。だとするなら、農業の土地改良、地元の人も一体となることと同時に、観光資源の開発を考える商工労政課、あわせて教育を考える教育課、そしてもう少し県レベルでも言われている第3次愛知県環境基本計画の中に書かれていますが、残念だけど三ツ又池はないんですわ、本当に。だから、その経過の流れの中からしても、やっぱり自然環境保全地域の指定に弥富市がなり得る行動と要請と熱意を持っていくことが弥富市の観光資源の開発にもなるし、あわせて教育の現場にもなる、人間形成の場にもなる。そして、農業のそこにおける役割、安心・安全な弥富市の宣伝にもなる、こういうことを強く求めておきます。

そういう状況の中で、1億円もらって1,500万使ったら6年で消える。この公園が消えていくというようなことのないようなかじ取りをよろしくお願いしたいと思ひまして、市長、この件についてお答えいただきますようお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 伊藤議員にお答え申し上げます。

昨日からこの三ツ又池につきまして、いろいろと各議員の皆さんから御質問をいただいておりますわけですが、まず私がこの三ツ又池に対して、来年の4月から市の方で管理運営をしていくわけですが、一番心配しておりますのが管理コストの問題でございます。それから、この三ツ又池ということに対しては、皆様御承知のようにさまざまな生態系があるわけでございます。この生態系、いわゆるエコロジーということに対してどう保全していけるかということについては、相当プロフェッショナルな知識、あるいは技術というものが要るだろうというふうに思っております。そして、昨日、佐藤議員からそういったことに対してみんなでやっていこうじゃないかというお話をいただきました。また、そういったことに対して、皆さんからお話をいただきながら、このエコロジー、生態系を維持していくということについてお話し合いをさせていただき、また勉強もしていかなきゃいかんというふうに思っております。

それから、今伊藤議員の方からお話をいただきましたC O P 10という形に対して、いわゆる生物多様性条約締約国会議が2010年に名古屋で開催されるわけでございます。実は、私もこのことにつきまして非常に興味があると同時に、弥富市としても参加できないかということで、過日、県の環境部長でございます藤井部長とお話し合いをさせていただきました。そして、私どもとしてこの三ツ又池をC O P 10のコンセプトに合うような形で一度御提案申し上げていきたいということと同時に、それと同列には補助金をいただきたいという考え方があるわけでございます。そういった中で、藤井部長にはお話をさせていただいております。

これを少し進めていきたいというふうに思っております。

そして、本来、三ツ又池である基本コンセプト、あるいは先ほども言っております生物の問題につきまして、しっかりとした公園にしていかなきゃいかんというふうに思っておりますので、お願いを申し上げたいと思います。

なお、生物多様性締約国会議につきましては、弥富市はもう一方である金魚ということについてもあわせて、この三ツ又池と御提案申し上げていく予定をしております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○14番（伊藤正信君） 今、市長から考え方、今日までの請願行動など、私も知らなくて申しわけないんですが、そういう前向きな姿勢で取り組んでいただいておりますことを、私も理解し、さらなるこの三ツ又池と弥富市の観光資源開発のために、弥富市の中にも観光開発課のような検討委員会もつくっていただけたらありがたいなあということを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（黒宮喜四美君） 次に、三浦義美議員、お願いします。

○15番（三浦義美君） 15番 三浦です。一般質問をさせていただきます。

大きく2点ほど、まず第1点目には、安心・安全なまちづくりについて。

東海・東南海・南海地震発生確率が非常に高いと予想されて以来、特に弥富町時代から伊勢湾台風の大きな被害の経験をもとに、あらゆる災害に強い安心・安全なまちづくりのために、耐震対策、消防防災体制が、平成18年度には地域防災計画の策定、平成19年度には同報無線の整備を行うなど、防災体制の充実が行われてきました。安心・安全なまちづくりには、行政と地域、市民一人ひとりの防災に取り組む姿が一体化することが最大の効果であると思いますが、市長、お尋ねします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三浦議員にお答え申し上げます。

私ども弥富市に住んでいただいている住民の命・財産をしっかりと守っていくということは、行政の最大の任務であるというふうに心得ております。この件につきましても、弥富市の総合計画で来年度から実施させていただく計画にもしっかりと位置づけさせていただいております。今後、いろんなことが心配されるわけでございますけれども、未然に防いでいけるような、あるいはそれに対して準備していけるような形のものを今後も継続してまいります。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 三浦議員。

○15番（三浦義美君） 今の市長の御答弁を聞きまして、大変安心しました。

今回の同報無線について、市内に何ヵ所設置されているのか。また、弥富市の各町内に1

カ所ずつあります。学区別も正確に教えてください。防災安全課長、お願いします。

- 議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。
- 防災安全課長（服部正治君） それではお答えします。

設置箇所につきましては、基地局が弥富市役所になります。市内全域で、あと子局が89カ所ということでございます。

ちょっと学区別の数はすぐにお答えできないんですけれども、白鳥は9カ所でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 三浦議員。
- 15番（三浦義美君） 同報無線の設置場所について、白鳥で9カ所ということですので、設置場所が公民館、神社地、市の借地の場合、それぞれありますが、これ設置するのに同意がされて設置してあるのか。まず、又八の神社、東中地の神社、これ神社庁の管轄ですので、同意を得てあるのか、どういう形で設置したのか、きちっと正確に教えてください。

- 議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。
- 防災安全課長（服部正治君） まず設置箇所の関係でございますけれども、基本的には市の土地で、小・中学校とか保育所、それから避難場所に指定されております公園、それからどうしてもないところにつきましては公民館等ということでございます。

あと県有地で海南こどもの国とか、海翔高校、あと名港管理組合ですね。こちらの方で設置しております。

それで、御質問の同意の件でございますけれども、又八につきましては、土地が3筆になっておりまして、現在立っておるのが又八新田という所有者の地番に立っております。残りの2筆は神明社ということでございます。ここの件につきましては、又八の区長さん、大島さんですけれども、同意書をいただいております。それから中地の件ですけれども、地域の区長さんから同意書をいただいております。

- 議長（黒宮喜四美君） 三浦議員。
- 15番（三浦義美君） 確認したところ、神社地は神社庁の許可をとって立ててくださいということで、例えばきょう、中身は3筆あるということは私はわかりませんでしたけれども、又八の場合、えらいものが立ったなあと神社庁の方が言われた。きちっと立てるなら立てるということで話だけはしてください。これはどこに立っておるか、場所は私らは地番が3筆あるということはわかりませんので、神社庁なのか地元の土地なのか、それを一度確認だけはしてください。

それと北中の駐車場に設置された場所は、民地で借地ですね。この借地の件について、いろんなトラブルがあったと思いますけど、その内容、私からしゃべってもいいですけど、一度どういう形になったか教えてください。

この北中の駐車場の中に、これは市の教育課が駐車場という形で借りました。そして、今

同報無線について、駐車場の中に立ちました。本人の了解もなしに、何の話もなしに立ちました。これどういうことでしょうか。防災課長、お願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

○防災安全課長（服部正治君） まず役所の中での連携といいますか、その辺が不十分だったことはおわびします。

あその土地につきましては、教育委員会が駐車場用地ということで借りておりまして、私も教育委員会の方にここに立てていいかという申請をしました。それで、一番邪魔にならないところということで、西の北側の方に構築物ということで、そちらの方を選定いたしました。

○議長（黒宮喜四美君） 三浦議員。

○15番（三浦義美君） 借地で、教育委員会が借りたといっても市が借りたということですが、駐車場として借りた以上、駐車場の名目はありますわね。同報無線は、なぜ立てるときに立てるなら立てると地権者になぜ言わないのか。行政はそういうものでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三浦議員にお答え申し上げます。

お答え申し上げますというよりも、おわびを申し上げていかなきゃいかんわけですが、今回、北中学校の借り地の駐車場の一角に同報無線の機器を設置したということにつきましては、地権者の方には無断でそのようにしたということに対して、後日、地権者の方に深くおわびを申し上げた次第でございます。今後、二度とこういうことのないように、縦横の連携も含めまして進めさせていただきますので、御理解賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 三浦議員。

○15番（三浦義美君） また同じ件ですけど、今の駐車場として借りたのはいいけど、防犯灯まで、それも勝手に無断で立てたと。本人の了解なしに、普通は幾ら民地の借地であっても、契約上、防犯対策で必要ですけど、立てるときぐらい、きちっと地主の了解を得るんじゃないか。これ教育課の場合ですけど、お願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 駐車場の一角にそういう防犯灯が無断で設置されたということにつきましてはですけども、例えば駐車場を管理する上において、防犯灯の1基、2基というのは私は必要になる場合もあると思います。そうした中で設置させていただいたことに対して、後日、理解を求めることも必要でございましょうけれども、駐車場の一つの機能として御理解を賜ればというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 三浦議員。

- 15 番（三浦義美君） 2 件ともそうですけど、最終的には地権者は反対してないの。ただ、そういうルール、借りたらきちっと話をするという話、これは本当に一番大事なことだと思います。

このように問題が起きると、地区の皆様、今後の市の信頼関係をどのように、これからそういった場所に対応されるのか。また、こういう民地は弥富市の中にたくさんあります。今後、民地の場合、買い上げていくのか、ずっと借りるのか。今後どのように対策をするのか、お聞かせ願います。

- 議長（黒宮喜四美君） 総務部長。
- 総務部長（下里博昭君） 駐車場の件につきましては、御迷惑をおかけいたしました。深くおわびを申し上げます。

今後につきましては、徹底をしまして、十分な精査をして、事業を展開していきたいと思っています。よろしくお願いします。

- 議長（黒宮喜四美君） 三浦議員。
- 15 番（三浦義美君） 次に、安心・安全ということで白鳥コミュニティセンターの件ですけど、コミュニティセンターは平成 9 年度に竣工して以来、11 年近くたちますが、各種団体のスポーツとか社会教育の場として児童館とか、また子育て支援センターなど、幅広く学区の中心として多くの住民に活用されています。

今回、私が質問するのは、児童クラブがふだんから使用するコミュニティセンターの東側の非常階段ですけど、その場は屋根がありません。雨降りの日はコンクリートですので滑るときもありますし、また防犯上暗いということで、本当に使用されている子供や保護者の方から御指摘を受けます。安心・安全という形で屋根をつけていただければ幸いと存じますが、つける予定はあるのか、一度お伺いします。

- 議長（黒宮喜四美君） 児童課長。
- 児童課長（山田英夫君） 現在、白鳥コミュニティセンターの 2 階におきまして、白鳥児童クラブという、議員おっしゃるとおり事業を運営しております。児童クラブの東側の階段を利用いただいているというのも事実でございます。できた当初から、児童クラブについては東側の非常階段を利用しているということも十分承知をしておりますが、そういうお話は議員が質問される以前から、最近、一部の人からこういうことはどうでしょうかという意見がございましたので、私の方としても、現地をきちっと見せていただいて、安全かどうかということも確認をして、検討しました結果、やはり正面玄関を利用いただいた方がいいと判断しましたので、今現在、その準備をしているところでございます。準備が整い次第、保護者の方に正面玄関から出入りができるように周知をしてまいりたいというふうに考えております。

ただし、休館日、月曜日でございますが、これにつきましては児童の安全面や管理面もございしますので、従来どおり東側の階段の利用を考えておりますので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 三浦議員。

○15番（三浦義美君） 休館日に東側を今までどおり使うということであれば、なぜ前向きに検討していただけないのか。使わないのであれば結構ですが、例えば弥富の庁舎の2階もあります。西側から入るところも。あそこもきちっと屋根がついております。同じ皆さんが利用されるのですから、ぜひとも屋根をつくってください。要望します。

では2点目として、市主催の新春交歓会についてであります。市政と市民の顔が新春に喜びをともにすることは賛成いたしますが、その意義を市長にお尋ねします。

○議長（黒宮喜四美君） 副市長。

○副市長（加藤恒夫君） 新春交歓会の意義ということでございますが、これにつきましては平成20年の新春からスタートをさせていただきまして、今回21年の新春については2回目ということでございます。

この意義といたしましては、正月といった年賀のあいさつということは古く日本の歴史的に一つの風習として至っておるわけございまして、弥富市においても正月になるとそれぞれ区長さんとか行政の関係ある方が新春のごあいさつにお見えになるわけでございますが、そういった意味の中で、1カ所でそのような集いをさせていただければ、非常に簡素化した合理化した形の一つの目的が達成するんじゃないかということで進めさせていただいております。よろしくお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 三浦議員。

○15番（三浦義美君） 去年のことはいいですけども、ことしは来年の1月5日、これは去年もそうでしたけれども、5日というのは仕事始めの日です。役をやってみえる方は、休んでまで来ないかのかと、これ問題があります。やっぱり皆さんにこの不況の中、出ていただくのは本当に気の毒です。こういう点も考えて、なぜ1月4日にやらなかったか。これは、本当は正月三が日が本来、原則としてはやるべきです。その1点と、案内状では地区の役員とか、民生委員とか衛生委員とか、役職の方に案内状を出しますが、これは出さずして、参加案内は広報でやるという考えもありますので、市民全体の案内ではどうか、私はそう思っていますけど、一々案内を出すと、それも経費です。お答えをお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 副市長。

○副市長（加藤恒夫君） 御案内の方法でございます。

広報等につきましては、それぞれ市民の皆さん方に広く呼びかけをさせていただいておりますが、年賀のごあいさつといいますのは、先ほど申し上げましたように、区長さんとか、

それぞれ行政とのつながりの深いそれぞれの機関の方がお見えになる例が多いわけでございます。そういった中で、一々お越しいただくよりもということの中で日にちを決めさせていただいて、その中で進めさせていただければ、行政との交流のみならず、いろいろ幅広い公職関係の方々の交流の場にもなりますので、そのようにさせていただいております。

それから、基本的に私どもの現在の考え方につきましては、仕事始めの日に予定をさせていただきたいという考え方を現在持っております。ことしも1月4日にさせていただきました。来年は4日が日曜日でございますので、翌日の仕事始めが5日になるわけでございますので、その5日の日に御案内をさせていただくということで進めさせていただいておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 三浦議員。

○15番（三浦義美君） 私の案としまして、新春の集いじゃなくて、4月の初旬に、例えば弥富市の来年ですと21年度の予算が大体決まると思います。そのときに、新しい役員さん、新しい住民も、本当に幅広く出席できるような日程に組んでいったらいいと思います。同じ公費を使うなら、4月初めの本年度の予算はどれぐらいだと、その場でまた皆さんよろしくお願ひしますと、そのぐらいの気持ちでやった方がいいんじゃないか。また、その参加者の中には市の幹部じゃなくて、市の職員の皆さんがどういう考えであるか、そういう交歓会の場で、同じ公費を使うならそういう場の方がいいと思いますけど、提案だけではいけませんので、その提案に対して何か意見がありましたらお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 副市長。

○副市長（加藤恒夫君） 4月の新年度に入ってからやった方が、区長さん方もかわられるし、いいんじゃないかというお話もいただきました。

そういった面からしてみると、そういったことも考えられるわけですが、基本的に区長さん方の集いにつきましては、3月においては1年間のお礼の中でいろいろ反省事項を踏まえて、そういった集いを行いますし、4月に入ってから新体制の中で服部市長の方から、施政方針として、ことしはこのような形で予算を組ませていただいたと。そういう中で地域の活性化に努めてまいりたいということで、区長さん方に冒頭、この新年度の思いというものをきちっと区長さん方に伝えられて行っております。そういった意味の中で、先ほど申し上げましたように、これは年賀のあいさつといった、古き昔からの流れがある。そして、いろんな関係の皆さん方も、正月にお見えになることについての簡素化と合理化ということでございます。4月につきましては、そのような形で、お気持ちに対しては区長さん方に伝わる場は持たせていただいておりますので、よろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 三浦議員。

- 15番（三浦義美君） 新春の集いが悪いというわけじゃないけど、幅広く弥富市民のために交歓ができる場をという形で私はこういう提案をさせていただきましたけど、これは公費を使うということに対していろんな意見がありますので、今後とも皆さんの意見を聞いて、市側に申し上げますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。
- 議長（黒宮喜四美君） 12時が近くなりました。ここで1時まで休憩といたします。再開は午後1時でございます。よろしくお願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時48分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、杉浦敏議員、お願いします。

- 10番（杉浦 敏君） 通告に従いまして、3点質問いたします。

まず公共下水道事業について質問をいたします。

平成15年度に事業が開始されました公共下水道は、平成22年度第1期供用開始に向け準備が進められ、県の行う終末処理場の建設、幹線管渠の布設をそれにあわせて建設は進んでおると聞いておりますが、改めましてお聞きいたします。

まず、第1期に供用開始される区域はどこですか。その詳細をお聞きいたします。

二つ目に、第2期以降の計画はどうなっておりますか。

三つ目に、初年度の接続世帯数、処理人口、処理水量などの予定計画はどうなっておりますか。

- 議長（黒宮喜四美君） 下水道課長。

- 下水道課長（橋村正則君） それでは、杉浦議員の御質問にお答えさせていただきます。

公共下水道事業につきましては、市民の皆様の御理解、御協力により順次整備を進めているところであります。一つの目標であります第1期供用開始は、平成22年当初に予定しているところでございます。

第1点目の御質問でございますが、第1期の供用開始の区域の詳細でございますが、弥富市全体の公共下水道の計画面積852ヘクタールでございます。このうち、当初認可面積255ヘクタール、このうちの約5割に当たる約130ヘクタールの区域の供用開始を予定しております。地区で申し上げますと、平島東、平島西の一部を除く平島区域のほぼ全域と、鎌島、操出、三稲、稲狐の一部を予定しております。

第2点目の、第2期以降の計画でございますが、当初供用開始した地区を軸に、周辺地区の整備を進める方向で、年間約20ヘクタール、これを整備し、毎年その地区を順次供用開始

していく計画でございます。

3点目の御質問でございますが、初年度の接続世帯数、処理人口、また処理水量でございます。当初供用開始をいたしますのが、接続世帯数で約2,700世帯、人口にしますと約8,000人でございます。処理水量につきましては、約2,200立方メートルを予定しております。

このような数字を見込んでおりますが、そのうち1年目におきましてはおおむね2割程度の接続があるのではないかと考えております。下水道事業の目的であります公衆衛生の向上、生活環境の改善、公共用水域の水質保全を図る、これが大変重要でございますので、早期の接続に向けて、今後、私どももPRを進めてまいりますが、下水道が使えるようになりましたら、できるだけ早い時期に接続いただきますよう御協力を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） 具体的に申しますと、平成22年ですから再来年の4月1日から供用開始が始まるということですが、市としての計画といたしますか、予定も今聞いたわけですが、次に受益者負担金、それから下水道使用料についてお尋ねをいたします。

昨日、大原議員の質問で、市側からこの問題については来年の3月議会で上程すると。方向としては、受益者負担金は徴収しない。その分を利用料に上乗せしていく方向で検討していると。きのうの市長のお話では、供用開始となった地域では、法律にのっとって速やかに接続をしていただきたいと、こういった回答がありましたが、まず下水道使用料につきましてちょっと問題点を指摘したいと思います。

きのうもお話があったわけですが、今集落排水ですと処理代が1立米当たり125円となっておりますが、これで間違いないですか。

○議長（黒宮喜四美君） 下水道課長。

○下水道課長（橋村正則君） 農業集落排水事業の使用料につきましては120円の税ということで、126円となっております。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） そういたしますと、大体平均的な家庭で1ヵ月30立方メートルぐらいを使うのではないかとこの話を聞いておるんですが、こうなると、大体きのうもお話がありましたように、30立方掛ける126円、それといわゆる基本使用料というのがありますが、これを加えますと、大体月額4,750円ぐらい、これで合っておりますか。

○議長（黒宮喜四美君） 下水道課長。

○下水道課長（橋村正則君） お答えします。

基本使用料として10立米で1,050円と、それを超えた20立米に126円を掛けた2,520円を足

した3,570円になります。これは農業集落排水事業でお願いしておる金額でございます。

料金等の基本方針につきましては、今後の全員協議会において御説明する予定でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） いずれにしても、こういったふうに料金を設定されるかということは、これからずっと負担が来るというお話ですので、大変重要なことなんで、今の浄化槽を使ってみえる御家庭の使用料に比べますとかなり高くなるということははっきりしております。

それに加えて、供用開始となった場合には、宅内の工事はすべて個人の負担でやらなければならないということも決まっております、大変な費用がかかってくるということが予想されます。そこで、市として公共下水道事業をどのようにお考えになっているかということにつきまして、少し過去のことを振り返って認識をまた確認したいと思うわけですが、この平成15年度の事業開始に先立ちまして、日光川下流流域下水道事業に関して、旧弥富町時代にその成否についてさまざまな議論がなされました。この事業は100年に1度の大事業、自治体のインフラとしては恐らく最大級のものの一つであると言われております。広く長く住民生活にかかわる問題として、また自治体が行う事業として、本当に持続可能なもののなか、議論がされたわけであります。

平成13年、当時、川瀬町長時代に13年の3月議会で、海部郡8町と津島市を一つにした流域下水道計画の骨子が発表されました。県が施行する終末処理場、幹線管渠の事業費だけで1,500億円、弥富町内につきましては公共下水道の整備事業に総事業費258億3,000万円、流域下水の弥富町分の負担を含めると286億5,800万円かかるというものであります。

弥富町内の対象となる人口が3万3,000人、事業開始から11年目から供用開始がされ、22年目には弥富町内の工事はすべて完了するとされておりました。この事業、弥富町にとっては大変な財政負担となるものであるが、当時の町側の説明では、国や県が面倒を見てくれるから大丈夫という極めて楽観的なものでありました。果たして、計画どおり事が進むのか。

例えばこの財政負担の問題をとりましても、既に大きな狂いが生じてきております。弥富町内の公共下水道の総事業費258億円のうち、国からの補助金は35%の90億円とされておりますが、残りのうち全体の56%、145億8,000万円は弥富町が起債をして調達するとされております。そして、この起債の償還額の2分の1は国が交付税措置をするとされております。しかし、既に御存じのとおり、ここ数年、国の基準の切り下げで、弥富市は合併特例の部分を除いて交付税がもらえない自治体となっており、実質起債の償還はすべて自前の予算でしなければならない事態となっております。起債の償還は5年据え置きとなっておりますが、既に初年度に起債したものの償還が来年度ぐらいから始まるはずであります、後年度への

負担の累積、負担のつけ回しは非常に深刻なものとなってまいります。

また、流域の施設については、その建設は県が負担をいたしますが、施設の更新や維持管理には何の手だてもありません。

また、同じく弥富町の計画では、事業開始後28年目には、すべての世帯が公共下水道に接続が完了し、毎年安定して6億5,000万円の使用料収入があり、事業開始37年目には一般会計からの繰り出しはなくなり、黒字になるという計画であります。しかし、これも全国の下水道を使用している市町村の実態を見れば、全く夢のような話だということがわかりますし、実際の状況は多くの市町村で下水に係る費用を住民の使用料ですべて回収することができず、一般会計から繰り出しがふえ、財政悪化の大きな原因となっていることであります。下水道課に聞きましたところ、今回下水道使用料を設定するに当たっては、下水に係る人件費も設備に係る減価償却費も使用料の算定には含まないと言われましたが、これは先ほど申し上げました、仮に126円でも住民負担は大変なことになってまいりますので、当然のことであろうと思われませんが、その一方でこういったことが結果的に下水道事業が事業として採算がとれないどころか、事業の継続のためにはますます多くの財政負担が必要となることにつながってくるのではないかと考えております。

下水道事業については、こういった問題点、心配される点があると私は認識をしておりますが、市としてはどのようなお考えでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 下水道課長。

○下水道課長（橋村正則君） 下水道事業におきます財政の収支の関係でいろいろお話をいただいております。

この下水道事業といたしましては、多大な費用がかかる事業でございます。それを十分考慮しながら、下水道の使用料金等の設定を今考えておるところでございます。

この下水道事業におきましては、当然、今後公営企業的な経営を重視していかなければいけないと考えており、当初から経営的観念を重視した運営を心がけていこうというようなことで考えております。

そのようなことで、今後料金設定等もお示しをさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） 最初に課長から、いろいろこれからの予定とか計画とか、あるいは実績なんかを聞いたわけでありますけれども、非常にスパンの長い話で、1年2年という話ではありませんから、確かに将来のことについては不確定なところがたくさんあると思うんですけども、私が今お話しいたしましたように、また課長もおっしゃいましたけれども、非常に費用のかかる事業であると。それこそ50年100年という規模のものでありまして、そ

ういった中で実際の実態を見てみますと、多くの市町村では大変な財政負担に陥っているところもあるということで、一つ間違えれば本当に市の財政を破綻させるということも起こりかねないとは私は思っております。

ここで一度市長にお伺いしたいんですが、市として、何とかなっていくわという認識で見えるのか、それとも心して、本当にこの事業としてやっていけるのか、そういうことについてきちんとした分析をしてみえるのか、その辺をちょっとお聞かせ願います。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 杉浦議員にお答え申し上げます。

公共下水に対する目的であるとか、今後の方向につきましては、今までのほかの議員の皆様のお答弁の中にもございますので、省略させていただきます。

今、私どもが考えておるのは、たくさんの方につないでいただくということが今後のこの事業に対する大きな数値的なものを左右するというふうに思っておりますので、受益者負担という形の中で、使用料という形で計算をしていっているつもりでございます。そういったことにつきましては、全協等でもお話をさせていただいておりますけれども、税別で立米当たり150円ということ算定しながら、長期的な経営感覚の中ではじいているつもりでございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） 下水道料金につきましては、先ほども申し上げましたように、当然高い料金を設定すれば市として非常に助かるわけですが、逆に住民負担という面から見ますと、大変住民の負担がふえてくるということで、二律背反といえますか、私自身は下水道事業自身の持つ問題点ではないかと、もともとの。そういう認識をしているわけであります。

そこで、私ども日本共産党としまして、毎年新年度予算の要望書を出しているわけでありますが、この下水道問題につきましても、このような要望をしております。計画人口1人当たり100万から150万もする集中処理型中心の下水対策は、市の財政を破綻させます。費用効果の高い小型合併浄化槽、集合住宅の合併浄化槽の高度化、工場・事業所の自家処理を基本とし、道路への埋管による集中処理型を最小限にとどめる下水道計画への転換を行うこと。そして、国・県の補助制度の改善を求めること、このような要望をしているわけですが、これについて市長はどういったお考えでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 公共下水に対する国の補助は、今現在50%でございまして、あと50%が自治体負担という形の中で進めさせていただいております。つい二、三週間ほど前も、国の方に対して、公共下水に対する補助金の申請という形で嘆願をしているわけ

でございます。3市4町の皆さんと一緒に、国の補助率を上げていただきたいということを要望しております。

○議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） それで、3月議会で下水道使用料について提案されるということでありますが、私の要望といたしまして、今申し上げましたように、大変いろんな不確定な要因といたしますか、市にとっても、あるいは利用者にとってもいろんな負担が生まれてくる原因ともなりかねない事業ですので、慎重の上にも慎重に料金設定なんかもしていただきたいと、そのように要望いたします。

それから、先ほど課長から、例えば平島地域ですとほぼ全員の方が22年に供用開始になるということなんですけれども、平島を回っておりまして、いろんな方から下水道事業について質問をされるわけですが、なかなかその事業についての一般市民の理解が進んでいないのではないかと感じましたので、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 杉浦議員にお答え申し上げます。

私どもといたしましては、それぞれつないでいただく地域におきましては地元の説明会を今までも繰り返し行わせていただいております。それでも不徹底ということでございますので、さらに説明会を重ねていきたいということと同時に、一つの広報等を利用して、公共下水とはという形で御理解を賜り、そしてPRと同時に、公共下水の必要性につきまして告知していきたいというふう考えております。

○議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） では、よろしくお願いいたします。

二つ目の質問をいたします。巡回バスでございます。

既に2名の議員の方が質問されておりますので、重複をしないように質問いたします。

まず検討委員会がつくられまして、既に開かれたということですが、きのうお聞きしました中で、16名のうちの学識経験者2名と言われましたが、具体的にはこの学識経験者というのはどういう方ですか。

○議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

○総務部長（下里博昭君） お答えをいたします。

学識経験者の2名の内訳でございますが、お1人は財団法人豊田都市交通研究所の主研究員という方ございまして、いわゆる巡回バスに精通した方お1人でございます。もうお1人は、商工業者の代表としまして商工会長さんを学識経験者として委嘱させていただいております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

○ 10 番（杉浦 敏君） きのうのお話では、まず 1 回目の検討委員会が開かれまして、今の巡回バスを改善すると、利便性を高めるということではいろんな意見が出されましたという話をきのう聞きました。きのう総務部長からも御答弁があったんですけども、アンケートをして利用者の意見を聞いていくと。また、先進地の事例も研究して、できる限り住民の要望に従うようにしたいと言ってみえましたが、アンケートというのは具体的にこういった形でやられますか。

○ 議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

○ 総務部長（下里博昭君） アンケートについてお答えをいたします。

3 本立てという考え方をしておりまして、一つ目は住民意向調査ということで、1,000 人ぐらいのアンケート調査を考えております。二つ目としましては、主要施設の調査としまして、駅だとか病院だとか公共施設においての利用実態調査、いわゆる回収ボックスによって考えております。三つ目は、バスの利用者調査ということで、現実にバスに乗ってみえる利用者の方にそれぞれ回収ボックスを設けまして、アンケートをとっていきたいと考えております。以上でございます。

○ 議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

○ 10 番（杉浦 敏君） わかりました。ぜひアンケートをやっていただきたいと思います。

そこで、一つこの巡回バスの位置づけにつきまして、私の考えを持っているわけでありましてけれども、やはりこの巡回バスを日常生活に可能な限り自動車を使わない、省エネ、温暖化防止、環境対策として位置づけるべきではないかと、そのように考えております。

先日、私、南部の臨海工業地帯を見学させていただく機会がありましたので見てまいりましたが、イケアコーポレーション、それから川崎重工ですね。こういう名だたる企業が新たに進出してくる、あるいは工場を拡張されるということで、弥富ふ頭、鍋田ふ頭、高速道路の結節点として臨海工業地帯が本当に大きく発展する姿を見てまいりました。

こういった中で、当然固定資産税の収入を初めとして、市の財政的な基盤が強化されていくと。大変こういうプラスの側面が生まれてくる。それと同時に、一方で大気汚染など心配される事態も生まれているということも既に指摘をさせていただいております。

また、温暖化につきましては、日本はCO<sub>2</sub>の排出を減らすどころか、京都議定書の基準年よりも排出量をふやしてしまっているという状態でありまして、CO<sub>2</sub>の削減は今国を挙げての喫緊の課題となっているところであります。

環境問題につきましては、県や他の自治体と協力しながら、排ガスへの規制を強めることとあわせまして、市としてはこうした立地条件によります収益の一部を財源として、巡回バスの活用を抜本的に改善することが可能であります。可能な限り、日常的に自家用車を使わなくても済むまちづくりを進めていただく、その中心としてこういった財源を利用するこ

とが必要であると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

○総務部長（下里博昭君） お答えをいたします。

環境問題等も含めまして、検討委員会において総合的な十分な論議をしていただき、よりよい巡回バスに見直しを考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） 今申し上げました、そういった立地条件からくる、いわゆる税収の増加という財源を利用させていただいて、巡回バスの改善をぜひしていただきたいと思います。

特にその場合ですけれども、きのう、きょうと市長のお話からも、巡回バスの改善方向の中で一部有料化も必要ではないかというお話もされておるわけでありますが、私が思いますには、極力住民負担を抑えること、できれば一律無料を目標にさせていただきたいと。今申し上げました財源も活用してやっていただけるようお願いいたします。

とりわけ高齢者の方、あるいは子供さん、障害者の方については、原則無料にすることが必要であると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

○総務部長（下里博昭君） 有料・無料の問題につきましては、十分論議をしていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） 今申し上げましたことを念頭に置いていただき、ぜひ、今申し上げた高齢者、子供、障害者など、いわゆる社会的弱者については原則無料にするという方向でお願いをしたいと思います。

次に三つ目の、障害者福祉タクシーの改善をという質問をいたします。

新年度からは、従来の障害者福祉タクシーは大きく改善されまして、一般のタクシーが利用しにくい人のために車いす用のタクシーチケット、これが1回1,500円、36枚、また寝たきり老人対応のタクシー用のチケットは1回2,000円、36枚が支給されるようになりました。大変に喜ばれております。こういう改善がなされましたが、さらに一般のタクシーを利用されている障害を持った方のためにも、さらなる改善をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。現在、初乗り料金とお迎え料金が、中型のタクシーですと基本料金500円の1割引きの450円と、お迎え料金が200円で、1枚当たり650円が助成されておりますが、通院などの場合、市内でも周辺部の方にとっては大変利用しにくいものになっております。遠距離にお住まいの方には、さらなる金額の上乗せをしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 福祉課長。

- 福祉課長（前野幸代君） 杉浦議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議員の言われますように、タクシー料金の助成につきましては、心身障害者が日常生活を容易に行うためにタクシーを利用する場合、その料金の一部を助成しております。助成の額は、一般タクシー中型の場合、基本料金450円、これは初乗り運賃500円から1割50円の障害者割引分を控除した額と、お迎え料金200円の計650円の助成となっております。お1人年間36枚の利用券の交付を行っております。また、リフト付タクシー等を利用される場合、車いすで利用の場合1,500円、ストレッチャーで利用の場合2,000円の助成も行っております。

現在、身体障害者手帳と療育手帳の交付を受けた方を対象としておりますが、来年度よりは精神障害者保健福祉手帳交付の方も対象とするよう、今準備を進めております。

遠距離にお住まいの方にさらなる金額の上乗せをということでございますが、利用者拡大に努めてまいりますので、現状での助成に御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

- 10番（杉浦 敏君） 今のお話では、来年度からは精神の障害の方にもこれが適用されるということで、大きな前進であると思うわけですが、この問題、実際650円という金額ですが、非常に実態にそぐわないというのがよく聞く話でございます。

例えば車を所有されてみえる方は、障害があるということで自動車税が免除される、あるいは自動車取得税が免除されるわけであります。しかし、経済的理由とかいろんな問題がありまして、車が持てないという方につきましては、そういった特典が全く得られないということで、やはりここは市として何らかの、いわゆる移動手段としてのタクシーに対してもう少し手厚い助成があってもいいんじゃないかと思えます。

はっきり申しまして、例えば鍋田の一番端とか、十四山の東部地域から例えば海南病院へ行きますと、1回2,000円とか2,500円とかかかるわけです。こういった650円助成していただいても、確かに助成があればその分助かりますけれども、本当に移動する上でかなり自己負担が多くなってくるということで、実情に沿った改善が必要ではないかと思うわけですが、いかがでしょうか。

- 議長（黒宮喜四美君） 福祉課長。

- 福祉課長（前野幸代君） 御質問にお答えさせていただきます。

先ほど自動車税というお話がございましたが、自動車税とか軽自動車税の減免、そういうものを受けてみえる方をタクシーの助成から除いておる市町村もありますが、弥富市の場合はそういうものは除外はしておりません。あと、ほかの市町を見ましても、基本料金だけの助成という市町村も多数ございますが、弥富市の場合はお迎え料金も助成させていただいております。そういうことを含めまして、現状維持ということで御理解をいただきたい。今言

った精神障害者だけは拡大を考えておりますので、現状で御理解をいただきたいと思います。  
以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） いろいろお話を聞きましたけれども、将来的により改善していただけるようにということで、私からの要望を一言言わせていただきまして質問を終わらせていただきます。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 次に、堀岡敏喜議員、お願いします。

○1番（堀岡敏喜君） 皆さん、こんにちは。公明党の堀岡でございます。

それでは、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。なお、内容につきましては、事例なども含みますので、御了承いただきたいと思います。

質問は3点でございます。

まず初めに環境問題について、6月議会でも御質問をいたしました使用済み携帯電話のリサイクル事業についてでございます。

現在、本市におきましては、広報「やとみ」やオフィシャルホームページでもモバイルリサイクルネットワークの要綱に沿った啓発運動を展開しております。最近では、市内の携帯ショップ等にも使用済み携帯電話の回収ボックスが置かれており、今や全国的に携帯電話のリサイクル事業が推進されております。

本年11月末現在の携帯電話、PHSの契約台数は、TCA（電気通信事業者協会）の発表によりますと1億999万3,500台となっており、出荷台数は年間5,000万台を超えております。対して回収台数は、本年6月のMRNの発表によりますと644万3,000台で、13%程度であります。既に御承知のとおり、携帯電話端末には鉄・アルミニウム・マグネシウム・金・銀・銅などが含まれており、特に金・銀・銅などのレアメタルは資源が乏しく、回収は大変貴重な有効資源として期待されております。

回収が進まない理由は、TCAのアンケート調査によりますと、利用者が写真やメールが残る端末を「コレクション、思い出として残す」が最も多く、若者を中心とした携帯、PHS端末への愛着の強さがうかがえます。次に、「個人情報の漏えいが心配」というのが続きます。しかし、「何となく」という回答も半数以上あり、必ずしも積極的な理由で保有しているばかりでない実態もうかがえます。これは、このリサイクル事業の認知度がまだまだ低いということが原因の一つになっているのではないのでしょうか。

東京都の荒川区では、試験的ではありますが、役所内に回収ボックスを設置し、リサイクル事業のPRを行っております。本市におきましても、一步踏み込んだ活動として、使用済み携帯電話の回収ボックスの設置を提案いたします。いかがでございましょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

- 民生部次長兼環境課長（久野一美君） それでは、堀岡議員の御質問にお答えします。

先ほど議員もお話しされましたように、6月議会でもこの件についてはお答えしております。そして、先ほど議員のお話にございましたように、今の携帯電話は単なる通話機能だけではなく、カメラ機能はもとより数々の機能があるため、その機能を使い続けたいがために、どうしても捨てられない。そして、携帯の高機能が逆にリサイクルの障害になっているということでございます。中には、先ほど言われましたように、個人情報の漏えいが心配という意見もございます。

今回、東京都が試みとしまして期間限定で何ヵ所かの大学、これは慶応大学、早稲田大学、首都大学三つのキャンパス、そして地下鉄駅の事務室、特別区の区役所、市役所に回収箱を設置して、リサイクルの促進支援を行っているようであります。その期間は、本年11月30日までと聞いております。

携帯電話のリサイクル率低下の要因には、先ほど申しましたように、いろんな機能があるためということで、携帯電話のメーカーも十分認識をしているところでございます。そして、この東京都の試みは、現段階では未知数の面が非常に多いところでございます。東京都の試みを注目していきたいと思います。

しかし、引き続き機会をとらえ、広報等で携帯電話のみならず、3Rを呼びかけしていきたいと思います。以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 堀岡議員。

- 1番（堀岡敏喜君） ありがとうございます。

愛知県では、まだどこもやっていらないということをお聞きしておりますし、ただ名古屋市内とか行きますと、コンビニにも回収ボックスが置かれているというのも間々見受けられるわけです。先ほどもありましたように、販売台数に対して回収台数というのが600万で13%しかないということが大きな問題で、MRNとしましては年間60%の回収率を持っていきたいということで、先ほど課長が言われた製造元にもつくる段階でのいろんな工夫を促しているというのをお聞きをしております。ぜひ、きょう言ってあしたというわけにはいかないと思いますが、啓発運動は続けていただきながら、実際にそういうことを弥富市は積極的にやっているんだという行動のあらわれとして、ボックスというのも、機会がありましたらぜひやっていただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

折からの不景気と原油の高騰による原材料価格や仕入れ価格の上昇、世界的な規模の金融危機の影響は、業種を問わず、規模を問わず、あらゆる分野の企業を直撃しております。政府・与党の新たな経済対策の柱の一つに、そういった中小規模企業の事業資金の調達を支援するため、緊急保証制度を10月末にスタートさせました。対象業種も現在698種になり、ほ

ばすべての業種がカバーされております。また、今すぐに必要なでなくとも、近い将来に融資が必要になったとき、すぐ対応できる予約保証制度も始まりました。地方自治体には、地域経済を担う中小零細企業を守り抜くという大きな責任があります。金融危機と実体経済の影響はこれからであり、年末・年度末に向けての本市の中小企業支援策についてお伺いしたいと思います。

まずは、金融危機による本市の地域経済への影響や中小零細企業への影響をどう認識されているのか、また10月末よりスタートいたしました緊急保証制度について、どのような期待を持っておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 堀岡議員御指摘のとおり、大変厳しい年未年始をこの日本全体が受けるわけでございます。受けていると言った方が正しいかもしれません。

このような形で実体経済に対して影響があるということを3ヵ月前、4ヵ月前にだれが予想したかというぐらい厳しいものがあるかと思います。

そういった中で、政府はさまざまな経済対策というか、そういうことをおっしゃっているわけでございますけれども、第1次の補正につきましては、私はオイルショックというか、原油価格の高騰に見られる問題が1次補正になったというふうに思っております。

そういった話の中での中小企業対策でございますが、今、日本では全体で420万社と言われるような中小企業の数でございます。緊急保証制度ということがそれぞれの中小企業に対してとりあえず止血剤というか、そういうような形で体力を回復していただきたいというような意味合いが非常に大きいのではないかと思っております。

そういった中で、この生活対策という形の中で、信用保証枠が拡大されたわけでございます。それを30兆円まで拡大して、何とか中小企業に対する支援をしていこうということでございます。そして、また来年1月の通常国会においては、中小企業対策として約5,000億が見込まれているわけでございます。

こういった形で、何とか中小企業という形で言われるわけでございますが、実はこういう表向きの言葉と実態とはかなりまだ乖離があるのではないかとこのように思っておるわけでございます。

それは、私は二つの側面で見えていかなきゃいかんというふうに思っておるわけです。一つは、金融面でございます。日本銀行から市中銀行に対して資金供給を円滑にさせていただいて、なおかつ各企業に対して流れを確保するというような問題がスムーズに行われることが大事だろうと。いわゆる各銀行間における、銀行の資産をふやすという形での貸し渋りということとは避けていかなきゃいかん。そういった形で、金融面から中小企業を支援するということが大事だと思います。

もう一つは販売面でございます。物が売れない、物をつくっても売れないということが現状としてあるわけでございます。大企業の下請をしているところはまだ多少救われる部分もあると思うんですね。しかし、それは全体の中小企業の枠の中では10%にすぎないわけでございます。多くの90%の中小企業さんというのは、独自の技術的な商品をつくってみえるわけです。そういった中で、その商品に対する販路策をしっかりと考えていかなきゃいかんと同時に、そういう中小企業のオーナーに対して税制的な支援をしていかなきゃいかんというふうに思っております。

そういった形の中で、私ども商工労政課がいろいろと所管の中で考えさせていただいておりますので、弥富市の実態につきましては、商工労政課長の方から現状の報告をさせていただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 堀岡議員。

○1番（堀岡敏喜君） 市長からの御答弁ありがとうございました。

きのうというか、一度問い合わせの際にもお伺いをしておりますので、次の質問で一括でお答えいただければと思います。

今、市長のお話にもありましたとおり、さまざま中小企業、まだこれから実体経済の影響ということで、今もニュース等で見ていただいて皆さん御存じのとおり、雇用の問題もあり、企業を守るために解雇するといったようなこともあります。また、いまだかつてない金融危機のために、今まで資金繰りに面したことのない個人の、また零細企業の方々が悪徳の高金利でローン会社等からの甘い誘いで、その事業すべてを失ってしまうということもありますので、どうか市においては、また商工労政課においては、細かな説明会や問診会等を持っていただいて、いい意味での金融支援をしていただきたいと思います。

既に自治体によっては、すべての業種を対象としました責任共有制度の対象外とした100%保証や、一定期間無利子とする利子補給制度などに取り組んでいる自治体も多くあると聞いております。年末・年度末に向けて一番困っている中小企業、また零細企業に向けた本市独自の何か取り組みはあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 商工労政課長。

○商工労政課長（服部保巳君） 堀岡議員の御質問に対してお答えいたします。

本市の助成制度といたしましては、現在、商工業振興資金の信用保証料の一部を助成し、商工業者の負担軽減を図っております。補助率につきましては、小規模企業資金70%、通常資金30%、限度額30万円としております。商工業振興資金におきましては、昨年10月の責任共有制度以降大幅に融資実績が落ち込んでおります。今年度におきましても減少傾向が続いている状況にあります。19年度は、申込件数94件、融資金額7億9,468万3,000円でしたが、今年度は4月から11月までの申込件数38件、融資金額にいたしまして2億269万円

となっております。その要因といたしましては、景気の減速に加え、責任共有制度の導入や他の制度への移行などが考えられますが、引き続き商工業振興資金の融資利用に向けまして周知を図っていきたいと考えております。

なお、小規模企業資金は責任共有制度の対象外になっており、信用保証協会の100%保証でございます。

また、商工会におきましては、中小企業金融特別相談窓口、経営指導員によります巡回指導におきましてリーフレットだとか中小企業者のための金融の手引を用いまして周知及び案内を申し上げております。また、日本政策金融公庫によります1日公庫と申しまして、商工会の方に日本政策金融公庫が出張してまいりまして、1日審査ということをやっております。また、小規模事業者経営改善資金貸し付けということで、商工会の推薦を行っております。以上が主な支援となっております。

○議長（黒宮喜四美君） 堀岡議員。

○1番（堀岡敏喜君） ありがとうございます。先ほど申し上げましたとおり、本当に金融危機による実体経済の影響というのはこれからでございますので、予約保証制度もあわせて、打つ手はすべて打つというような感じで、弥富市としてこたえていっていただきたいと思います。

次、最後の質問になります。

政府・与党の経済対策の柱となる総額2兆円の定額給付金については、急激な物価高と所得の伸び悩みに苦しむ家計を応援するための生活支援と、金融不安に伴う景気の先行き不安に対応するための経済対策という二つの意味合いがあると言えます。

11月28日発表の国のガイドラインに沿って、高額所得者を除く問題も含め、各市町村が実情に応じて交付要綱をつくり、対応することになると思います。私ごときが生意気ではございますが、実務に携われる担当部署の方々におかれましては、年度末の慌ただしい時期に大変かと思いますが、心待ちにしておられる市民のために、景気好転の願いを込めてスピーディーな対応とスムーズな運用、そして何より無事故の運営のために準備作業に万全を尽くしていただきたいと、心よりお願いをいたします。

過日、市長と懇談の折に定額給付金についてお伺いしたところ、定額減税より政治色が濃くなってしまったのでは、また過激なマスコミ報道による御意見もいただきました。もともと公明党が推進してきました定額減税は、納税をされておられる方を対象にした定額減税と、それ以外の方を対象とした臨時福祉特別給付金を年度末に行うとしておりました。しかし、100年に1度と言われる金融災害が起こり、実体経済への影響は必至との見解から、より早く、より効果的に実施できるよう給付方式にしたものであります。

また、政局絡みのばらまきとの批判もありますが、給付を受けられた方にどこかの政党に

投票しなければならないというような義務を義理が発生するなど、あるわけがありません。

私が市民の皆様には政府の緊急対策の説明や御意見をお伺いする際に、もらえるのはうれしいけど、素直に喜べないとの声を聞くこともあります。これこそがねじれた国会の功罪ではないでしょうか。

また、第2次補正予算案の先送りに関する質問をお受けすることがあります。緊急を要するのなら、一日も早く2次補正を提出せよとの野党の主張に対して、11月26日付の中日新聞にも掲載されておりましたが、国会法により廃案を回避するため、麻生首相は苦渋の選択をしたと認識をしております。それは、暫定税率延長の折、歳入欠陥をつくってしまった過去があるからであります。言いかえれば、年度末までには必ず実施するという執念のあらわれではないでしょうか。

世界は、この10年、特にこの2年、給付付きの減税が多くで多くの国で実施される情勢であります。従来の景気対策の中で減税は大きな力ではありましたが、昨今は減税の恩恵にあずからない人にもあわせて給付することが大事という考え方から、給付をつけた減税がフランス、オランダ、イギリス、カナダ、アメリカ、そして韓国などで実施されたり、これから実施されようとしております。つまり、給付付きの定額減税は世界の中の新たな景気対策の仕組みとなっていると思うのです。私がお会いした方々は、来年入学する息子の勉強机を買いますとか、夫婦で1泊旅行に行きますとか、我が家は6万4,000円、うちはおじいちゃん、おばあちゃんと子供3人で12万4,000円と期待し、楽しみにしておられる方がたくさんおられます。

質問でございますが、本市において金融危機による市民生活の影響をどのように認識しておられるのか、また定額給付金についてどのような期待を持っておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 堀岡議員にお答え申し上げます。

この定額給付金の問題につきましては、昨日も大原議員の方から御質問いただいたところでございまして、早くやればもっと効果が上がるんだらうなあということを強く思うわけでございますけれども、さまざまな理由があるということでしょう。しかしながら、先ほどの目的ということについては生活支援ということでございます。また消費の拡大に伴う、いわゆる景気対策ということになっておるわけでございますが、さまざまな議論がわいていることも事実でございます。本当に消費の拡大になるのか、あるいはもっとほかの方法があるんじゃないか、医療だとか福祉という形の中での社会資本をもっと充実させたらどうか、あるいは安心・安全のためのさまざまな整備計画にこういったものを利用したらどうかというようなことがあるわけでございます。そういう中で、私はもう一度、一考するのも政府の

大きな英断ではないかというふうには思いますけれども、しかし私どもといたしましても、この定額給付金に対する弥富市としての総額を計算した場合には、6億6,000万になるわけでございます。国の方できちっと補正が組まれ、そういうことで通って私どもに来ましたら、また皆さん方の議会に対してまた補正をかけさせていただいて、速やかに実行していくのが地方自治体の役割でもあるわけでございますので、市民の皆様には混乱のないようにしていきたいというふうに思っておるわけでございます。

いずれにいたしましても、本市におきましては総務部の企画政策課が窓口となって、この2次補正の目玉であります定額給付金ということについては対応していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 堀岡議員。

○1番（堀岡敏喜君） ありがとうございます。

また、市民の皆様には御意見をいただく中で、先ほども市長の方から一考してもいいんじゃないかということもありましたけど、こういう意見がありましたので、私なりに御提案をさせていただきます。

また、市民の皆様には御意見をいただく中で、受け取りを辞退するという方がおられ、辞退したらそのお金はどうなるのかという御質問を受けました。辞退されましたら、国に返還されますとお答えしますと、もったいないなあ、寄附とかはできないのかと聞かれました。調べますと、弥富市にもふるさと納税という制度があります。説明には、弥富市のまちづくりに役立てさせていただきますと。このまちづくりに役立てさせていただきますというのがどこまでのものなのかは存じ上げませんが、そう書かれてありました。

そこで質問でございますが、給付の通知書には辞退する、受け取るとの選択項目があると聞いておりますが、そこにふるさと納税の選択肢を加えることは可能でしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

○総務部長（下里博昭君） まだ詳しいことは示されておりませんので、十分これも検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 堀岡議員。

○1番（堀岡敏喜君） ありがとうございます。わからない、まだ細かいことが決まってないうちの質問でございましたので、答えはできないかもしれませんが、市民の方々は待っています。そして、期待をされております。私は、その声をじかに聞いておりますので、その声を代表してきょうは質問をさせていただいております。ぜひ、先ほど市長の答弁にもありましたように、自治体としてスムーズに取り組んでいただけるということでしたので、お願いをして、また万全な運営を再度お願いしまして、私の質問を終わります。ありがとう

ございました。

○議長（黒宮喜四美君） 以上で、一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了いたしましたので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2 時04分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 黒 宮 喜四美

同 議員 武 田 正 樹

同 議員 立 松 新 治

平成20年12月10日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（17名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 堀 岡 敏 喜 | 2 番 | 炭 竈 ふく代 |
| 3 番 | 山 口 敏 子 | 4 番 | 小坂井 実   |
| 5 番 | 佐 藤 高 清 | 6 番 | 佐 藤 博   |
| 7 番 | 武 田 正 樹 | 8 番 | 立 松 新 治 |
| 9 番 | 山 本 芳 照 | 10番 | 杉 浦 敏   |
| 11番 | 安 井 光 子 | 12番 | 三 宮 十五郎 |
| 13番 | 渡 邊 昶   | 14番 | 伊 藤 正 信 |
| 15番 | 三 浦 義 美 | 16番 | 中 山 金 一 |
| 17番 | 黒 宮 喜四美 |     |         |

2. 欠席議員は次のとおりである（1名）

18番 大 原 功

3. 会議録署名議員

9 番 山 本 芳 照                      10番 杉 浦 敏

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

|                            |         |                          |         |
|----------------------------|---------|--------------------------|---------|
| 市 長                        | 服 部 彰 文 | 副 市 長                    | 加 藤 恒 夫 |
| 教 育 長                      | 大 木 博 雄 | 総 務 部 長                  | 下 里 博 昭 |
| 民 生 部 長 兼<br>福 祉 事 務 所 長   | 平 野 雄 二 | 開 発 部 長                  | 早 川 誠   |
| 十 四 山 支 所 長                | 横 井 昌 明 | 会 計 管 理 者 長<br>兼 会 計 課 長 | 村 上 勝 美 |
| 総 務 部 次 長<br>兼 税 務 課 長     | 若 山 孝 司 | 民 生 部 次 長<br>兼 環 境 課 長   | 久 野 一 美 |
| 開 発 部 次 長<br>兼 都 市 計 画 課 長 | 伊 藤 敏 之 | 教 育 部 次 長                | 高 橋 忠   |
| 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長       | 加 藤 重 幸 | 総 務 課 長                  | 佐 藤 勝 義 |
| 人 事 秘 書 課 長                | 村 瀬 美 樹 | 企 画 政 策 課 長              | 伊 藤 邦 夫 |
| 防 災 安 全 課 長                | 服 部 正 治 | 市 民 課 長                  | 山 田 進   |
| 保 険 年 金 課 長                | 佐 野 隆   | 健 康 推 進 課 長              | 渡 辺 安 彦 |
| 福 祉 課 長                    | 前 野 幸 代 | 介 護 高 齢 課 長              | 佐 野 隆   |
| 児 童 課 長                    | 山 田 英 夫 | 総 合 福 祉 セ ン タ ー<br>所 長   | 伊 藤 薫   |

|                   |         |         |         |
|-------------------|---------|---------|---------|
| 十四山総合福祉<br>センター所長 | 鯖 戸 善 弘 | 農 政 課 長 | 石 川 敏 彦 |
| 商工労政課長            | 服 部 保 巳 | 土 木 課 長 | 三 輪 眞 士 |
| 下 水 道 課 長         | 橋 村 正 則 | 教 育 課 長 | 服 部 忠 昭 |
| 社会教育課長            | 水 野 進   | 図 書 館 長 | 伊 藤 秀 泰 |

5．本会議に職務のため出席した者の職氏名

|             |         |     |         |
|-------------|---------|-----|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 佐 藤 忠   | 書 記 | 柴 田 寿 文 |
| 書 記         | 岩 田 繁 樹 |     |         |

6．議事日程

|       |                                         |
|-------|-----------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名                              |
| 日程第 2 | 議案第54号 弥富市税条例の一部を改正する条例の一部改正について        |
| 日程第 3 | 議案第55号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について             |
| 日程第 4 | 議案第56号 弥富市障害者医療費支給条例等の一部改正について          |
| 日程第 5 | 議案第57号 平成20年度弥富市一般会計補正予算（第 5 号）         |
| 日程第 6 | 議案第58号 平成20年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）   |
| 日程第 7 | 議案第59号 平成20年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）     |
| 日程第 8 | 議案第60号 平成20年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 9 | 議案第61号 平成20年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）     |
| 日程第10 | 議案第62号 平成20年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）  |
| 日程第11 | 議案第63号 平成20年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）  |
| 日程第12 | 議案第64号 平成20年度弥富市一般会計補正予算（第 6 号）         |

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（黒宮喜四美君） おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（黒宮喜四美君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

会議規則第81条の規定により、山本芳照議員と杉浦敏議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第54号 弥富市税条例の一部を改正する条例の一部改正について

日程第3 議案第55号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について

日程第4 議案第56号 弥富市障害者医療費支給条例等の一部改正について

日程第5 議案第57号 平成20年度弥富市一般会計補正予算（第5号）

日程第6 議案第58号 平成20年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第7 議案第59号 平成20年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第60号 平成20年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

日程第9 議案第61号 平成20年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第10 議案第62号 平成20年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第63号 平成20年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（黒宮喜四美君） この際、日程第2、議案第54号から日程第11、議案第63号まで、以上10件を一括議題とします。

本案10件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

まず杉浦敏議員、お願いします。

○10番（杉浦 敏君） 通告に従いまして質疑をいたします。

議案第57号平成20年度弥富市一般会計補正予算（第5号）の件について質問いたします。

配付されております補正予算案の中で、行政職員給料の減額補正が行われているところが幾つかあります。例えば12ページ、総務費の戸籍住民基本台帳費の給料のところマイナス530万、あるいは次のページにも何か所があります。

この問題ですが、昨年12月議会で職員の給与条例が改正されまして、地域手当が8%から3%に引き下げられました。このとき、私が指摘したのは、かねてから弥富市の職員の給与は、他の自治体に比べまして相対的に低い水準にあると。昨年の話ですけれども、一般行政職の給与のレベルをあらわしますラスパイレス指数が、平成18年4月の数字では弥富市は87となっております。この数字が示しておりますように、県内のほかの自治体、とりわ

け市の中でもこの数字は最下位となっているというお話をいたしまして、こういった事態は本当に職員の労働意欲にもかかわる問題であり、早急に改善すべきだというお話をいたしました。

そのとき、市側から現行の給料表を改善して、平成22年に向けて、この数字を95に近づけていきたいというお話があったわけでありますけれども、その後の進捗状況はいかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 人事秘書課長。

○人事秘書課長（村瀬美樹君） 御質問にお答えさせていただきます。

ただいま杉浦議員から給与の減額等々についての御質問、それからラスパイレス指数に関する御質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

このたびの補正予算、給与の関係でございますけれども、こちらにつきましては退職、育児休業、病気休暇等に起因する給与の減額でございます。

ラスパイレス指数につきましてでございますけれども、平成19年の本市のラスパイレス指数につきましては89でございました。前回答弁させていただきましたとおり、給与の適正化に取り組んでおりまして、ラスパイレス指数も改善しております。今後も引き続き給与の適正化に向けて努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 次に、安井光子議員、お願いします。

○11番（安井光子君） 皆さん、おはようございます。

通告に従いまして議案質疑を行わせていただきます。

私は、補正予算の22ページ、23ページの10款2項と3項1目19節の学校給食費軽減補助金についてでございます。

小学校では137万5,000円、中学校では62万5,000円、合計200万円となっておりますが、この補助金の内容を詳細に御説明いただきますようお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 教育課長。

○教育課長（服部忠昭君） それでは御質問にお答えします。

この補助金につきましては、先ほど安井議員が言われましたように、小・中学生の学校給食費の保護者負担分を補助するものでございます。児童・生徒1人当たり1食当たり10円、3学期の50食分を小学校で137万5,000円、中学校で62万5,000円予算計上したものでございます。

御承知のように、ことしの4月以降の原油高に始まり諸物価が高騰しました影響で、学校給食の材料費も高騰して現在に至っております。各現場では、学校給食の調理メニューの調整・変更等を行って努力をしていただきましたが、これ以上の調整は困難な状況となっております。学校給食食材費につきましては、各保護者の負担で行うことが学校給食法第6条第

2 項にも記載していますが、今回の諸物価は年度の途中でもございますので、今回限りの補助として補正させていただきましたので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○1 1 番（安井光子君） この補助金の内容については、よくわかりました。

それで、3 月までの時限的な問題だというお話がございましたが、昨日、一昨日の一般質問の中でも皆さんからたくさん発言が出ておりました。現在の経済事情についてでございます。

それで、今お話がありました年間で給食のある日というのは、夏休み、冬休み、春休みを除きますと190日ぐらいではないかと思えます。1 食につき10円の引き上げということは、これは3 月まで、年度途中だから市が負担するというお話でございますが、1 食10円の負担増ということは、190日と換算しますと、1 人1 年間で1,900円の負担増になります。それで御兄弟2 人とか3 人おられる方は3,800円とか、それ以上負担がふえることになります。1 人10円ぐらいの値上げはしていただいてもいいんじゃないかという御意見もあるかと思いますが、きょうの新聞でも大々的に、毎日、今の経済の状況が大変深刻であるということが報道されております。自動車産業を初め、きょうはキヤノンとかソニーなんか8,000人とか1 万人を超えるような非正規雇用の労働者を次々解雇したり、解雇する計画が発表されております。これは、皆さんよく御存じのことだと思えますが、年末から来年にかけて大量の失業と中小企業の倒産の危険がますます激しくなるのではないのでしょうか。リストラのあらしは正職員にも及び始めておると報道しております。周りの方も、残業がなくなって給料が下がったとか、ボーナスが全然ないんですよなど、家計がますます冷え込んできております。

博報堂の生活総合研究所の生活定点調査でも、安定した暮らしが欲しいとか、食費を節約したいという人がいずれも過去最高の44%にも達していると、中日新聞は伝えておりました。

3 ヶ月で200万円の軽減補助金が今回計上されているわけでございますが、これを1 年間にしますと800万円でございます。今、家計が最も厳しいときを迎えたり、またこれから迎えようとしている時期でございます。何とか市の負担を引き続き続けていただいて、来年度も保護者の負担を軽減することができないものでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 教育課長。

○教育課長（服部忠昭君） 補助の継続の関係でございますけど、海部郡内の各市町の関係でございますけど、現在補助をしない津島市初め市町もございますので、現在のところは今回限りということで御理解をしていただきたいと思いますと考えております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○1 1 番（安井光子君） 先ほど申しましたように、経済事情がますます大変になってくると

思います。家計の収入も大変落ち込んでおりますし、家計の負担というのも、物価の高騰で大変厳しいものになっております。ぜひ一度、また来年度の予算に向けて再度御検討を要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

- 議長（黒宮喜四美君） 他に質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 以上で質疑を終わります。

本案10件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第64号 平成20年度弥富市一般会計補正予算（第6号）

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第12、議案第64号を議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

- 市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

本日御提案申し上げ、御審議いただきます議案は、予算関係議案1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第64号平成20年度弥富市一般会計補正予算（第6号）につきましては、歳入歳出それぞれ3億5万円を追加し、歳入歳出予算の総額を132億6,164万3,000円とするものでございます。

歳出の内容といたしましては、総務費におきまして、西尾張CATV株式会社に対し交付する情報通信基盤整備事業費補助金3億円などであります。

これに対します歳入といたしましては、国からの地域情報通信基盤整備推進交付金1億5,000万円、財政調整基金繰入金1億5,005万円を増額計上いたすものでございます。

以上、提案いたします議案の概要でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 議案は説明を省略させ、これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 質疑なしと認めます。

本案は、お手元に配付した議案付託表のとおり、総務委員会に付託します。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時14分 散会

本会議の顚末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 黒 宮 喜四美

同 議員 山 本 芳 照

同 議員 杉 浦 敏



平成20年12月19日

午後 2 時00分開議

於 議 場

1．出席議員は次のとおりである（18名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 堀 岡 敏 喜 | 2 番 | 炭 竈 ふく代 |
| 3 番 | 山 口 敏 子 | 4 番 | 小坂井 実   |
| 5 番 | 佐 藤 高 清 | 6 番 | 佐 藤 博   |
| 7 番 | 武 田 正 樹 | 8 番 | 立 松 新 治 |
| 9 番 | 山 本 芳 照 | 10番 | 杉 浦 敏   |
| 11番 | 安 井 光 子 | 12番 | 三 宮 十五郎 |
| 13番 | 渡 邊 昶   | 14番 | 伊 藤 正 信 |
| 15番 | 三 浦 義 美 | 16番 | 中 山 金 一 |
| 17番 | 黒 宮 喜四美 | 18番 | 大 原 功   |

2．欠席議員は次のとおりである（なし）

3．会議録署名議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 11番 | 安 井 光 子 | 12番 | 三 宮 十五郎 |
|-----|---------|-----|---------|

4．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

|                              |         |                          |         |
|------------------------------|---------|--------------------------|---------|
| 市 長                          | 服 部 彰 文 | 副 市 長                    | 加 藤 恒 夫 |
| 教 育 長                        | 大 木 博 雄 | 総 務 部 長                  | 下 里 博 昭 |
| 民 生 部 長 兼<br>福 祉 事 務 所 長     | 平 野 雄 二 | 開 発 部 長                  | 早 川 誠   |
| 十 四 山 支 所 長                  | 横 井 昌 明 | 会 計 管 理 者 長<br>兼 会 計 課 長 | 村 上 勝 美 |
| 総 務 部 次 長<br>兼 税 務 課 長       | 若 山 孝 司 | 民 生 部 次 長<br>兼 環 境 課 長   | 久 野 一 美 |
| 開 発 部 次 長<br>兼 都 市 計 画 課 長   | 伊 藤 敏 之 | 教 育 部 次 長                | 高 橋 忠   |
| 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長         | 加 藤 重 幸 | 総 務 課 長                  | 佐 藤 勝 義 |
| 人 事 秘 書 課 長                  | 村 瀬 美 樹 | 企 画 政 策 課 長              | 伊 藤 邦 夫 |
| 防 災 安 全 課 長                  | 服 部 正 治 | 市 民 課 長                  | 山 田 進   |
| 保 険 年 金 課 長                  | 佐 野 隆   | 健 康 推 進 課 長              | 渡 辺 安 彦 |
| 福 祉 課 長                      | 前 野 幸 代 | 介 護 高 齢 課 長              | 佐 野 隆   |
| 児 童 課 長                      | 山 田 英 夫 | 総 合 福 祉 セ ン タ ー<br>所 長   | 伊 藤 薫   |
| 十 四 山 総 合 福 祉<br>セ ン タ ー 所 長 | 鯖 戸 善 弘 | 農 政 課 長                  | 石 川 敏 彦 |

|        |      |      |      |
|--------|------|------|------|
| 商工労政課長 | 服部保巳 | 土木課長 | 三輪眞士 |
| 下水道課長  | 橋村正則 | 教育課長 | 服部忠昭 |
| 社会教育課長 | 水野進  | 図書館長 | 伊藤秀泰 |

5．本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |    |      |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 佐藤忠  | 書記 | 柴田寿文 |
| 書記     | 岩田繁樹 |    |      |

6．議事日程

|       |                                              |
|-------|----------------------------------------------|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名                                   |
| 日程第2  | 議案第54号 弥富市税条例の一部を改正する条例の一部改正について             |
| 日程第3  | 議案第55号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について                  |
| 日程第4  | 議案第56号 弥富市障害者医療費支給条例等の一部改正について               |
| 日程第5  | 議案第57号 平成20年度弥富市一般会計補正予算（第5号）                |
| 日程第6  | 議案第58号 平成20年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）          |
| 日程第7  | 議案第59号 平成20年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）            |
| 日程第8  | 議案第60号 平成20年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）        |
| 日程第9  | 議案第61号 平成20年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）            |
| 日程第10 | 議案第62号 平成20年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）         |
| 日程第11 | 議案第63号 平成20年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）         |
| 日程第12 | 議案第64号 平成20年度弥富市一般会計補正予算（第6号）                |
| 日程第13 | 発議第13号 介護保険制度の抜本的改善と介護労働者の処遇改善を求める意見書の提出について |
| 日程第14 | 発議第14号 安心して子育てできる制度の確立を求める意見書の提出について         |
| 日程第15 | 発議第15号 不安定雇用の解消を求める意見書の提出について                |
| 日程第16 | 閉会中の継続審査について                                 |

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2 時00分 開議

- 議長（黒宮喜四美君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、安井光子議員と三宮十五郎議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 議案第54号 弥富市税条例の一部を改正する条例の一部改正について

日程第 3 議案第55号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について

日程第 4 議案第56号 弥富市障害者医療費支給条例等の一部改正について

日程第 5 議案第57号 平成20年度弥富市一般会計補正予算（第 5 号）

日程第 6 議案第58号 平成20年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 7 議案第59号 平成20年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 8 議案第60号 平成20年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 9 議案第61号 平成20年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第10 議案第62号 平成20年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第11 議案第63号 平成20年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

日程第12 議案第64号 平成20年度弥富市一般会計補正予算（第 6 号）

- 議長（黒宮喜四美君） この際、日程第 2、議案第54号から日程第12、議案第64号まで、以上11件を一括議題とします。

本案11件に関し、審査経過の報告を、まず総務委員長、お願いします。

- 総務委員長（立松新治君） 総務委員会に付託されました案件は、議案第54号弥富市税条例の一部を改正する条例の一部改正についてほか 3 件であります。

本委員会は、去る12月17日に開催し、審査を行いましたので、その審査結果を報告申し上げます。

まず、議案第54号弥富市税条例の一部を改正する条例の一部改正については、今般、愛知県が個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人を指定したことに伴い、市の税条例を改正するものであり、全会一致で原案を了承いたしました。

次に、議案第57号平成20年度弥富市一般会計補正予算（第 5 号）のうち、当委員会の所管に係る予算について審査をいたしました。

歳出の主なものは、ガソリンの高騰による燃料費120万円、十四山支所へ図書コーナーを設けるための工事請負費3,780万円など増額補正をするものであります。採決の結果、全会

一致で原案を了承いたしました。

次に、議案第59号平成20年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）について審査をいたしました。

この補正予算は、土地の売払収入895万2,000円を歳入に計上し、同額を土地開発基金繰出金として歳出に計上するものであり、採決の結果、全会一致で原案を了承いたしました。

次に、議案第64号平成20年度弥富市一般会計補正予算（第6号）について審査をいたしました。

この補正予算は、南部地区のケーブルテレビ事業に伴う情報通信基盤整備事業費補助金3億円と、その事業者に対する出資金5万円を計上するものであり、歳入として、国からの地域情報通信基盤整備推進交付金として1億5,000万を増額補正するものであります。採決の結果、全会一致で原案を了承しました。

以上、報告を終わります。

- 議長（黒宮喜四美君） 次に建設経済委員長、お願いします。
- 建設経済委員長（中山金一君） 中山でございます。建設経済委員会の結果を御報告いたします。

建設経済委員会に付託されました案件は、議案第57号平成20年度弥富市一般会計補正予算（第5号）、議案第60号平成20年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議案第62号平成20年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の3件でございます。

常任委員会は、去る12月12日に、市長、副市長を初め関係部課長、常任委員全員、委員外出席者2名出席のもとに開催し、審査を実施しましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

議案第57号平成20年度弥富市一般会計補正予算（第5号）、議案第60号平成20年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議案第62号平成20年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、各会計とも職員給与等の精査による減額補正であります。

また、議案第60号平成20年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、十四山西部地区における農業集落排水事業費の精査及び十四山東部地区において実施されます農業集落排水事業建設費2,400万円の繰越明許費における事業対応する旨の3件について説明があり、建設経済委員会において審査しましたところ、採決の結果、全員一致で原案を了承いたしました。

以上、報告を終わります。

- 議長（黒宮喜四美君） 次に厚生文教委員長、お願いします。

- 厚生文教委員長（山本芳照君） 厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第55号弥富市国民健康保険条例の一部改正を初め6議案であります。

本委員会は、去る12月11日午前10時より開催し、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

まず、議案第55号弥富市国民健康保険条例の一部改正について及び議案第56号弥富市障害者医療費支給条例等の一部改正について、それぞれ審査をいたしました。

議案第55号弥富市国民健康保険条例の一部改正は、産科医療補償制度創設に伴い、出産育児一時金を35万円から38万円に引き上げるものであり、議案第56号弥富市障害者医療費支給条例等の一部改正は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律の一部改正に伴い、弥富市障害者医療費支給条例、弥富市母子家庭等医療費支給条例、弥富市精神障害者医療費支給条例の3条例に規定する受給資格者から中国残留邦人等を除外するものであり、それぞれ2議案を、採決の結果、全会一致で原案を了承いたしました。

次に、議案第57号平成20年度弥富市一般会計補正予算（第5号）から議案第58号平成20年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第61号平成20年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）及び議案第63号平成20年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の以上4件を一括で審査をいたしました。

一般会計補正予算の主なものは、保育所児童クラブの臨時職員賃金1,340万円、子ども医療費助成費2,000万円、（仮称）第2さくら児童クラブ開設準備費用75万円、平成19年度の額の決定による生活保護費国庫・県費負担金過年度分返還金1,144万8,000円、対象者増による麻疹等個別予防接種委託料840万円、適応指導支援室開設準備費用856万5,000円、弥富北中学校駐輪場160台増設工事費2,000万円、十四山図書室開設準備費用1,260万円。

国民健康保険特別会計補正予算の主なものは、出産育児一時金減額525万円、葬祭費減額500万、平成20年度額の確定による後期高齢者支給金、老人保健医療費支出金など減額3,330万円。

介護保険特別会計補正予算は、高額医療費合算介護サービス及び介護認定審査項目追加等によるシステムの改修委託料170万円。

後期高齢者医療特別会計補正予算は、物価急騰による徴収軽減システム電算化委託料45万円等の説明があり、委員より白鳥保育所の保育時間の延長、児童館の運営方法の改善などの意見がありました。

以上4議案を一括採決の結果、全会一致で原案を了承しました。

以上、御報告申し上げます。

- 議長（黒宮喜四美君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 討論なしと認め、採決に入ります。

議案第54号から議案第64号までの11件は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第54号から議案第64号までの11件は原案どおり可決決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 発議第13号 介護保険制度の抜本的改善と介護労働者の処遇改善を求める意見書の提出について

日程第14 発議第14号 安心して子育てできる制度の確立を求める意見書の提出について

日程第15 発議第15号 不安定雇用の解消を求める意見書の提出について

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第13、発議第13号から日程第15、発議第15号まで、以上3件を一括議題とします。

本案は議員提案でありますので、提出者の三宮十五郎議員に提案理由の説明を求めます。

三宮議員。

- 12番（三宮十五郎君） 発議第13号から発議第15号まで3件の意見書提出について、提案理由の説明を申し上げます。

最初に、発議第13号介護保険制度の抜本的改善と介護労働者の処遇改善を求める意見書の提出についてでございますが、介護を必要とする人がいつでもどこでも十分な介護サービスが利用できるよう、国庫負担をふやし、保険料を引き下げるなど、介護保険制度の抜本的改善と、介護を支えるヘルパーやケアマネジャーなど介護労働者の仕事に見合った報酬と処遇が保障されるよう、改善を国に要望するものでございます。

発議第14号安心して子育てできる制度の確立を求める意見書の提出については、国の責任で小学校就学前までの子供の医療費無料制度の創設。それから妊産婦健診の国庫負担の拡充。現在、国は5回までは市町村の責任で行い、あとの9回について2分の1を国が負担するとしておりますが、国の制度として提唱したものでございますので、ぜひ14回すべてを2分の1国庫負担にすることなどを求めています。

それから、現在、国の制度の改正によりまして、法律に基づいて保育料を軽減したときの運営費の国庫負担が、法律に基づいて軽減した額の2分の1を国、4分の1を県、4分の1を市町村が負担をするという制度がございましたが、これが今日では民間保育所だけにされ

ました。国は税源移譲などで補てんをしたと言っておりますが、全国の市町村のほとんどは交付団体でありまして、税源移譲の分は交付税がそっくり減る仕組みになっておりまして、本当に将来を支える乳幼児に必要な保育、あるいはその年代の子供にふさわしい知的な成長をしていくために、国自身も幼保一元化というようなことを長く言っておりますが、それが民間保育所以外の多くの分は市町村が負担をしなければならない仕組みになっております。これをぜひもとの制度に戻していただくなどいたしまして、子供を産み育てることが安心してできる社会を目指す自治体の仕事ができるように国に要望するものでございます。

発議第15号不安定雇用の解消を求める意見書の提出についてでございますが、今、自動車・電機産業等によります非正規雇用労働者の大量解雇や、企業の一方的な内定取り消しは、社会全体の活力を失うことになりかねず、若年世代においては将来の生計の不安定を招き、国と地方の将来にも重大な影響を及ぼすことが心配されております。不安定な雇用対策の解消を図る緊急対策を実施されることを国に対して要望するものでございますので、以上、皆様方の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

- 議長（黒宮喜四美君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案3件は原案どおり可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、本案3件は原案どおり可決決定しましたので、地方自治法第99条の規定により、関係機関に意見書を提出しておきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 閉会中の継続審査について

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第16、閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長の申し出どおり決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出どおり決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

ここで、服部市長から年末に当たり発言を求められていますので、これを許可します。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 平成20年12月議会閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

11月26日から12月19日までの24日間、提案いたしました議案を慎重審議賜り、滞りなく可決・承認をいただき、まことにありがとうございました。

さて、弥富市もはや合併から3度目の新年を迎えようとしておりますが、市議会や市民の皆様の方強い御支援と御協力をいただきながら市政を推進することができましたことを、心より御礼申し上げます。

特に本年は、合併後の市を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、市民の皆様とともに取り組むこれからのまちづくりの方向性を明らかにする第1次弥富市総合計画を取りまとめることができました。新年から、将来都市像「みんなでつくるきらめく弥富 自然と都市が調和する元気交流空間」の実現に向け、新たな一步を踏み出すわけですが、市議会や市民の皆様の方の英知と力を結集し、市政運営に当たってまいりたいと思います。より一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

いよいよ厳寒に向かいます折から、皆様には切に御自愛くださいまして、御多幸な新春をお迎えくださいますようお願い申し上げます、私のあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長（黒宮喜四美君） 私からも一言ごあいさつを申し上げます。

年末に際し、本年3月から、議員各位の御推挙によりまして議長に就任をさせていただき、平成20年最後の定例会であります12月議会も閉会を迎えることができました。これもひとえに皆様の方の温かい御支援と御協力のたまものでございまして、心より厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

この1年間、皆様方におかれましては、市民の代表としてそれぞれの立場で市政に御尽力を賜り、市政も順調に進展をしており、議会としての使命を果たすことができました。新しい年、平成21年におきましても、弥富市がますます発展するように、市民の代表としての重責を全うすべく御尽力を賜りますようお願いを申し上げるところでございます。

これから寒さも一段と厳しくなりますので、皆様方におかれましては健康に御留意をいただき、輝かしい新年をお迎えになられますようお願いを申し上げます、ごあいさつといたします。

これをもって、平成20年第4回弥富市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時23分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 黒 宮 喜四美

同 議員 安 井 光 子

同 議員 三 宮 十五郎